

令和7年度第5回小金井市廃棄物減量等推進審議会 次第

令和7年10月8日（水）

午後2時から午後4時まで

小金井市野川クリーンセンター 研修室

1 開 会

2 議 題

(1) 小金井市一般廃棄物処理基本計画等について

資料1 小金井市災害廃棄物処理計画（素案）

資料2 小金井市一般廃棄物処理基本計画（素案）

資料3 小金井市食品ロス削減推進計画（素案）

(2) 令和8年度小金井市一般廃棄物処理計画 諮問

資料4 令和8年度小金井市一般廃棄物処理計画（諮問案）

(3) その他

小金井市災害廃棄物処理計画

(素案)

平成 31 年 3 月

(令和 8 年●月改定)

小金井市

目 次

第 1 章 基本的事項.....	1
第 1 節 背景.....	1
第 2 節 計画の目的.....	2
第 3 節 計画の位置付け.....	3
第 4 節 計画の対象.....	4
1. 対象とする災害.....	4
2. 被害規模の想定.....	4
3. 対象とする廃棄物.....	5
第 5 節 基本方針.....	6
第 6 節 処理目標期間の設定.....	7
1. 災害廃棄物合同処理本部の立ち上げ.....	7
2. 仮置場の概要.....	8
第 7 節 各主体の役割.....	10
1. 市の役割.....	10
2. 市民・災害ボランティアの役割.....	10
3. ごみゼロ化推進員の役割.....	10
4. 民間事業者の役割.....	11
5. 一部事務組合の役割.....	11
6. 東京都の役割.....	11
7. 国の役割.....	11
8. 協定事業者の役割.....	12
第 8 節 発災前後の業務の流れ.....	13
第 2 章 平常時の対策.....	14
第 1 節 組織体制の構築.....	14
第 2 節 協力体制・受援体制の構築.....	15
1. 国及び東京都との連携.....	16
2. 一部事務組合等との連携.....	16
3. 他自治体、民間事業者等との協定.....	16
4. 災害ボランティアの連携構築.....	16
5. 市民との協力体制.....	16
6. 広域連携体制の構築.....	16
第 3 節 災害時に発生する廃棄物の処理の検討.....	17
1. 災害時に発生する廃棄物処理の全体像.....	17
2. 生活ごみ・避難所ごみの処理.....	21
3. し尿の処理.....	22
4. 災害廃棄物の処理.....	23

第4節 一次仮置場等候補地の検討	26
第5節 職員への教育訓練	27
第6節 本計画の見直し	27
第3章 初動期（発災後約1か月まで）	28
第1節 発災から24時間まで	28
1. 廃棄物処理に関する組織の設置	28
2. 廃棄物処理に関する情報収集	28
3. 周知・広報	30
第2節 発災24時間～72時間まで	32
1. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理の検討	32
2. 災害廃棄物発生量の推計	32
3. 片付けごみの収集体制の構築	33
4. 地区集積所の開設・運営	33
5. 災害廃棄物等の受入調整	34
第3節 発災72時間～1週間まで	35
1. 収集・運搬の実施	35
2. 一次仮置場の開設・運営	35
3. 支援の要請、広域連携体制の判断	36
第4節 発災1週間～1か月まで	37
1. 公費解体等の実施判断・準備	37
2. 災害廃棄物処理実行計画の策定（処理期間及び処理スケジュールの検討）	38
3. 補正予算編成及び補助金導入の検討	38
第4章 応急対策期～災害復旧・復興期	39
第1節 災害廃棄物処理実行計画の見直し	39
1. 災害廃棄物の発生量、処理可能量の見直し	39
2. 処理スケジュール・処理フローの見直し	39
3. 組織体制、協力体制の見直し	39
4. 一次仮置場等の見直し、閉鎖・返還方法の検討	39
第2節 被災家屋の解体撤去	40
第3節 国庫補助金業務	40
第4節 災害廃棄物処理の進捗管理	40

第 1 章 基本的事項

第1節 背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物の処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼしました。令和 6 年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震では、道路の寸断や廃棄物処理施設の被災により、廃棄物処理に大きな支障が生じました。これらのほかにも、近年、全国各地で大規模な地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）及び「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正や、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」への災害廃棄物対策事項の追加といった制度的な対応を行いました。さらに、東日本大震災等の災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成 30 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を改定する等、地方公共団体における災害対応力の強化に取り組んでいます。

東京都は、令和 4 年 5 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 東京都防災会議。以下、「都の被害想定」という。）の見直しを行いました。また、近年風水害が増加していることを踏まえ、災害廃棄物処理の実効性向上や風水害等への対応強化等を図るため、令和 5 年 9 月に「東京都災害廃棄物処理計画」を改定する等、災害廃棄物への対応力の強化に取り組んでいます。

表 1-1 これまでの大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	発生日月	災害廃棄物発生量	処理期間
東日本大震災	2011年3月	3,100万トン (津波堆積物含む)	約3年 (福島県除く)
阪神・淡路大震災	1995年1月	1,500万トン	約3年
令和6年能登半島地震	2024年1月	422万トン (2025年1月時点)	約2年*
平成28年熊本地震 (熊本県)	2016年4月	311万トン	約2年
平成30年7月豪雨 (岡山県, 広島県, 愛媛県)	2018年7月	190万トン	約2年
令和元年台風第19号	2019年9~10月	109万トン	約2.5年
新潟県中越地震	2004年10月	60万トン	約3年
令和2年7月豪雨	2020年7月	42万トン	約2.5年

参考：令和6年度災害廃棄物対策推進検討会資料より抜粋（令和6年度 環境省）

※：本計画改定時において石川県が設定した処理目標期間を示します。

第2節 計画の目的

災害時には、被災家屋の後片付けにより生じる廃棄物、損壊家屋の解体・撤去により発生する廃棄物、避難拠点等から排出される避難所ごみ等を処理する必要があります。加えて、家庭から排出される生活ごみ

等を同時に処理しなくてはなりません。これらの廃棄物の処理が滞ると、市民の健康や生活環境に重大な影響を生じさせるおそれがあります。また、その後の復旧・復興の妨げにもなります。

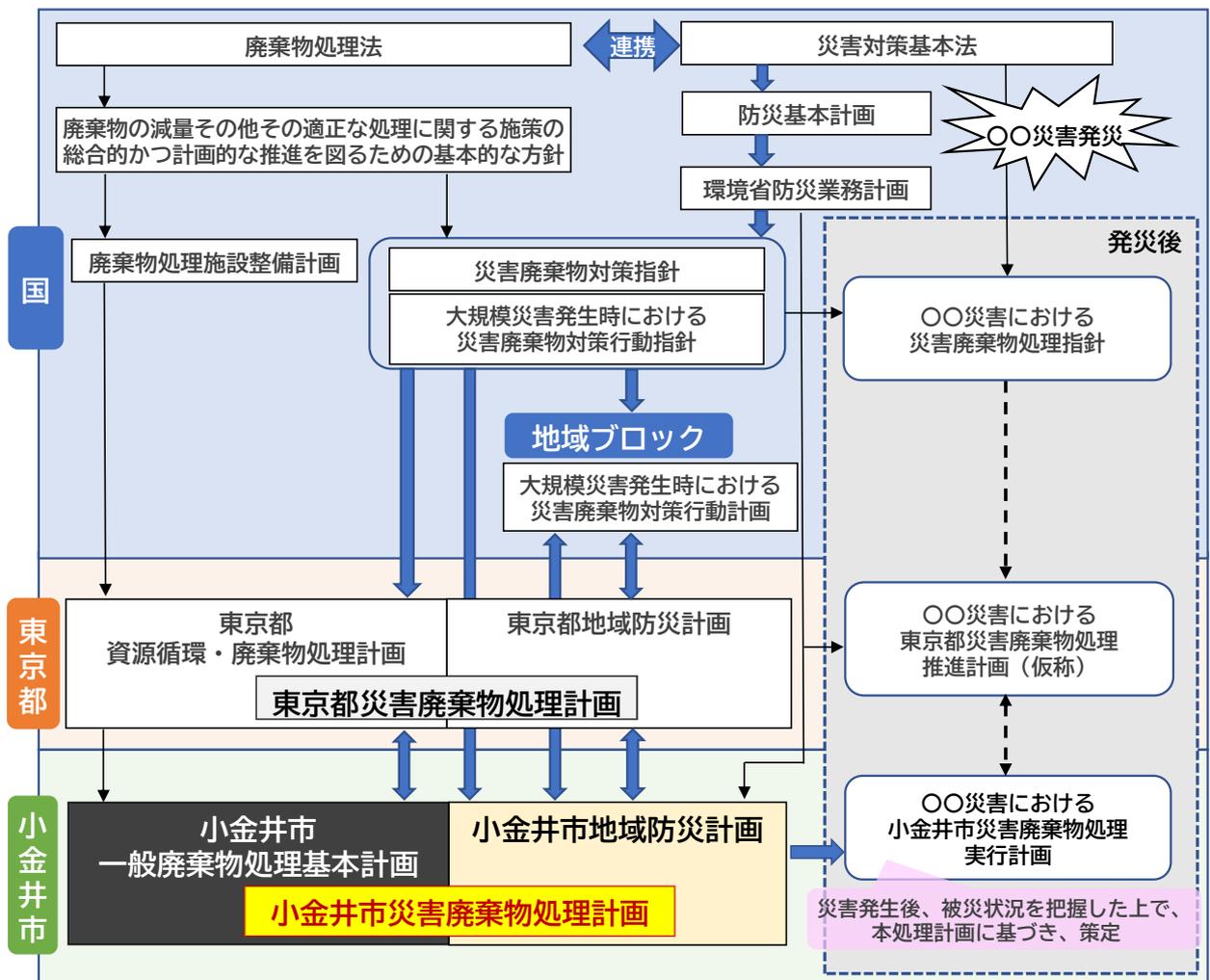
「小金井市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）は、大規模災害の発生時に、膨大に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の被害を防止するとともに、早期の復旧・復興に資するための基本的事項を定めるものです。

発災後、市は、本計画に基づき初動対応を実施します。その後、災害の規模や被害状況等に応じた災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害時に発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を推進します。

第3節 計画の位置付け

本計画は、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画です。同じく国が定めた「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」、「小金井市地域防災計画」等の関連計画等と整合を図り、災害時に発生する廃棄物の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。

各計画や法令等との相互関係は図 1-1 に示すとおりです。



出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）に一部加筆

図 1-1 本計画の位置付け

第4節 計画の対象

1. 対象とする災害

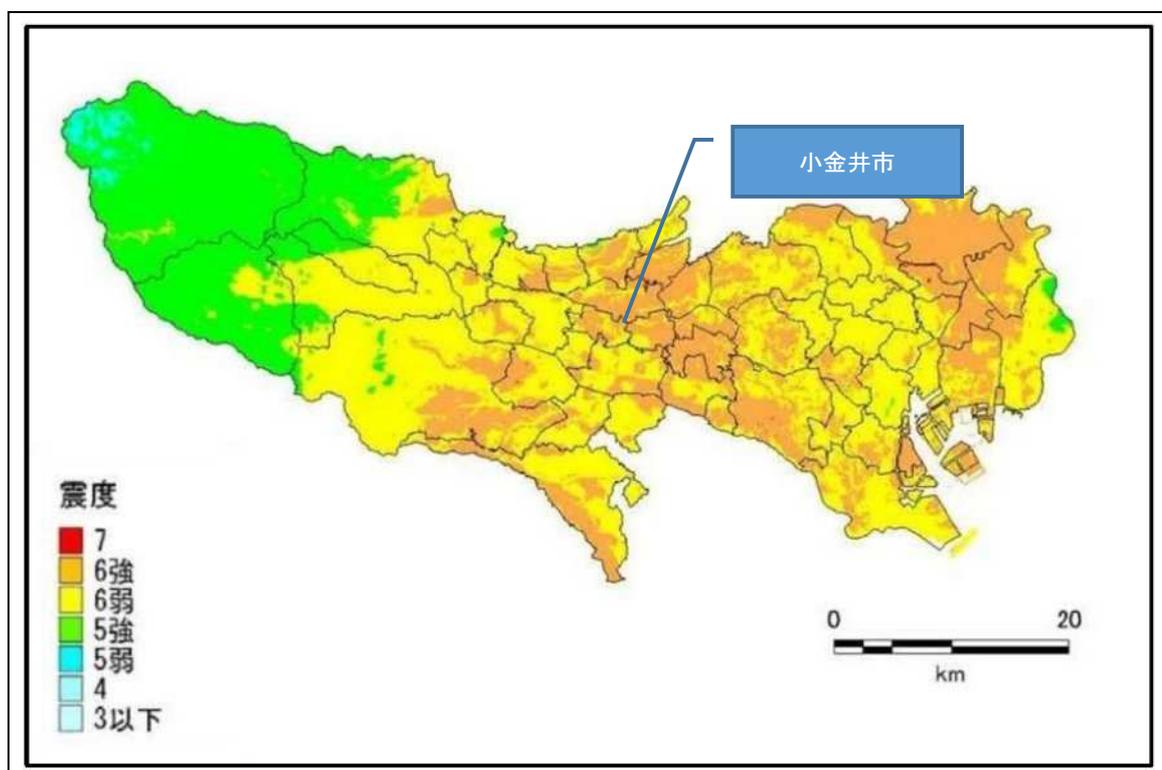
本計画は、地震災害、風水害、土砂災害及び火山災害を対象とします。(対象とする災害の詳細は巻末資料 P○参照)

2. 被害規模の想定

風水害等による被害は地震と比較して限定的となることが想定されるため、本計画では主に地震災害による最大規模の被害を想定します。令和4年5月に見直された「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年 東京都防災会議)における、市の最大規模の被害(図1-2 多摩東部直下地震)として、家屋の全壊被害445棟、半壊被害1,567棟などにより約20万トンの災害廃棄物が発生する見込みです。(被害規模の詳細は巻末資料 P○参照)

風水害により発生する廃棄物は、水を含んでいて腐敗が早い、台風が通過後すぐに後片付けが始まると一斉に排出されるといった特徴があります。風水害特有の課題については、それぞれの項目において特記します。

※風水害への対応箇所については「★」により示します。



出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）

図 1-2 多摩東部直下地震 (M7.3、最大震度6強)

3. 対象とする廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市域内で発生した災害廃棄物は、市が包括的な処理責任を負います。災害時には平常時に排出される廃棄物に加え、被災家屋の後片付けによって発生する片付けごみや被災家屋等の解体により発生する解体ごみ及び被災者や避難者の生活に伴い発生する生活ごみ・避難所ごみ等が発生します。

発災後においても、被災を免れた家屋から発生する生活ごみは、被災状況を勘案したうえで、原則として、平常時と同様に処理します。ただし、平常時と同様の処理が困難な場合は、生活環境を悪化させないように配慮した上で、収集するごみの種類、排出場所等に制限を設けて処理を行うこともあります。

本計画で対象とする廃棄物は、表 1-2 の赤枠で示すとおりです。

事業系廃棄物については、原則、排出者責任のもと事業者が処理を行うこととします。平常時において市が収集・運搬している小規模事業者等の事業系一般廃棄物については、処理施設等への搬入が困難になる場合は必要に応じて、排出抑制や一時的な保管に関して協力を要請します。

また、火山噴火が発生すると膨大な火山灰の発生が懸念されますが、火山灰は廃棄物処理法における廃棄物には該当しません。ただし、市の地域防災計画では灰の処理に関する対策を定めていることから、灰の処理や火山灰と災害廃棄物が混合状態となり分離が難しくなった際の対応については、国や東京都と協議して指示を得ながら庁内他課と連携して対応に当たります。

表 1-2 本計画で対象とする廃棄物

廃棄物の種類		内容
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物（解体ごみ） 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 被災施設の仮設トイレからのし尿 その他、災害に起因する廃棄物
	避難所ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> 被災した市民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。） 避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）
	家庭ごみ、し尿	通常生活で排出される生活ごみ・し尿
	事業系一般廃棄物	事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）を元に一部加筆・変更

第5節 基本方針

本計画は、災害廃棄物処理を進めるに当たって、市民の生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧・復興に資する処理」、災害を克服した後も「持続性を確保できる処理」の実現を重視します。この考え方に即し、次の7つを基本方針として定めます。

表 1-3 基本方針

安全で安心できる処理	復旧・復興に資する処理	持続性を確保できる処理
		
① 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。	
② 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。	
③ 環境に配慮した処理	災害時の混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。	
④ 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。	
⑤ 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺市民や処理従事者の安全の確保を徹底します。	
⑥ 再資源化の推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限り再資源化を推進し、最終処理量の削減を図ります。	
⑦ 経済性に配慮した処理	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、コスト意識を持ち、可能な限り経費の削減に努めます。	

参考：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月 東京都）

第6節 処理目標期間の設定

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、支障がある場合はそれを除去し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を再開します。

早期の復旧・復興に向け、片付けごみ・解体ごみ等の災害廃棄物の処理は、可能な限り早期の完了を目指します。

処理目標期間は、災害の規模に応じて個別に設定しますが、過去の大規模災害における処理期間を踏まえ、最長で3年とします。

なお、個別の災害の処理期間について国の指針等が示された場合は、その期間と整合性を図り設定します。

1. 災害廃棄物合同処理本部の立ち上げ

大規模な災害が発生した場合、平常時に廃棄物処理において一部事務組合を構成し処理している自治体は、構成自治体と一部事務組合と災害廃棄物を合同で処理するための組織（災害廃棄物合同処理本部）を立ち上げて対応します。

大規模な災害が発生した際は膨大な災害廃棄物が発生することから、平常時の廃棄物処理施設等だけでは処理目標期間内に災害廃棄物を処理できないことが想定されます。災害廃棄物処理を加速化させるため、災害廃棄物合同処理本部や東京都等の各主体と連携して、広域処理することを検討します。



図 1-3 各主体との連携の考え方

2. 仮置場の概要

仮置場とは、被災家屋等の後片付け、損壊家屋の解体等により発生した災害廃棄物のうち、処理施設に直接搬入できないものを一時的に保管するため臨時に設置するものです。

市は、発災時に発生する膨大な量の災害廃棄物を処理目標期間内に適正に処理するために、緊急仮置場、地区集積所、一次仮置場の3種類の仮置場を設置します。また、甚大な被害が発生した場合は複数自治体により合同で二次仮置場も設置することを検討します。

仮置場の分類は表 1-4 のとおりです。

表 1-4 仮置場の分類

分類	役割・特徴
緊急仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 市による戸別収集の対象になる災害廃棄物の、緊急排出先として設けられる。 原則、平常時にごみを排出している場所とし、被災者（災害ボランティアを含む）自らが排出することとする。ただし、救助捜索活動や緊急車両など通行の妨げにならないよう注意する。 平常時のごみ収集が再開された際に混合化しないように片付けごみであることを表記する等、この段階でできる限り分別して排出する。 ★水害等の被害が局地的な災害の場合、片付けごみの戸別収集（緊急仮置場の開設のみ）で対応する場合もある。
	開設時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> 収集体制を速やかに構築し、可能な限り早期に開設 被災家屋等の後片付けが終わり、一次仮置場への搬出が終わるまでの数週間
分類	役割・特徴
地区集積所	<ul style="list-style-type: none"> 被災家屋から発生した破損・故障した家財道具等を一時的に集積する。 原則、被災者（災害ボランティアを含む）自らが排出することから、可能な限り被災地域全域に設置する。 市が選定した中規模な市内の公園等に設置する。また、平常時に自主防災組織が市と協議し、選定した自主防災組織が管理する地区集積所も含む。 市が指定する品目のみ分別して集積する。（分別例：廃家電（家電4品目以外）、金属（40cm以上）、プラごみ（40cm以上）、布団、危険物等） ごみゼロ化推進員の協力のもと、市が地区集積所を管理・運営する。
	開設時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> 被災者が早期に後片付けを開始できるように可能な限り早期に開設 被災家屋等の後片付けが終わり、一次仮置場への搬出が終わるまでの数か月

※東京都災害廃棄物処理計画で定められている「集積所」を、市では「緊急仮置場」と「地区集積所」に細分類しています。

分類	役割・特徴
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・主に市の民間委託事業者や家屋解体事業者等が地区集積所や被災現場等から搬入する。災害廃棄物の前処理(粗選別、破碎等)を行い、中間処理施設等へ積み替える拠点としての機能を持つ。 ・大規模な市内の公園や運動場等に設置する。 ・緊急仮置場や地区集積所から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業によりコンクリートがら、木くず、可燃物、不燃物、家電4品目等に分別して集積する。 ・協力協定事業者等による運営を想定し、市は開設した一次仮置場を巡回管理する。
	開設時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> ・片付けごみの戸別収集が開始される前までに開設 ・災害廃棄物処理が完了するまで開設（1年以上に及ぶことがある） ・中間処理施設等への搬送が終了し、使用終了箇所から順次廃止

分類	役割・特徴
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場での分別・選別が不十分である場合や一次仮置場の保管能力が不足している場合、必要に応じて複数自治体による合同で設置する。 ・一次仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。 ・二次仮置場は甚大な被害が発生し、膨大な災害廃棄物が一度に発生した場合等に設置するもので、仮設処理施設の設置を含めて東京都に委託することもある。
	開設時期・使用期間
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が甚大な場合、被災後数ヶ月以内に開設 ・搬入された災害廃棄物を全て搬出するまで開設（1年以上に及ぶことがある）

参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省）

※緊急仮置場・地区集積所・一次仮置場・二次仮置場の総称を「仮置場」とします。

第7節 各主体の役割

1. 市の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市が包括的な処理責任を負っています。市は、自区域内で発生した災害廃棄物について、必要に応じて収集し、処理・処分まで一時的に保管するための地区集積所・一次仮置場（以下、「一次仮置場等」という。）の管理・運営を行います。並行して、生活ごみ・避難所ごみ・し尿等の収集・運搬を行います。災害廃棄物等の処理については、平常時から災害時の対応について一部事務組合等と協議し、協力・連携体制を構築します。

2. 市民の役割

被災地域の市民は被災者であり、かつ廃棄物の排出者です。まずは自らの生命と安全な生活を確保することが第一ですが、災害時に発生する廃棄物の適正な処理のためには、排出段階での分別の徹底等の役割を果たすことが求められます。

また、後片付けに便乗して災害に起因した廃棄物以外のものを出さない、定められた仮置場等以外の場所に勝手に出さないなど、緊急時だからこそ、モラルのある排出が求められます。

自主防災組織で市民が災害時に片付けごみを排出できるように独自の地区集積所候補地を平常時に検討する場合は、市と協議・情報共有しながら候補地を選定する等の協力・連携体制の構築に協力することが求められます。

3. ごみゼロ化推進員の役割

市民の代表として排出段階での分別の徹底などを率先して実行することが求められます。災害時に市が周知・広報する内容を市民に広げる役割も期待されます。

また、災害時に市が開設する地区集積所の管理・運営について、市の協力要請に則り、管理・運営の補助を行うことが求められます。

4. 災害ボランティアの役割

災害ボランティアは、市と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行うことがあります。市が定めた排出段階での分別や市が指定している排出先に持ち込む等の協力が求められます。

被災された市民にとって、心身ともに疲弊した状態であることから、被災市民に寄り添った行動が求められます。

5. 民間事業者の役割

排出事業者は、原則として排出者責任に基づき、事業に伴い排出される廃棄物の処理を行います。また、危険物、有害物等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めることが求められます。

ただし、平常時と同様の処理が困難な場合などは、排出抑制や一時的な保管に関する要請に応じるなど、市の廃棄物処理に協力することが求められます。

6. 一部事務組合の役割

浅川清流環境組合は、平常時から災害時に発生した廃棄物の受入に関して市と協議を行い、災害時には適正かつ円滑・迅速に廃棄物の処理を行います。

また、組合施設での処理が困難な場合は、他の処理施設での処理について検討・調整する必要があることから、平常時より東京都と災害時の対応に関して調整を行います。

7. 東京都の役割

東京都は、各自治体が適正に災害廃棄物を処理できるよう、被災状況や対応状況等を踏まえた技術的支援、他道府県への広域処理の要請等の各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受け、市における廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などに、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受けて、市に代わって東京都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがあります。

8. 国の役割

国（環境省）は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等（詳細については巻末資料 P〇参照）をはじめとした被災自治体への支援の枠組みを整備・構築します。発災後は必要に応じて環境省職員の現地派遣や東京都を通じた技術的助言を行うなど、処理主体である市が適正に災害廃棄物を処理できるよう支援します。併せて、大規模災害発生時における特例措置の検討、処理事業費の概算の考え方、財政措置の事務手続の簡素化、速やかな交付等、制度面・財政面からも必要な支援を実施します。

また、市において災害廃棄物処理の対応が困難な場合には、災害対策基本法第 86 条の 5 の規定に基づく市からの要請を受けて、代行の可否を確認した上で、国による代行処理が行われることがあります。

9. 協定事業者の役割

協定事業者等は、市と締結した協定内容に基づき、可能な範囲で災害時に発生した廃棄物処理に必要な車両・人員・資機材等の確保・調達に係る支援を行うなど、市と協力して災害時の廃棄物処理対応に当たります。また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、東京都及び市が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見や能力を活かした役割を果たすことが求められます。

第8節 発災前後の業務の流れ

平常時及び発災後に市が取り組むべき業務の流れを以下に示します。なお、災害の種類により優先順位、対応方針等が変わるため、様々な状況での業務の流れを整理し、災害廃棄物対策マニュアルの作成を進めます。

平常時 (発災前)	①組織体制の構築	
	②協力体制・受援体制の構築	
	③災害時に発生する廃棄物の処理の検討	
	④一次仮置場等候補地の検討	
	⑤職員への教育訓練	
	⑥本計画の見直し	
↓ 発災！		
初動期	発災から 24 時間まで	①廃棄物処理に関する組織の設置
		②廃棄物に関する情報収集
		③災害時に発生する廃棄物の処理方針の決定
		④周知・広報
	↓	
	発災 24 時間～ 72 時間まで	①生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理の検討
		②災害廃棄物発生量の推計
		③片付けごみの収集体制の構築
		④地区集積所の開設・運営
		⑤災害廃棄物等の受入調整
	↓	
	発災 72 時間～ 1 週間まで	①収集・運搬の実施
		②一次仮置場の開設・運営
		③支援の要請、広域連携体制の判断
	↓	
	発災 1 週間～ 1 か月まで	①公費解体の実施判断・準備
	②災害廃棄物処理実行計画の策定	
	③補正予算編成及び補助金導入の検討	
↓		
応急対策期～ 災害復旧・復興期	①災害廃棄物処理実行計画の見直し	
	②被災家屋の解体撤去	
	③国庫補助金業務	
	④災害廃棄物処理の進捗管理	

図 1-4 発災前後の業務の流れ

第2節 協力体制・受援体制の構築

災害時に発生する廃棄物を適正に処理するため、関係行政機関だけでなく市民・災害ボランティア・事業者等も含め、関係主体との協力・連携体制を速やかに構築する必要があります。市が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を推進します。(各種協定は巻末資料P〇〇参照)

被災した場合は、協定や相互支援の枠組み等に基づき、様々な主体からの支援が想定されます。これらの支援を円滑に受け入れるための受援体制を発災後早期に構築します。他自治体等からの支援が開始されるまでに一定の時間を要することを踏まえ、対応事項に優先順位をつけ、受援体制を構築します。「いつ」「誰から」「何を」「どうやって」支援を受けるかを明確にし、支援を最大限活用します。

平常時には国や東京都が実施する研修等を通じて、国や東京都との連携体制、他自治体等（近隣及び遠隔地の自治体）、民間事業者等との連携体制を強化・顔の見える関係を構築します。

表 2-1 想定される支援内容及び支援主体

支援内容（例）		国・ 学識経験者	他自治体	民間事 業者	災害 ボランティア
総合調整	対応方針検討、各種業務調整等	全体を通じての助言	○		
実行計画策定	災害廃棄物処理実行計画策定の補助等		○	○	
設計・積算	発注に係る設計・積算補助等		○	○	
契約	契約事務補助等		○		
書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等		○		
ごみの排出	被災家屋からのごみ出し、分別作業 避難拠点等での分別補助		○	○	○
収集・運搬	生活ごみ・避難所ごみ・し尿等の 収集・運搬		○	○	
情報収集 現地確認	発災後の対応状況等に係る情報収集 一次仮置場等の状況に係る現地確認		○	○	
一次仮置場等の 管理・運営	一次仮置場等の運営 管理状況の監督等		○	○	
窓口対応	窓口問合せ対応等		○		
広報	市民への広報		○		

1. 国及び東京都との連携

国や東京都との連携体制を構築し、常に災害廃棄物に関する最新情報を得るよう努めます。

また、被害が甚大な場合、「災害対策基本法」第 86 条の 5 に基づく代行処理を迅速に行えるようにします。

2. 一部事務組合等との連携

一部事務組合及びその構成市とともに、災害廃棄物に関する協議を進め、合同処理のための連携体制を速やかに構築します。

3. 他自治体、民間事業者等との協定

災害廃棄物を速やかに処理するため、他自治体（近隣及び遠隔地の自治体）や民間事業者等と災害廃棄物の処理や物資の提供等に関する協定を締結するよう努めます。

4. 災害ボランティアの連携体制の構築

発災後のニーズに即したボランティア活動が展開できるよう、小金井市社会福祉協議会や東京都災害ボランティアセンターとの連携を強化するとともに、災害ボランティアへの協力依頼事項を速やかに提示します。

5. 市民との協力体制

発災後の混乱した状況下においても、市民に正確な情報を伝え、速やかに災害廃棄物処理を行うため、ごみゼロ化推進員をはじめとした市民との協働を図り、役割を明確にした初期対応に当たれるよう協力体制の構築を進めます。

6. 広域連携体制の構築

大規模な災害の発生に備え、国や東京都、一部事務組合（構成市含む）、協定締結自治体、民間事業者等との広域連携体制を構築するとともに、国等からの支援の活用を行います。

第3節 災害時に発生する廃棄物の処理の検討

1. 災害時に発生する廃棄物処理の全体像

時間の経過に応じて変化する災害廃棄物の発生量（図 2-2）に示すとおり、発災直後から処理完了までの間に様々な対応が求められます。安定的かつ着実に災害廃棄物処理対応に当たるためにも、災害時に発生する廃棄物の処理フローを平常時から検討し、災害時に被害状況に応じて適切に対応に当たります。

また、発災後の時期によって発生する廃棄物の種類や量も異なるため、時期区分に応じた対応が必要です。特に発災初動期での対応が遅れると、その後の対応全てに影響し、処理目標期間での処理が困難となるため、発災初動期に対応すべき事項は事前に整理する必要があります。発災後の時期区分に応じた対応のポイントは表 2-2 のとおり、災害時に発生する廃棄物処理の全体スケジュールは図 2-3 のとおりです。

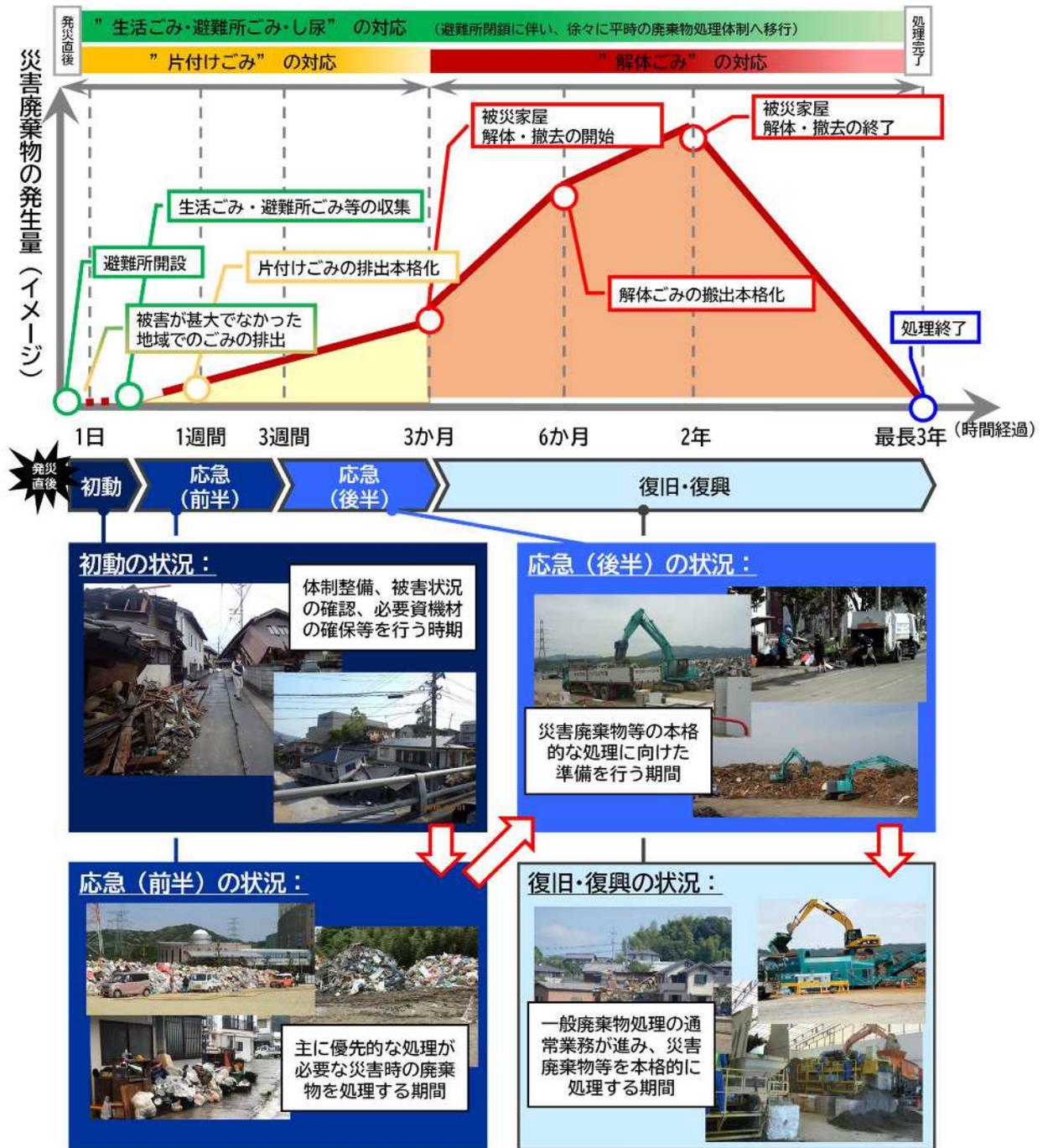


図 2-2 時間の経過に応じて変化する災害廃棄物の発生量

表 2-2 発災後の時期区分に応じた対応のポイント

時期区分	対応のポイント
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・安全及び組織体制の確保・決定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通信手段の確保、安否情報・参集状況の確認、災害時組織体制への移行 ・情報収集、当面の処理の見通しに係る判断 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被災状況に係る情報収集、災害廃棄物発生量の推計に向けた情報収集、被災状況に応じた支援要請 ・生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保、処理方針の決定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 収集・運搬体制の確保、処理施設等の搬入先の確保、市民・災害ボランティア等への周知、収集・運搬の実施 ・災害廃棄物の処理体制の構築、処理方針の決定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一次仮置場等設置場所の確保、災害廃棄物の収集方法の検討・決定、車両・資機材・人員の確保、市民・災害ボランティア等への周知、地区集積所の開設
応急対応 (前半)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な一般廃棄物処理体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 継続的な処理体制への移行、人員増強の検討 ・災害廃棄物の適正処理及び一次仮置場等の適切な管理・運営 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物の継続的な収集・処理、一次仮置場等の管理・運営 ・災害廃棄物処理事業費の確保及び各種契約事務 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 補正予算の編成、災害等廃棄物処理事業費補助金対応、災害報告書の作成、車両・人員・業務委託等に係る契約事務対応、支出管理
応急対応 (後半)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物発生量の推計（見直し）、処理フローの精査、処理期間及び処理スケジュールの検討 ・損壊家屋の公費解体等に係る体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術職（土木・建築）や税務担当等も含めた庁内体制整備、対象案件の選定、要綱・様式等の作成、発注準備、市民等への周知、申請窓口の設置 ・処理ルートの整備 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 複数自治体による合同で設置する二次仮置場への災害廃棄物の搬入、処理施設での適正処理、搬出先の拡大
復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理事業の実施・進捗管理 ・全体管理（撤去進捗、処理進捗等）

参考：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（令和3（2021）年3月改訂、環境省）、「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30（2018）年3月、環境省東北地方環境事務所 関東地方環境事務所）、「東京都災害廃棄物処理計画」（令和5年9月 東京都）

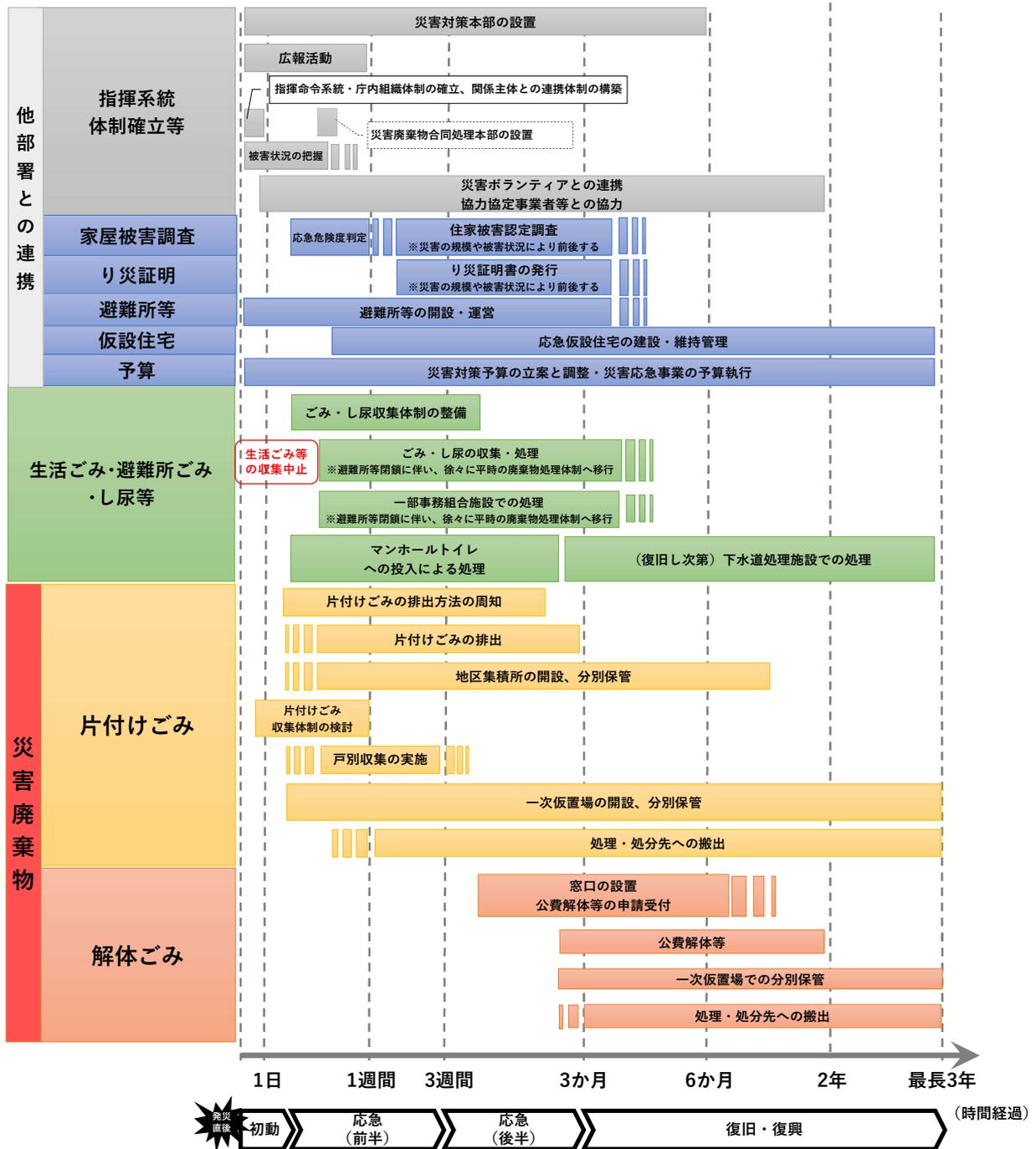


図 2-3 災害時に発生する廃棄物処理の全体スケジュール

2. 生活ごみ・避難所ごみの処理

大規模地震が発生した場合、発災直後は生活ごみの収集作業を中止し、被災状況の把握などの緊急対応を優先的に行うことを原則とします。道路状況、避難所の開設状況などの情報収集ののち、避難所ごみを含めた安全な収集・運搬ルート of 策定など初動体制を確立し、速やかに被災状況に応じた生活ごみ・避難所ごみの収集作業を実施します。

停電時・断水時に発生が予想される冷蔵庫の中身（腐敗性のある燃やすごみ）や、使用済み携帯簡易トイレ等（衛生ごみ）の保管方法・排出方法については、発災後速やかに市から広報・周知します。

発災時は生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から、腐敗性のある燃やすごみ、衛生ごみを最優先で収集します。その後、体制が整い次第速やかに燃やさないごみ等の収集を再開します。

(1)生活ごみ・避難所ごみの処理フロー

生活ごみについては、可能な限り平常どおりの収集としますが、被災状況に応じて分別区分や収集頻度を変更する等、収集方法等を含め検討します。また、道路の被災状況等により著しく収集効率が低下した場合は、一部事務組合等と協議し、可能な場合は早朝・夜間収集等により対応します。（生活ごみの収集に関する留意点は巻末資料 P21 参照）

発災時であってもごみの分別を行うことが、その後の処理をよりスムーズにし、早期の復興に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り平常時と同様の分別区分で排出を行えるよう対応を検討します。

ただし、発災直後、避難所は混乱していると考えられ、平常時と同様の分別を行うことが困難であることが想定されるため、被災状況、避難者数を考慮し、避難所ごみの分別区分を決定します。（避難所ごみの分別に関する留意点は巻末資料 P21 参照）

被災状況によっては、平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて他市町村等へ支援を要請し、車両を確保します。

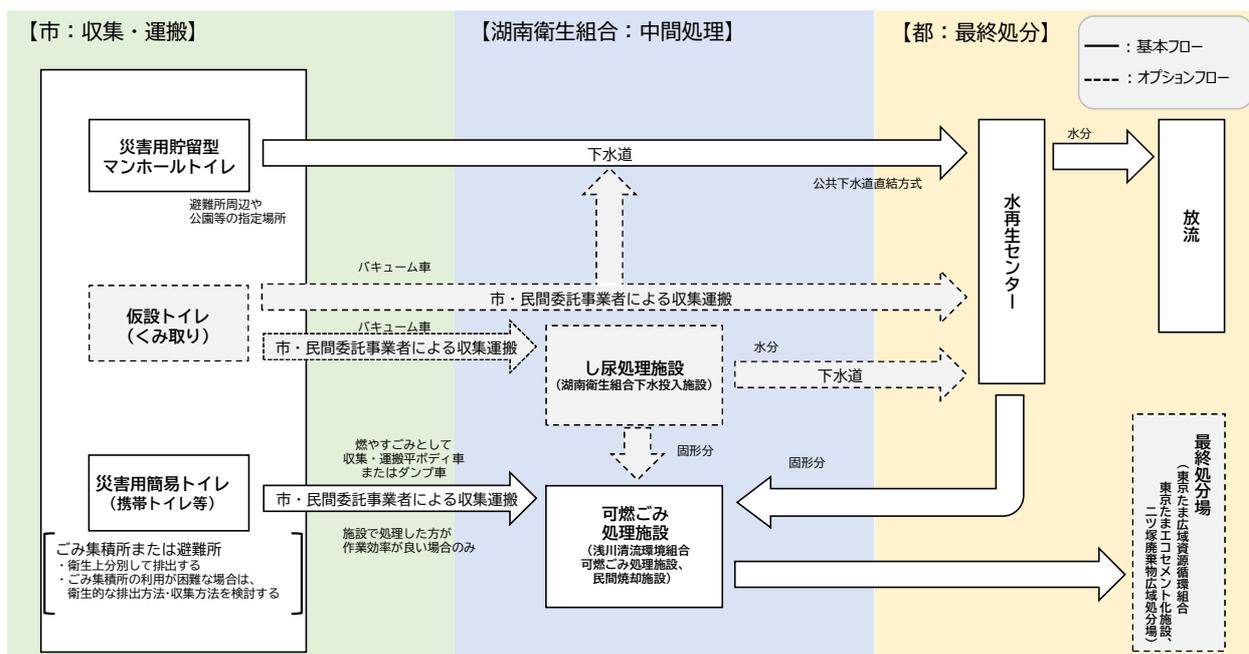


図 2-5 し尿処理フロー

(2) 応急仮設トイレの設置状況等

要配慮者に配慮したトイレ（洋式トイレ等）の確保状況について担当課から情報収集し、し尿収集必要量に応じた対策を平常時から検討します。避難所となる公共施設については、マンホールトイレが設置できるよう関係部署と協議を行い、設備改修を進めます。（マンホールトイレ等の概要については巻末資料 P〇〇参照）

4. 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理フロー

市民が自宅の後片付けを行った際に排出される片付けごみや公費解体等に伴い生じる解体ごみ等の災害廃棄物は、処理先への搬出までの間、市が設置する一次仮置場等で分別した上で一時的に保管します。

災害の規模や被害状況等を踏まえ、必要に応じて二次仮置場を設置し、一次仮置場から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却処理等を行います。焼却・資源化できない廃棄物は最終処分します。

片付けごみ・解体ごみ等の処理は、時間経過に応じて、対応に注力する廃棄物の種類・量が異なることから、片付けごみ・解体ごみ等の処理フローは発災後の時期区分に応じて作成します。

発災初動期から応急対応（後半）までは、住居の後片付けを行った際に排出される片付けごみの対応に注力します。地区集積所に持ち込まれた片付けごみを搬出できるよう一次仮置場を早期に設置します。

復旧・復興期以降は、解体ごみへの対応が中心となり、一次仮置場への搬入量も増えることから、応急対応（後半）までと同様、一次仮置場の保管面積を常に確保・維持できるよう、解体現場において分別を徹底するほか、廃棄物の種類ごとに処理先候補を定める等の対策を講じます。

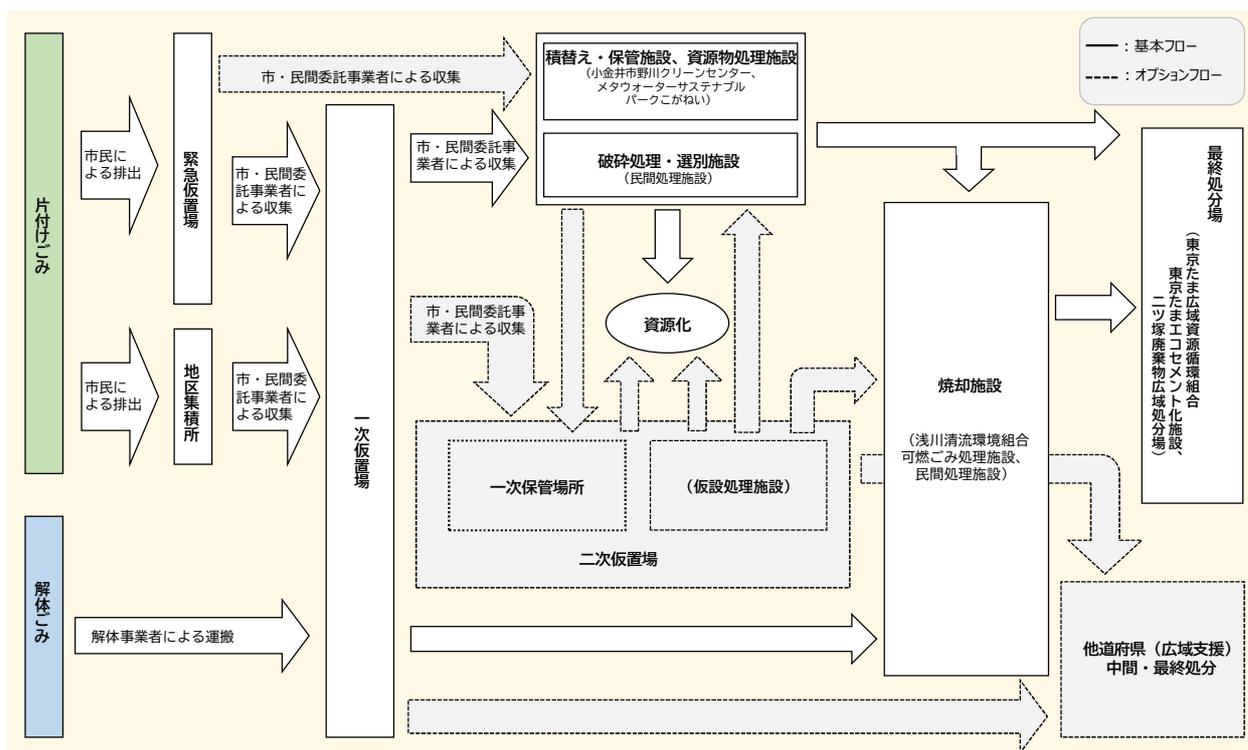


図 2-6 災害廃棄物の処理フロー

(1) 片付けごみの収集方法の検討

市の地域特性を踏まえると、一定面積以上の一次仮置場の複数設置は困難であることから、設置した一次仮置場の保管面積を常に確保・維持できるよう、排出段階での分別区分を明確化するほか、ごみの種類ごとに処理方法・処理先候補を定める等の対策を講じる必要があります。

市は早期に市民が片付けごみを排出できるよう地区集積所の開設を優先的に進めるとともに、排出された片付けごみを戸別収集する体制を構築します。

市民は小型家電や平常時に市が収集していない危険物等の廃棄物を周辺の地区集積所に持ち込み、市は持ち込まれた片付けごみを原則一次仮置場に搬出します。

また、市民が片付けごみを排出する地区集積所の候補地も限られることから、市民が地区集積所に持ち込めない大型家具や大型家電等の品目を限定して、市は

市民が緊急仮置場に排出した片付けごみの戸別収集を実施します。市民は袋に入る小型の片付けごみ（災害が起因で割れた食器やガラス等）を平常時の収集が再開するまで自宅で保管し、市は収集再開後に小型の片付けごみを生活ごみと併せて収集します。

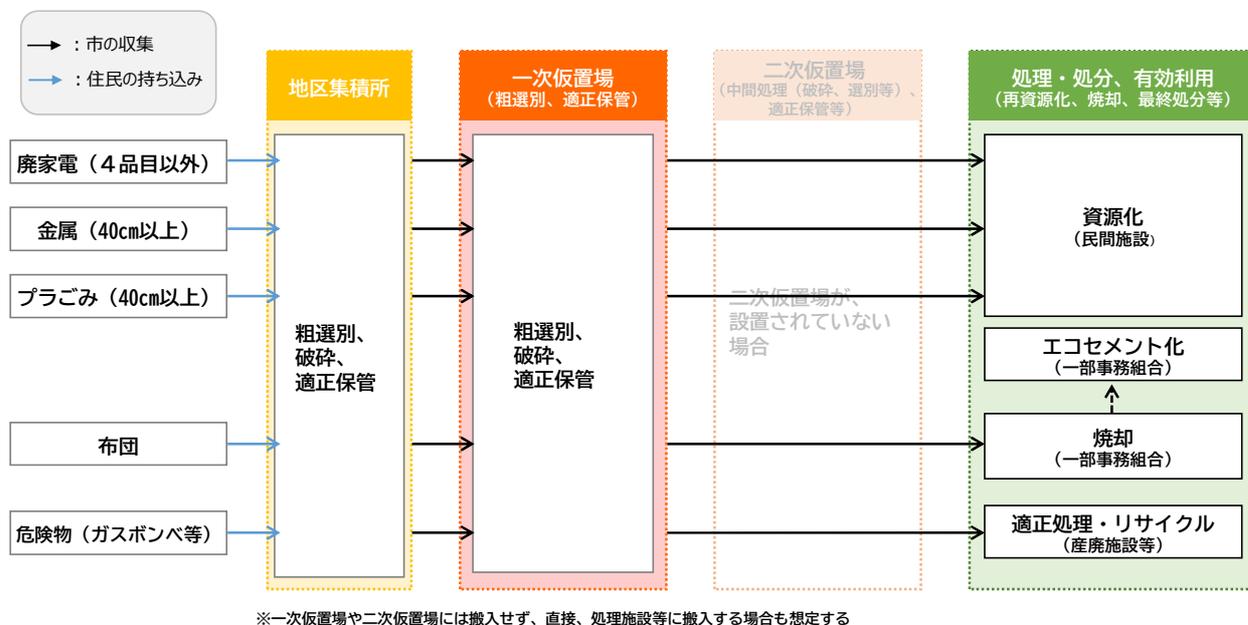


図 2-7 各廃棄物の収集フロー（地区集積所への持ち込み）

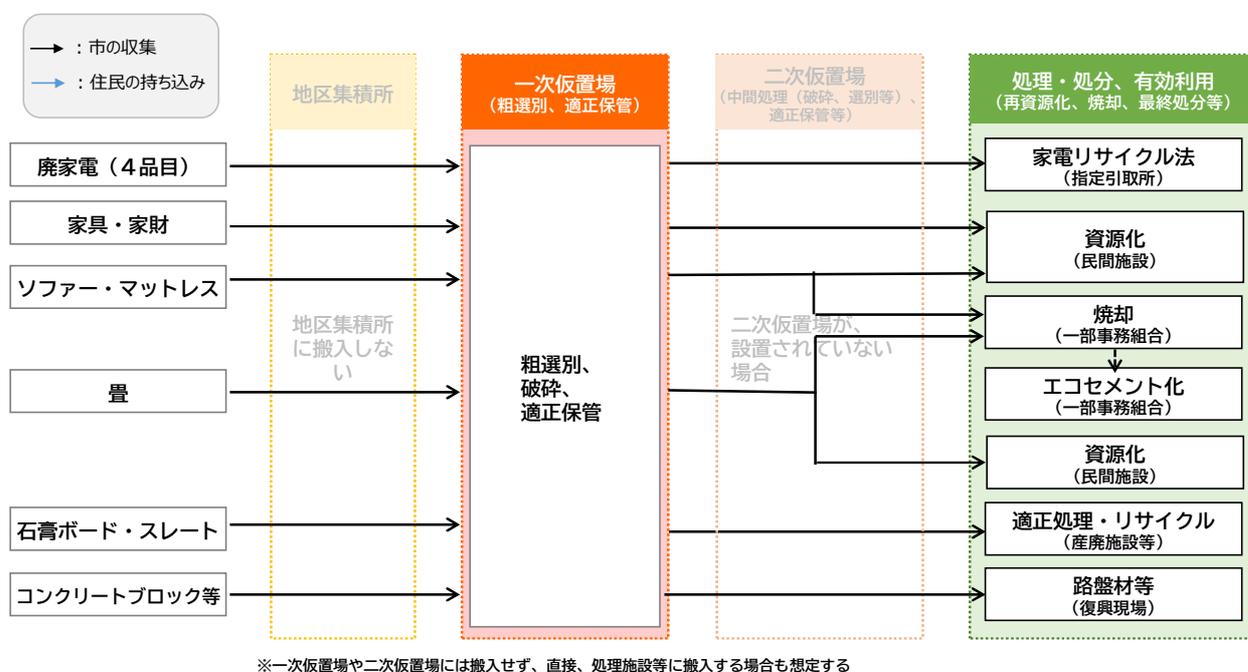


図 2-8 各廃棄物の収集フロー（戸別収集）

第4節 一次仮置場等候補地の検討

市における災害廃棄物の発生量は、最大で約 20 万トンと見込まれています。発災後早期に一次仮置場等を設置できるよう、平常時に市内の一次仮置場等候補地を検討します。地域防災計画では令和 5 年 3 月現在、中間処理場（貫井北町 1-8-25）及び空缶・古紙等処理場（中町 3-19-16）等を一次仮置場とすることを想定していますが、清掃関連施設整備事業の完了に伴い小金井市野川クリーンセンター（東町 1-7-19）及びメタウォーターサステナブルパークこがねい（貫井北町 1-8-25）は災害廃棄物の一時保管場所である地区集積所として活用することとなります。これまでの大規模災害時の事例から、災害リスクを考慮し複数の一次仮置場設置が必要になることが考えられることから、自治会が独自に選定した地区集積所も含めて他複数箇所を一次仮置場等候補地としてリスト化します。

なお、二次仮置場については、発災後の被災状況や処理状況等を踏まえ、東京都と協議の上、広域連携体制での設置も検討します。

発災時には、実際の建物被害棟数を把握した上で、災害廃棄物の発生量の推計方法に従い仮置場の必要面積を推計します。（**仮置場の面積の計算方法については巻末資料 P〇〇参照**）

第5節 職員への教育訓練

発災後に適正に災害廃棄物処理を実施するため、本計画が災害時に有効に活用されるよう記載内容を職員に周知します。

業務を担当する職員は、国や東京都が実施する研修や訓練へ積極的に参加し、災害対応力の向上を図ります。また、訓練等の参加によって得られた気づきや課題等を関係団体等にも情報共有することで、平常時から担当者間の連携強化を図ります。

表 2-3 主な研修・訓練

項目	対象	実施時期	実施内容
初任者研修	関係職員新任者	年度当初	<ul style="list-style-type: none">・本計画の内容周知・基礎的な知識の習得
国や東京都が実施する定期研修	ごみ対策課と関係部署	随時	<ul style="list-style-type: none">・本計画の点検、実効性の検証・他団体の事例確認・視察・その他
国や東京都が実施する情報伝達訓練	ごみ対策課と関係団体	随時	<ul style="list-style-type: none">・協定内容の再確認・各団体の状況確認・要請手順の確認
市民に向けた情報提供	ごみ対策課とごみゼロ化推進員、自治会等の市民	随時	<ul style="list-style-type: none">・災害時の廃棄物の排出に関する協力依頼事項の周知・地区集積所の管理方法の検討・協議・その他

第6節 本計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、法令、指針、東京都災害廃棄物処理計画、研修や災害訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

第 3 章 初動期（発災後約 1 か月まで）

第 1 節 発災から 24 時間まで

1. 廃棄物処理に関する組織の設置

(1) 職員の安否確認、参集状況の確認

市職員・民間委託事業者等の安否確認を行います。集約した情報は速やかに市災害対策本部に報告します。

(2) 災害時の組織体制への移行

小金井市地域防災計画に定められている設置基準に基づき、災害対策本部が設置された場合、平常時に検討した庁内組織体制を基に、職員の参集状況に応じて役割分担を決定し、速やかに災害廃棄物処理体制に移行します。

★水害の場合は局所的な被害となる場合が多く、被害のない地域では平常時と同様の生活が営まれていることから、平常時の業務と災害廃棄物処理業務を同時並行で進めることが必要です。小規模な水害等の場合は、原則平常時の体制の延長で対応しますが、必要に応じて専門チームの構築を検討します。

2. 廃棄物処理に関する情報収集

災害廃棄物の処理方針を決定するため、国や東京都、災害対策本部等からの情報について、災害廃棄物対策組織（清掃班）において一元管理するとともに、関係部署と情報共有します。

また、これらの情報は、被災状況が明らかになるにつれて刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集、把握します。

(1) 市内の被害状況の把握

平常時の廃棄物収集・処理体制の維持が可能か否かを判断するため、車両やその運搬ルート等の被災状況の確認に努めます。

また、被災道路や建物被害棟数等の情報を、災害対策本部や建物等の被害調査を行う担当課から情報収集・整理します。

(2)避難所の開設状況の把握

災害対策本部や避難所運営担当課等を通じて、避難所・福祉避難所等の開設状況を把握し、各避難所等のごみの排出状況や災害用トイレの排出状況等を確認します。また、緊急医療救護所・医療救護所の開設状況も併せて把握します。

(3)処理施設の被害状況の確認

平常時に廃棄物の処理を行っている施設等の被災状況及び復旧見通しを把握し、災害対策本部に報告します。

(4)収集・運搬車両等の被害状況の確認

廃棄物の収集・運搬体制を確保するため、市所有の収集・運搬車両の被災状況及び雇上業者（人員・車両）・市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者・資源物回収委託事業者の被災状況を把握し、収集・運搬車両等の被災状況を災害対策本部に報告します。

(5)東京都、国への情報共有

収集した建物被害棟数や収集・運搬車両、廃棄物処理施設等の被災状況等を集約し、東京都を通じて国へ報告します。

被災状況の報告は、国から報告のタイミングについて指示の下、継続的に情報共有を行います。

3. 災害時に発生する廃棄物の処理方針の決定

平常時に検討した災害時に発生する廃棄物の処理フローを基に、被災状況を鑑みた災害時に発生する廃棄物の処理方針を検討・決定します。

処理方針を検討する際は、災害廃棄物合同処理本部とも協議の上で処理方針を決定します。

4. 周知・広報

市民・災害ボランティアに対して、ごみ出しに係る情報（例：排出場所、排出可能期間、分別区分等）を速やかに伝達できるよう、様々な情報伝達方法等を検討し周知・広報を行います。

市民・災害ボランティアは市が周知・広報する情報を随時確認し、その情報に基づいてごみを排出することが求められます。

表 3-1 情報伝達方法（例）

情報伝達方法	内容
デジタル媒体	市ホームページ、ごみ分別アプリ、 こがねい安全・安心メール、Yahoo!防災速報 、SNS（X等）
アナログ媒体	紙媒体：市報、自治会だより、パンフレット 掲示物：ポスター、広報掲示板
マスメディア	緊急速報メール 、新聞（地方欄）、ケーブルテレビ、ラジオ
説明会・講座等	学校、事業所、自治会、管理組合等への出張講座
その他	防災行政無線（自動音声応答サービス）、広報車、ごみゼロ化推進員等 を通じた広報等

(1)生活ごみに関する市民等への広報

大規模な災害が発生した場合、発災直後に生活ごみの収集を中止する旨の周知を行います。また、臨時的な分別区分に変更する場合は、排出場所・排出方法等を速やかに市民に情報提供を行います。

高層マンションでは、停電等によりエレベーターが停止した場合、上層階に居住する高齢者等は集積所にごみを排出することが困難になることが予想されるため、市民同士で助け合ってごみ出しするよう協力を求めます。

(2)し尿に関する市民等への広報

下水道の機能に支障が生じている場合には、あらかじめ備蓄している携帯トイレや簡易トイレを使用します。使用済み携帯トイレ等の排出場所・排出方法等を周知します。

下水道が被災している地域では、住宅のトイレが使用可能であっても、住宅のトイレは使用せずに、下水道の復旧までは携帯トイレ・簡易トイレの使用のほか、避難所のマンホールトイレを利用するよう周知します。

(3)避難所ごみに関する市民等への広報

避難所におけるごみの排出場所・排出方法等について避難所の管理担当を通じて周知します。

★大型台風等の接近に伴い避難所を開設する場合には、避難所が開設されたと同時にごみの排出場所・排出方法等を周知します。

(4)片付けごみに関する市民等への広報

生活ごみの収集体制の再構築を優先するため、発災から一定期間は片付けごみの排出を控えるように市民に周知を行います。なお、片付けごみの排出場所や分別方法等については、被災状況を踏まえ、速やかに周知することとします。

災害ボランティアは、被災家屋の後片付けを支援することが多いため、片付けごみが混合状態で排出されないよう、災害ボランティアセンターを通じて、災害ボランティアに対して片付けごみの排出場所や分別方法等を周知します。

★特に水害時は、水が引いた直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、ごみの排出・収集に係る情報を速やかに周知します。

第2節 発災 24 時間～72 時間まで

1. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理の検討

(1) 避難所ごみの発生量、必要な仮設トイレの数量の概算

避難所避難者数に基づき、避難所ごみの発生量を推計します。(避難所ごみの発生量に関しては巻末資料 P〇〇参照)

また、携帯トイレの発生見込み量や必要な仮設トイレ数を概算します。(仮設トイレの必要基数の推計に関しては巻末資料 P〇〇参照)

(2) 仮設トイレの設置検討

初動期は携帯トイレとマンホールトイレの活用を優先しますが、マンホールトイレが設置できない場合や、携帯トイレ及びマンホールトイレだけでは不足する場合は、避難所等に仮設トイレを設置することを設置・管理担当課と提案・協議します。

仮設トイレが設置された場合は、設置場所や使用状況について設置・管理担当課と随時情報交換を行います。

(3) 収集・運搬体制の構築

収集・運搬等に係る協力協定事業者等の被災状況、推計した発生量を基に、収集・運搬体制を構築し、収集・運搬作業に係る計画を策定します。

避難所の開設状況や仮設トイレの設置状況に応じて収集・運搬体制を構築し、作業計画を作成します。

平常時の収集・運搬ルートが通行できない場合は、臨時のルートを検討します。

市所有及び雇上事業者の収集・運搬車両だけでは必要台数を確保できない場合は、東京都へ支援要請を行います。

2. 災害廃棄物発生量の推計

発災後の建物被害棟数等のデータから災害廃棄物の発生量を推計します。(災害廃棄物の発生量に関しては巻末資料 P〇〇参照)

災害廃棄物の発生量は、最新情報を用いて適宜見直しを行います。見直した結果は東京都に都度情報共有を行います。

3. 片付けごみの収集体制の構築

(1) 片付けごみの収集方法の検討

前述の処理方針に基づき、市民が排出する片付けごみの収集方法を決定します。
また、市内道路の被災状況・復旧状況等を踏まえ、収集ルートを選定します。

★風水害時は、被害は限定的ながらも、災害が収まった直後から片付けごみが排出されることが想定されるため、速やかに収集体制を構築します。処理に当たっては、一次仮置場等を設置しない場合は、小金井市野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねいの敷地に搬入し、敷地内で分別を行います。

(2) 片付けごみの収集体制の構築

市所有及び雇上事業者、協定締結事業者の車両を確保し、地区集積所に持ち込まれた片付けごみ・戸別収集による片付けごみ両方に必要な収集体制を構築します。必要台数を確保できない場合には、東京都へ支援要請を行います。

(3) 不法投棄対策

宅地や空き地、仮置場への不法投棄対策を行います。具体的には、警察等と連携した市内巡回パトロールや、可能な場合には敷地の出入口を封鎖するなど、不法投棄を未然に防ぐための対策を講じます。また便乗ごみ対策として、受付で搬入物をチェックし、ルールを逸脱したものに関しては、持ち帰ってもらうなどの対策を徹底します。

4. 地区集積所の開設・運営

(1) 地区集積所の確保

市民や災害ボランティア等が片付けごみを持ち込むことができるよう、できる限り生活圏に近い場所に候補地を選定し、災害対策本部と調整して最終決定します。候補地は、平常時に検討した候補地を基本に、被災状況に応じて選定します。

(2) 地区集積所の管理・運営体制の構築

地区集積所の管理に必要な人員は、庁内連携により確保します。

運営体制はごみゼロ化推進員の協力を受け構築することを前提としますが、人員体制が不足する場合は協定締結事業者等の協力を得て確保します。

(3)地区集積所の開設・運営

適切に人員・資機材を配置し、地区集積所を開設します。

地区集積所は、原則として市が管理するものとし、ごみゼロ化推進員の協力のもと適正に管理します。

地区集積所で問題が生じる（不法投棄の頻発、生活ごみと片付けごみの混在、通行障害）場合には、体制強化等の必要な対応を検討しますが、それでも問題が改善しない場合には、地区集積所の一時的な閉鎖等を検討します。

5. 災害廃棄物等の受入調整

(1)災害廃棄物等の受入協議

災害時に発生した廃棄物は、可能な限り資源化を行った上で、再資源化できないものは平常時の廃棄物処理施設等で適正に処理を行います。平常時の廃棄物処理施設等では処理が困難な廃棄物は、民間事業者の協力を得て処理し、それでも不足する場合には、東京都外での広域処理等を検討します。

(2)処理困難物の対応検討

処理が困難な廃棄物については、被災地の生活環境の保全に支障をきたさないよう処理を進める必要があります。

平常時の廃棄物処理施設等では処理できないものは、東京都内の民間事業者の協力を得て適正処理を推進します。

1. 収集・運搬の実施

(1) 生活ごみ・避難所ごみ

前述のとおり、生活ごみ、避難所ごみの収集・運搬を行います。再開時は、生ごみを含む可燃ごみの収集・運搬を優先的に行います。

収集した可燃ごみは、原則として浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設に搬入します。

(2) し尿

前述のとおり、し尿の収集・運搬を行います。使用済み携帯トイレ等は、可燃ごみとして収集する場合があります。ただし、避難所や高層マンション等では、膨大な使用済み携帯トイレ等の排出が見込まれるため、他の可燃ごみとは分けて、使用済み携帯トイレ等のみを収集する体制を構築します。収集した使用済み携帯トイレ等は、浅川清流環境組合と協議の上、搬入方法等を検討します。

仮設トイレ等が設置された場合は、し尿等の収集計画を検討し、協定事業者等の吸上車（バキューム車）により収集します。搬入先は原則として湖南衛生組合し尿処理施設としますが、被災状況等に応じ、東京都が管理する水再生センターや指定マンホールに投入します。

(3) 片付けごみ

検討した収集方法に基づき片付けごみの収集を行います。

収集した片付けごみは、原則として一次仮置場に搬入します。ただし、民間施設を含めた平常時の廃棄物処理施設に搬入することが可能な場合（品目が限定的で混合状態となっていない場合など）、施設管理者と調整し、施設に直接搬入します。

2. 一次仮置場の開設・運営

(1) 一次仮置場の確保

必要な面積を確保できるよう、あらかじめ選定した候補地リストから、発災後の状況に応じて速やかに一次仮置場や地区集積所の候補地を選定し、災害対策本部等と協議して最終決定します。

一次仮置場は、使用期間が1年以上に及ぶことが想定されるため、公有地や公園、遊休地、駐車場等の長期にわたって使用できる平坦な場所で、幹線沿いや幹線に近い場所で選定します。(仮置場選定の留意点については巻末資料P〇参照)

(2)一次仮置場の管理・運営体制の構築

一次仮置場の管理・運営は、必要資機材・重機等の確保・調達を含め、原則、民間事業者に委託します。

ただし、開設直後から民間事業者の支援が得られるとは限らないことから、発災当初一定期間は市職員が管理・運営する場合があります。

(3)一次仮置場の開設・管理・運営

一次仮置場の開設後は、その管理・運営を民間事業者に委ね、市はその状況を監理（監督）します。

3. 支援の要請、広域連携体制の判断

市が構築した体制では対応が困難と判断した場合に、広域連携体制に移行します。

(1)収集・運搬の支援要請

市の構築した収集・運搬体制では対応が困難と判断した場合、片付けごみの種類及び量等を踏まえ、支援が必要な収集・運搬車両の種類や台数を検討し、東京都に対して臨時車両の要請を行います。また、関東ブロック協議会で策定した「大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画」の枠組みの活用も検討します。

(2)広域処理の要請

災害廃棄物は、可能な限り平常時の廃棄物処理施設内での処理を原則としますが、処理の加速化のため、東京都とも連携し、広域処理についても検討します。

第4節 発災1週間～1か月まで

1. 公費解体等の実施判断・準備

(1) 公費解体等の実施判断・準備

損壊した建物等の解体・撤去は、原則として建物等の所有者が実施します。ただし、倒壊のおそれがある建物等については、建物等の所有者と協議・調整の上、市の判断で撤去等を行う場合があります。

また、被災状況によっては公費解体や費用償還（自費解体）の実施について、東京都や国の助言等を参考に検討します。

東京都と調整し、公費解体を円滑に進めるため、発注方法等について協議します。（**公費解体の事務処理手順の概略については巻末資料 P〇参照**）

表 3-2 公費解体等の概要

制度	概要
公費解体	<ul style="list-style-type: none">・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象として、明らかに廃棄物と観念できる全壊判定の家屋等を対象に市が解体・撤去を実施する事業です。（特定非常災害に指定された場合、被災者の生活の早期再建を促進するため、半壊判定の家屋等も含めて対象となります。）・ 半壊が国の補助制度の対象とならない場合は、市が独自で解体・撤去を実施するか検討します。
費用償還 (自費解体)	<ul style="list-style-type: none">・ 損壊家屋等の所有者が、自ら被災家屋を解体した場合にその費用を償還する制度です。・ 対象は基本的に公費解体と同様となります。損壊家屋等の解体・撤去費用以外の費用等は償還の対象外となる場合があることに留意が必要です。

(2) 申請方法等の通知

公費解体等を実施する場合、制度に係る要綱・様式等を作成し、周知・広報を行います。

(3) 公費解体等の申請受付

公費解体等の申請受付に係る庁内体制を構築し、受付対応を行います。申請状況を踏まえ、必要に応じ、新たな職員配置や窓口業務の委託化等の体制強化に係る措置を講じます。

2. 災害廃棄物処理実行計画の策定（処理期間及び処理スケジュールの検討）

初動対応終了後、実際の被災状況に応じて、災害廃棄物の処理方法、処理体制等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」（以下、「実行計画」という。）を策定します。

実行計画の記載事項は、概ね下記（表 3-3）のとおりです。処理スケジュールは、本計画の発災前後の業務の流れに基づき、実際の被害状況を踏まえて策定します。また、災害廃棄物の処理フローについても図 2-6 を参考に災害廃棄物の発生状況により策定します。

表 3-3 災害廃棄物処理実行計画の記載事項（例）

第1節 計画の基本的事項	第2節 処理計画
1. 実行計画策定の目的	1. 集積計画
2. 計画の位置づけ	2. 運搬計画
3. 役割分担	3. 受入基準
4. 災害廃棄物処理に関する基本方針	4. 作業計画
5. 被災状況及び処理見込量	第3節 処理スケジュール
6. 分別及び処理方法	第4節 計画の見直し
7. 処理期間	第5節 処理フロー

3. 補正予算編成及び補助金導入の検討

災害廃棄物の処理費用を算定し、場合により補正予算を編成します。また、災害廃棄物の処理費用や被災家屋の解体費等の補助金確保に向けて備えることとします。

第4章 応急対策期～災害復旧・復興期

第1節 災害廃棄物処理実行計画の見直し

復旧・復興段階では、被害の詳細が明らかになることから、それに応じて実行計画の見直しを行います。

1. 災害廃棄物の発生量、処理可能量の見直し

被害状況に応じて災害廃棄物の発生量を見直します。また、各処理施設の復旧見込み時期や稼働状況を踏まえ処理可能量を見直します。

2. 処理スケジュール・処理フローの見直し

災害廃棄物の発生量等を見直しと共に、処理スケジュールや処理フローを見直します。

3. 組織体制、協力体制の見直し

組織体制を本格的な災害廃棄物処理体制に移行させます。また、国・東京都・関係機関等との協力関係も本格的な体制に移行させます。特に被害が甚大な場合は、近隣市と協力して災害廃棄物処理を行うとともに、**東京都へ事務委託することを検討します。**

復旧・復興期には、災害廃棄物の処理状況に応じて、徐々に平常時の組織体制に移行させます。

4. 一次仮置場等の見直し、閉鎖・返還方法の検討

災害廃棄物の処理効率を上げるため、できる限り一次仮置場等の開設箇所を集約するよう努めます。

復旧・復興期には**早期の仮置場の閉鎖を目指します。**そのため、原状回復方法や返還時期等を検討します。

第2節 被災家屋の解体撤去

損壊家屋の撤去等に当たっては、安全確保に努めるとともに、石綿等をはじめとした有害物の飛散防止策を徹底します。

解体ごみは、可能な限り分別した状態で一次仮置場に搬入します。ただし、状況によっては、解体・撤去現場から直接二次仮置場や処理施設に搬入することも検討します。



出典：首相官邸震災復興サイト

第3節 国庫補助金業務

国庫補助には、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧費の二つがあります。平常時において補助対象の範囲を十分に把握した上で、「[災害関係業務事務処理マニュアル](#)」（令和5年12月改訂 環境省）を参考とし、実際の災害に備えます。

第4節 災害廃棄物処理の進捗管理

災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理の進捗管理を随時行っていきます。

小金井市一般廃棄物処理基本計画

素案

令和 8 年 3 月

小金井市

目 次

第1部 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	1
第1章 計画の基本的事項	2
第1節 計画の位置づけと対象期間	2
第2節 国の動向	4
第2章 本市の現状と課題	6
第1節 人口動態	6
第2節 ごみ処理の状況	7
第3節 前計画における目標値と実績	27
第4節 本市の抱える主な課題	29
第3章 基本的な方針	52
第1節 これまでの経緯	52
第2節 基本理念	53
第3節 基本方針	54
第4節 目標の設定	55
第4章 施策の展開	56
第1節 計画の体系	56
第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進	58
第3節 安全・安心・安定的な適正処理の推進	66
第5章 計画の推進体制及び進行管理	69
第2部 生活排水処理基本計画	70
第1章 生活排水処理の現状	71
第1節 収集運搬処理の状況	71
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量	71
第2章 今後の取組	72
第1節 本市における取組	72
第2節 災害時の対応	72

用語、数値の取扱いおよび表記方法は、特に断りのない限り、次のとおりとします。

1. 数値の端数処理

- 数値は原則として四捨五入により端数処理を行っているため、図表中の内訳の合計と総数が一致しない場合があります。

2. 期間の表示

- 年度は特に断りのない限り、元号表記を併記「和暦〇〇年(西暦〇〇〇〇年)度」で表示します。

3. 資料の出典

- 特に出典を明示していない数値は、小金井市の統計資料または関係部局の集計によるものです。
- 他機関の統計や資料を引用する場合は、原則として出典を明記しています。

4. その他

- 掲載されているデータや図表は、計画策定時点の情報に基づくものであり、最新の状況とは異なる場合があります。

第1部 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の位置づけと対象期間

1. 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するもので、一般廃棄物の処理に関する中長期的な基本方針を定めるものです。策定にあたっては、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」、国や都の策定する計画とも整合を図り、長期的・総合的な視点から一般廃棄物の処理に関する基本的な方向性や目標達成のための施策について定めています。なお、本計画を推進するための年度ごとの具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「小金井市一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。また、「小金井市災害廃棄物処理計画」や「小金井市食品ロス削減推進計画」との整合を図るものとします。

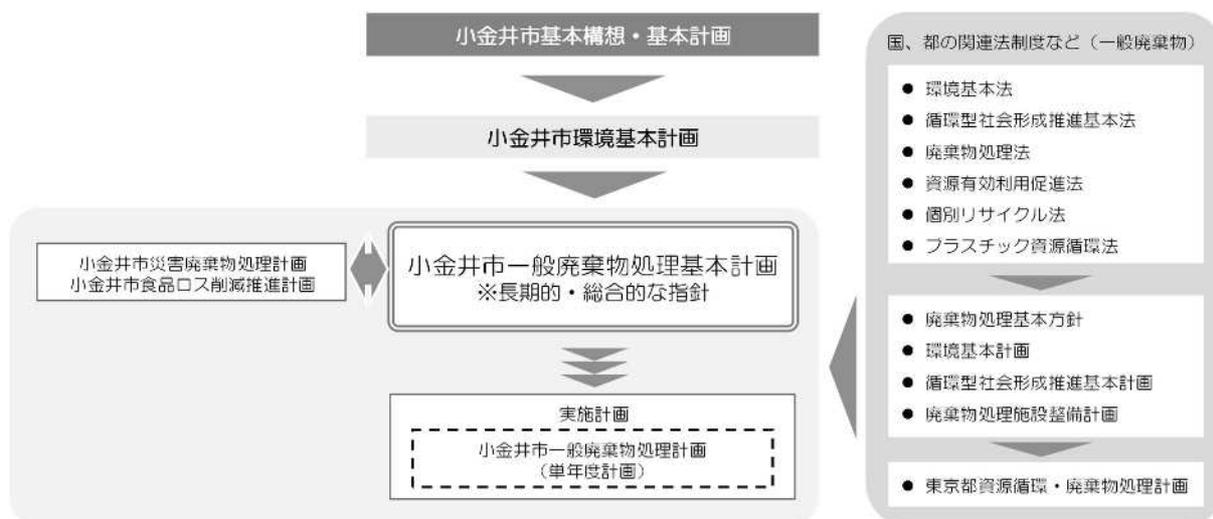


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2. 計画対象期間

本計画は、令和元年（2019年）度に策定した小金井市一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」という。）の後期計画期間である令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

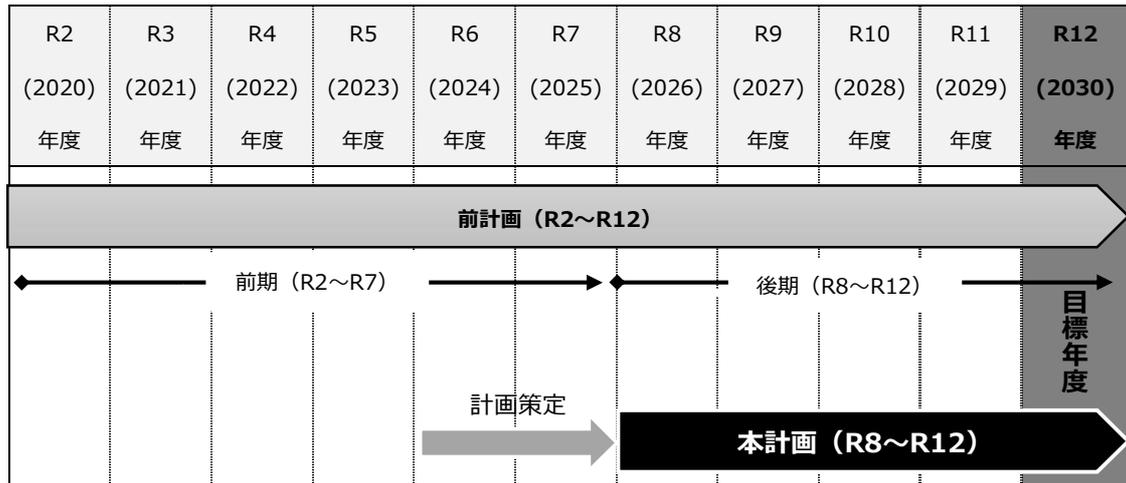


図 1-2 計画期間

第2節 国の動向

(1)SDGsの実現に向けた動き

平成27年（2015年）9月に国連サミットにて「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、令和12年（2030年）を年限とする17の国際目標、169のターゲットが掲げられました。ごみ処理分野においてもSDGsの実現に向けて、17の国際目標、169のターゲットに積極的に取り組むことが求められています。

本市においても、「令和6年度こがねい環境フォーラム」、「令和6年度野川環境フィールドワーク」を開催するなど、環境教育、啓発活動を実施し、SDGsの実現に向けて積極的に取組を進めています。



出典：国際連合広報センターHP

図 1-3 SDGsの17の国際目標

(2)循環型社会の実現に向けた動き

国では令和6年（2024年）度に第五次循環型社会形成推進基本計画（以下、「第五次基本計画」という。）が閣議決定され、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための方向性が示されました。循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、国、地方公共団体、市民、事業者が互いに連携・協働して、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが求められています。

本市においては、ごみを出さないライフスタイルを推進し、「リユース活動の促進に向けた連携及び協力に関する協定」、「マイボトル利用環境の整備促進に関する協定」を締結し、不用品を捨てず再利用する仕組みを構築するなど、廃棄物の発生抑制と循環型社会の形成に向けて積極的に取り組んでいます。

(3)脱炭素に向けた動き

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、令和6年（2024年）3月に改正地球温暖化対策推進法案を閣議決定しました。その中で、これまでの新たな地域の創出、国民のライフスタイルの転換などの推進に加え、二国間クレジット制度（JCM）の実施体制を強化したほか、地域共生型再生可能エネルギーの導入拡大に向け、令和3年（2021年）に創設された地域脱炭素化促進事業制度の活用を一層促進するための制度拡充等の措置を講じるとしています。

本市においても令和4年（2022年）1月に「小金井市気候非常事態宣言」において令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指すことを表明し、令和6年（2024年）7月には「カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定」を締結しました。目標実現に向けて、地球温暖化の防止および防災力の強化に貢献するとともに、持続可能なまちづくりの実現を目指しています。

(4)デジタル技術の進展

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」を掲げ、令和3年（2021年）9月、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足しました。デジタル庁は、この国で暮らす一人ひとりの幸福を何よりも優先に考え、国や地方公共団体、民間事業者など関係者の方々と連携して、社会全体のデジタル化を推進する取組を牽引していくため、その羅針盤となる重点計画を整理しています。

本市においても、令和4年（2022年）10月に「小金井市DX推進全体方針」を策定し、DX推進の3本の柱の1つとして「デジタル技術を活用した業務効率化の推進」を掲げています。

第2章 本市の現状と課題

第1節 人口動態

本市の人口実績¹は、平成27年（2015年）度から令和6年（2024年）度にかけて増加傾向にあり、外国人人口も令和2年（2020年）度及び令和3年（2021年）度には一度減少に転じたものの、同様に増加傾向にあります。また、外国人割合（総人口に対する外国人の割合）は増加傾向にあります。

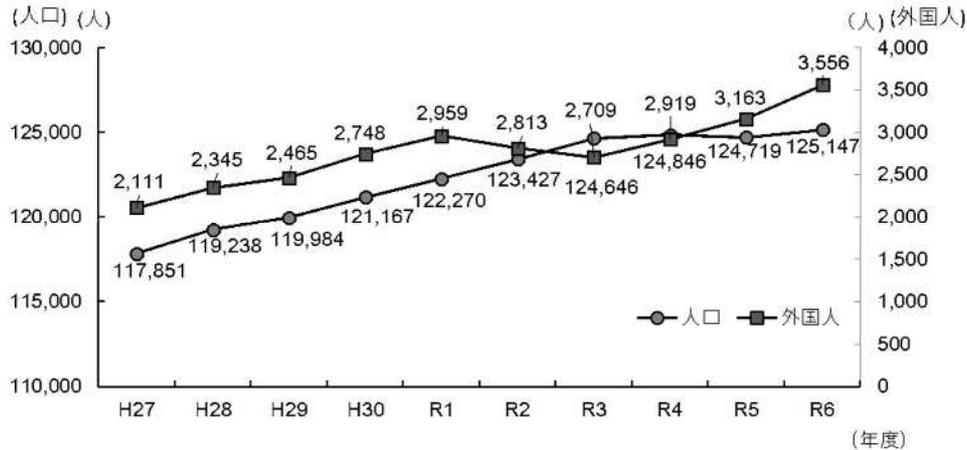


図 1-4 人口及び外国人の実績の推移

表 1-1 人口及び外国人の実績の推移と外国人割合

(年度)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口(人)	117,851	119,238	119,984	121,167	122,270	123,427	124,646	124,846	124,719	125,147
外国人(人)	2,111	2,345	2,465	2,748	2,959	2,813	2,709	2,919	3,163	3,556
外国人割合(%)	1.8	2.0	2.1	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3	2.5	2.8

本市の将来人口は減少に転じる一方、老年人口割合（高齢化率）はさらに上昇していくことが予想されています。



出典：市HP「小金井市人口ビジョン」

図 1-5 将来人口の推移

¹ 人口・外国人人口：毎年度の住民基本台帳（10月1日時点）

第2節 ごみ処理の状況

1. ごみ処理体制

(1) 家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチックごみ」、「粗大ごみ」、「有害ごみ」、「資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

表 1-2 戸別収集（回収）

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せともの、複合品など	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	電池類・蛍光管（電球型を含む。）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式を含む。） ※1	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん、化粧びん	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベ	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
ペット ボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
古紙 布	雑誌・本	週1回/委託	雑誌・本 紙ひもで縛る。
	ざつがみ	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込む か、紙袋などにまとめて入れる。
	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	シュレッター紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
枝木 雑草類 落ち葉	枝木（長さ1m以内・1本の太さ15cm以内・束の直径30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る。 雑草類・落ち葉 45リットル以内の 透明又は半透明の袋 に入れるか、かごなど に入れる。
生ごみ 乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 市指定の専用容器に 入れる。（一部対象外 あり）

※1 充電式電池（リチウムイオン電池など）が使用されている電化製品は収集車両、処理施設での火災の原因となります。充電が切れていたり、使用できない状態でも発火や爆発のおそれがありますので、外側がプラスチックの場合でも、必ず「有害ごみ」として排出しなければなりません。

※ 指定収集袋：化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO₂）の増加を抑制して環境負荷の低減を図るため、令和5年（2023年）度からバイオマス素材を原材料とした家庭系指定収集袋を導入しています。

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。

拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

表 1-3 拠点回収

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	随時/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	随時/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	随時/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	随時/委託
		飲料用	随時/セブン・イレブン店頭回収
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	随時/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	随時/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
	ステンレス製ボトル	ステンレス製ボトル（水筒）	随時/直営
	コンタクトレンズ空ケース	使い捨てコンタクトレンズ空ケース	随時/直営

※ 上記のほか地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。

(2)事業系一般廃棄物

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。

なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。

(3)ごみ処理の流れ

家庭系一般廃棄物の戸別収集後の処理の流れと各施設の詳細は以下のとおりです。

- 1 可燃ごみ処理施設（浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設）
令和2年（2020年）4月より稼働開始し、市内から出る可燃ごみの処理を行っています。
- 2 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設（小金井市野川クリーンセンター）
令和4年（2022年）8月より稼働開始し、燃やさないごみ、粗大ごみ、布、ペットボトルキャップ等の資源物の積替・選別等を行っています。
- 3 資源物処理施設（メタウォーターサステナブルパークこがねい）
令和7年（2025年）3月より稼働開始し、プラスチックごみ、有害ごみ、空き缶、びん、スプレー缶、ペットボトル、金属等の資源物の積替・選別・中間処理（破碎・プレス・バール化）等を行っています。
- 4 最終処分場（東京たま広域資源循環組合東京たまエコセメント化施設・二ツ塚廃棄物広域処分場）
1にて焼却処理した際に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメント原料としてリサイクルされています。

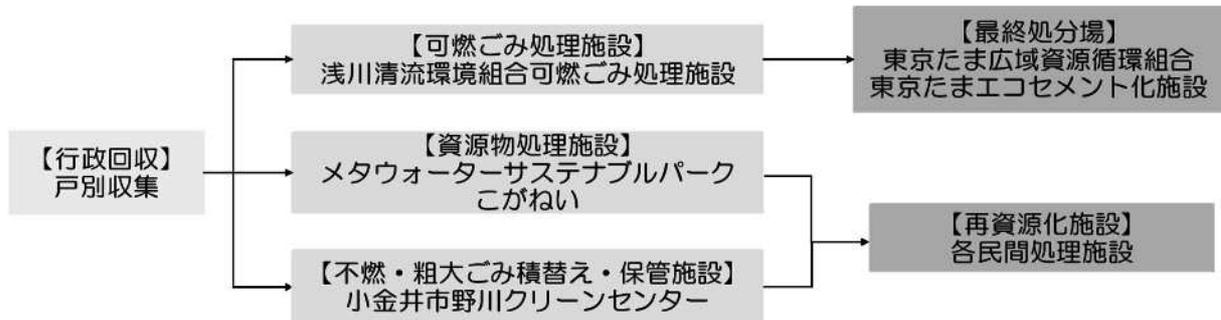


図 1-6 ごみ処理の流れ

2. ごみ排出量

(1)ごみ排出量の推移

ごみ排出量は、平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度までほぼ横ばいの傾向にありました。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度における家庭系一般廃棄物の増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等によるものであると考えられます。

令和2年（2020年）度以降、事業系一般廃棄物は増加傾向ですが、家庭系一般廃棄物は減少傾向であるため、ごみ排出量の合計は減少していましたが、令和6年（2024年）度は事業系一般廃棄物の増加によりごみ排出量の合計が増加傾向に転じています。

事業系一般廃棄物増加の要因は、令和2年（2020年）に浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働したことで、それまで民間処理施設で処理されていた事業系一般廃棄物が、同組合の施設で処理することが可能となったことに加え、コロナ禍後の事業活動の再開や、市内のまちづくりの進展によるものと考えられます。

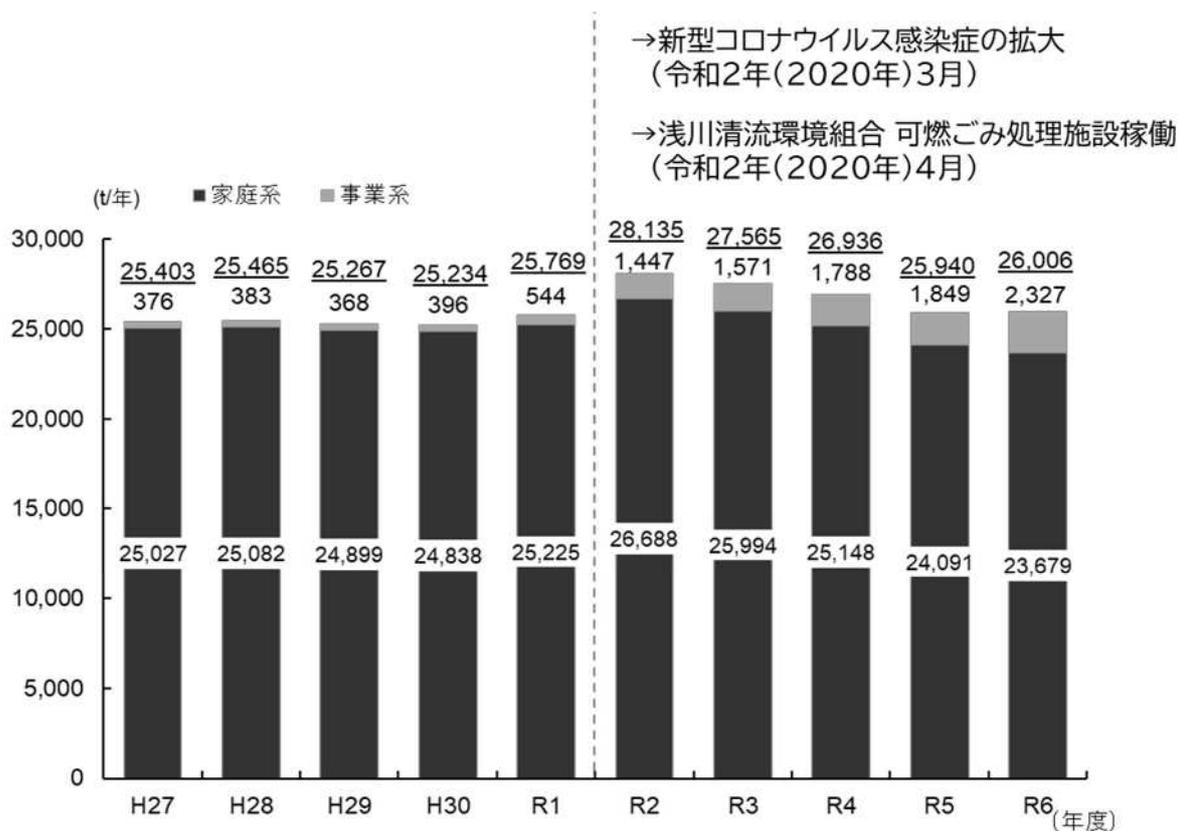


図 1-7 ごみ排出量の推移

(2)ごみ排出量(項目別)の推移

家庭系一般廃棄物を項目別に分類したものを以下に示します。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけて、家庭系一般廃棄物のすべての品目は増加傾向ですが、令和2年（2020年）度以降は、全ての品目において減少傾向であり、令和4年（2023年）度には新型コロナウイルス感染症の拡大前と同等の水準まで減少しています。

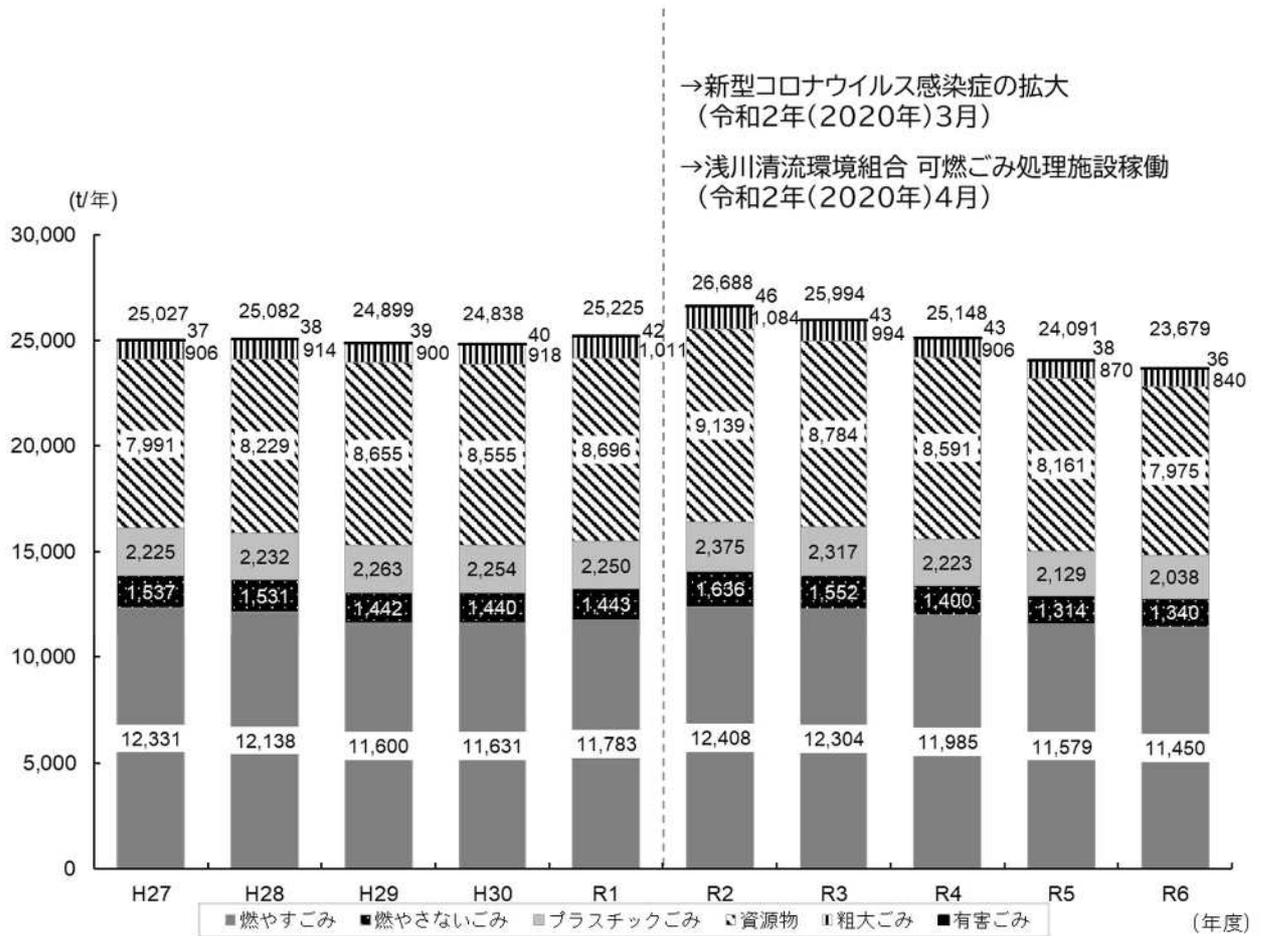


図 1-8 ごみ排出量 (項目別) の推移

3. 市民1人1日当たりのごみ排出量

(1) 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

平成27年（2015年）度から平成30年（2018年）度における市民1人1日当たりのごみ排出量は、家庭系一般廃棄物は減少傾向にあり、事業系一般廃棄物はほぼ横ばいで推移しています。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけての家庭系一般廃棄物の増加、令和2年（2020年）度以降の事業系一般廃棄物の増加傾向は、「2.（1）ごみ排出量の推移」における家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物の増加と同じ要因によるものと考えられます。

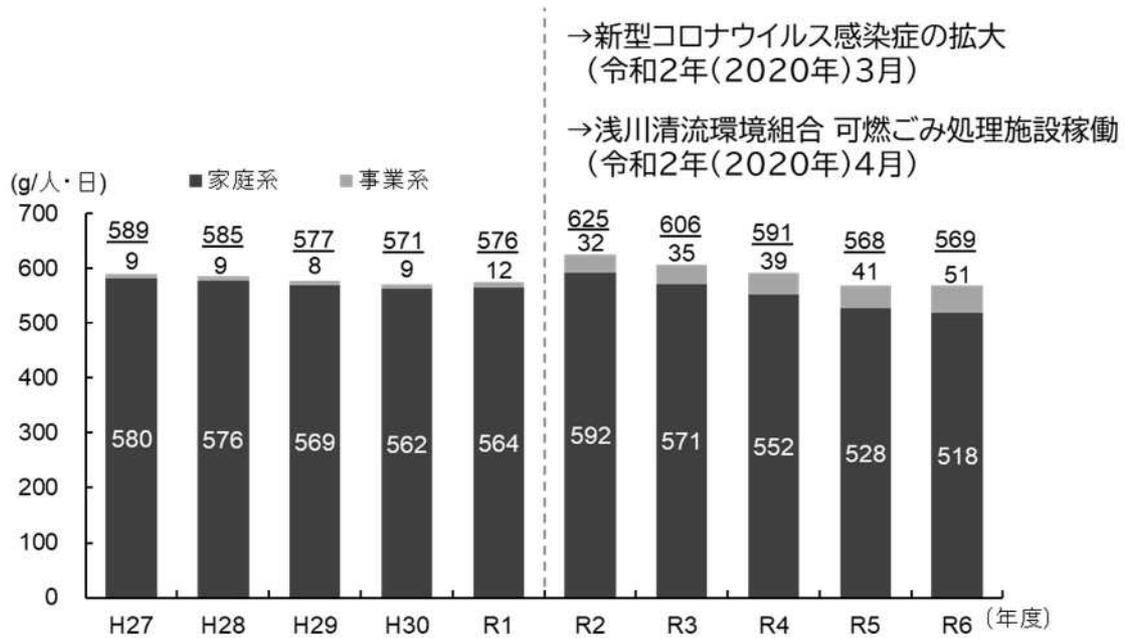


図 1-9 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移²

² 人口は各年10月1日現在（以下同様）

(2)市民1人1日当たりのごみ排出量(項目別)の推移

家庭系一般廃棄物を項目別に分類したものを以下に示します。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけて、家庭系一般廃棄物のすべての品目は増加傾向ですが、令和2年（2020年）度以降は、すべての品目において減少傾向であり、令和4年（2023年）度には新型コロナウイルス感染症の拡大前と同等の水準まで減少しています。

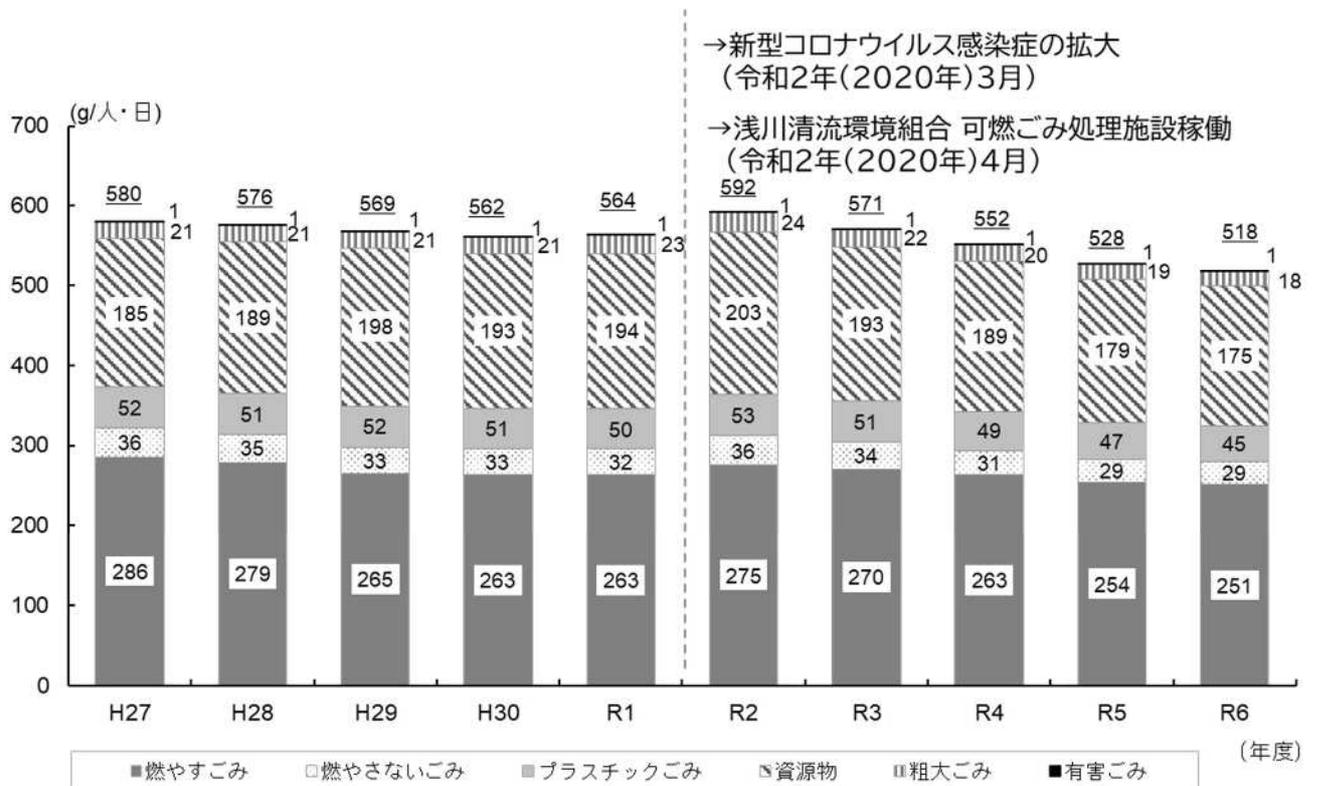


図 1-10 市民1人1日当たりのごみ排出量(項目別)の推移

4. 燃やすごみの焼却処理量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

(1) 燃やすごみの焼却処理量の推移

燃やすごみの焼却処理量の傾向は、「2. (1) ごみ排出量の推移」にて示したものと同様です。

令和6年（2024年）度にかけて家庭系燃やすごみの焼却処理量は減少傾向ですが、事業系燃やすごみの焼却処理量は増加傾向となりました。特に令和5年（2023年）度から令和6年（2024年）度にかけての事業系燃やすごみの焼却処理量が大きく増加したため、全体としての燃やすごみの焼却処理量は増加しています。

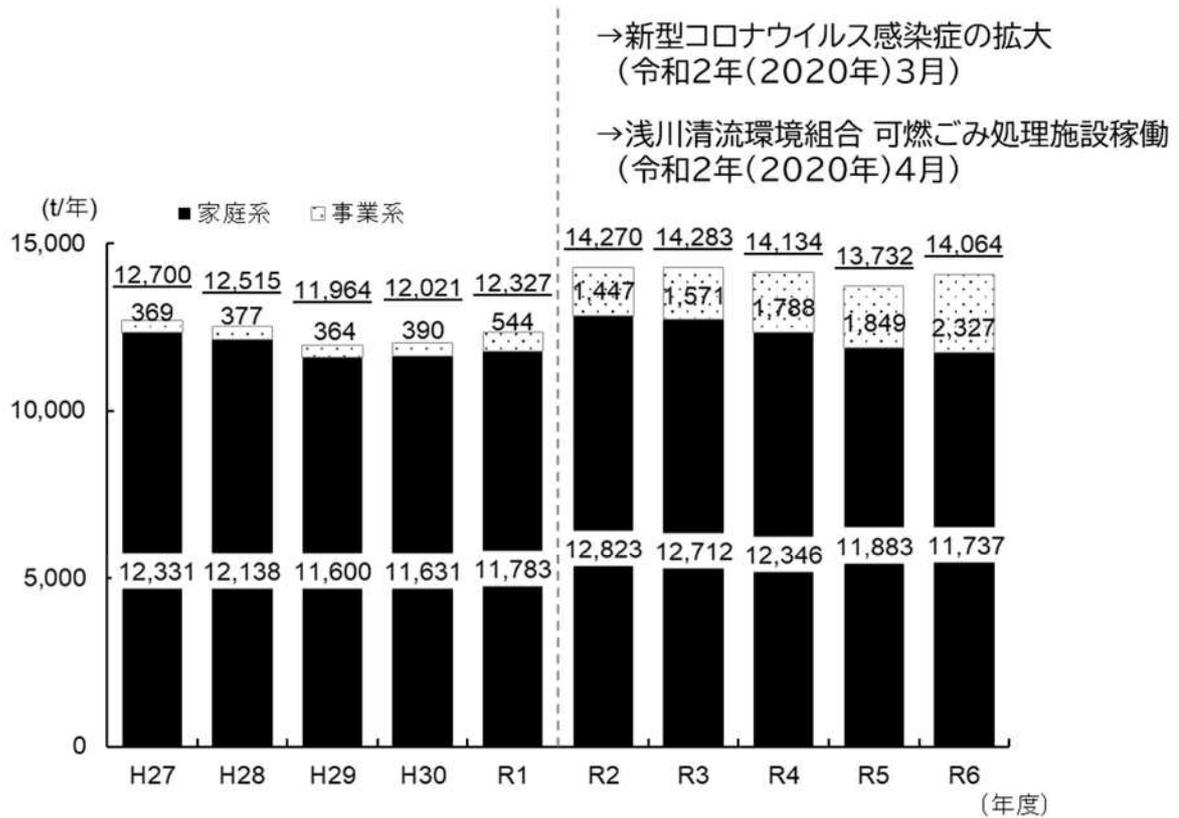


図 1-11 燃やすごみの焼却処理量の推移³

³ ここでの家庭系燃やすごみの焼却処理量には、中間処理後の可燃性残渣、令和2年（2020年）度からは布団を含む

(2)不燃・粗大ごみの中間処理量(項目別)の推移

不燃・粗大ごみの中間処理量は、平成27年（2015年）度から令和元年（2019年）度まで、ほぼ横ばいで推移しています。

令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度における燃やさないごみ、プラスチックごみ、不燃系粗大ごみの増加は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等によるものであると考えられます。

また、令和2年（2020年）度から令和6年（2024年）度にかけては減少傾向となっています。

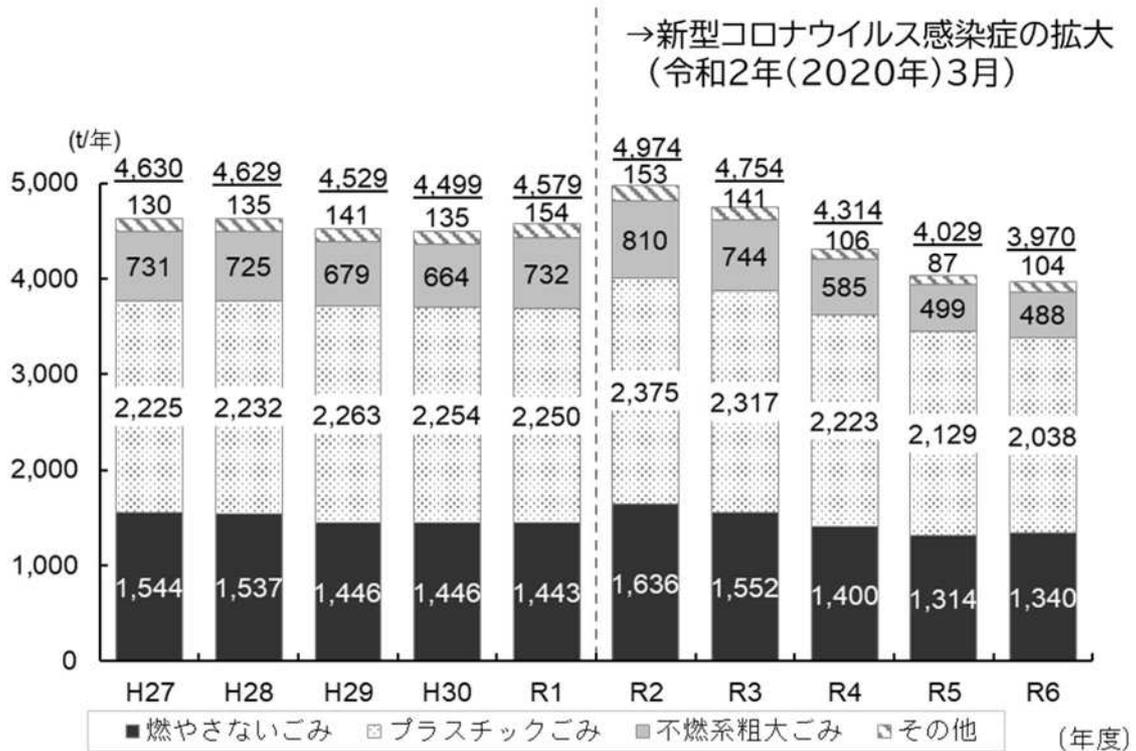
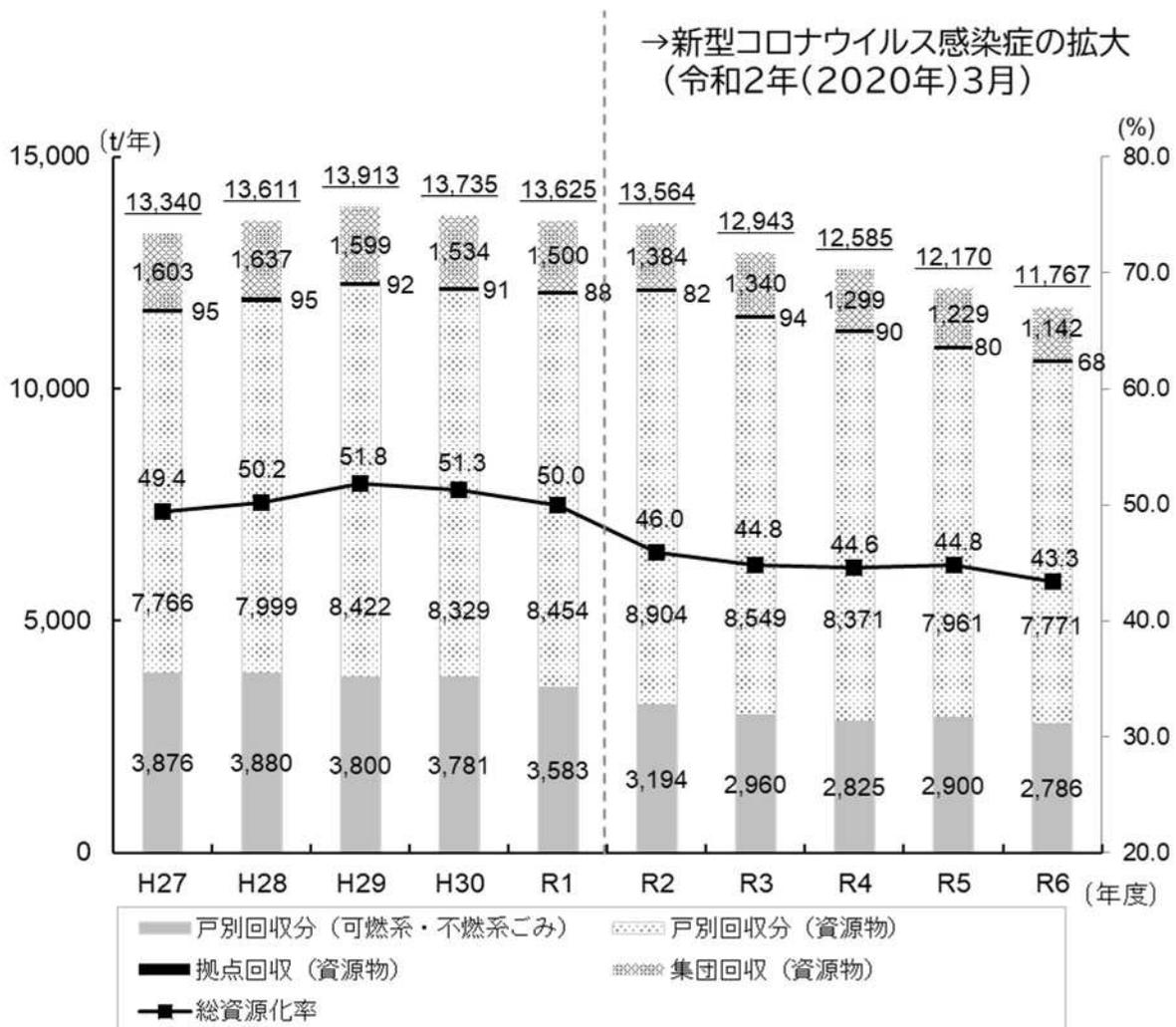


図 1-12 不燃・粗大ごみの中間処理量（項目別）の推移

5. 総資源化量・総資源化率

(1) 総資源化量・総資源化率全体の推移

総資源化量及び総資源化率は、平成27年（2015年）度から平成29年（2017年）度まで増加傾向にありましたが、平成29年（2017年）度から令和6年（2024年）度にかけて減少傾向にあります。特に、令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、戸別回収分（資源物）の資源化量は増加しているものの、家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物の排出量が増加していることにより、総資源化率は大きく減少しています。



⁴ 総資源化率：総資源化量（集団回収を含む）÷ごみ排出量（家庭系＋事業系＋集団回収）

(2) 戸別回収分(可燃系・不燃系ごみ)の資源化量の内訳

不燃物を除いた資源化量は、平成27年（2015年）度から令和4年（2022年）度にかけて減少傾向となりました。不燃物も令和3年（2021年）度までは減少傾向にありましたが、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度にかけて増加傾向を示しています。これは令和4年（2022年）度からの野川クリーンセンターの稼働に伴い、民間施設への搬出先の変更によるものと考えられます。なお、令和6年（2024年）度の不燃物は前年度に比べ減少しています。

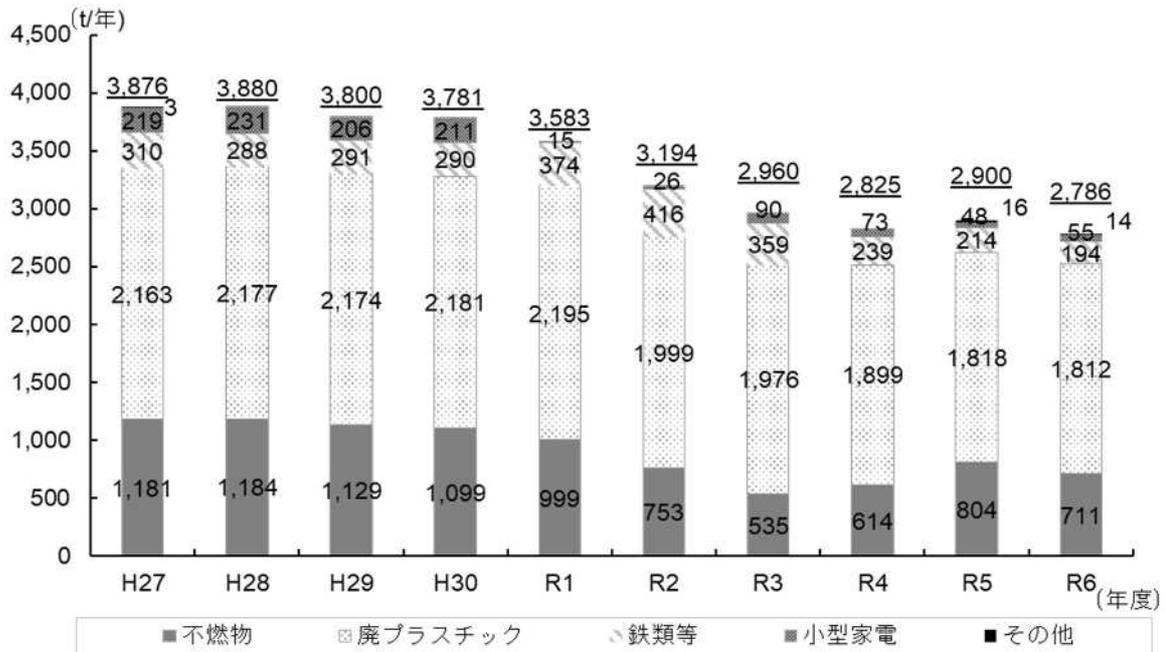


図 1-14 戸別回収分(可燃系・不燃系ごみ)の資源化量の内訳

(3) 戸別回収分(資源物)の資源化量の内訳

「5. (1) 総資源化量・総資源化率全体の推移」で示したとおり、戸別回収分(資源物)の資源化量は、平成27年(2015年)度から令和2年(2020年)度にかけて増加傾向にあります。

特に、令和元年(2019年)度から令和2年(2020年)度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受け、新聞や雑誌等は減少し、段ボール、布、缶類、金属、びん類、ペットボトル、剪定枝が増加しています。令和2年(2020年)度以降は減少傾向にあります。

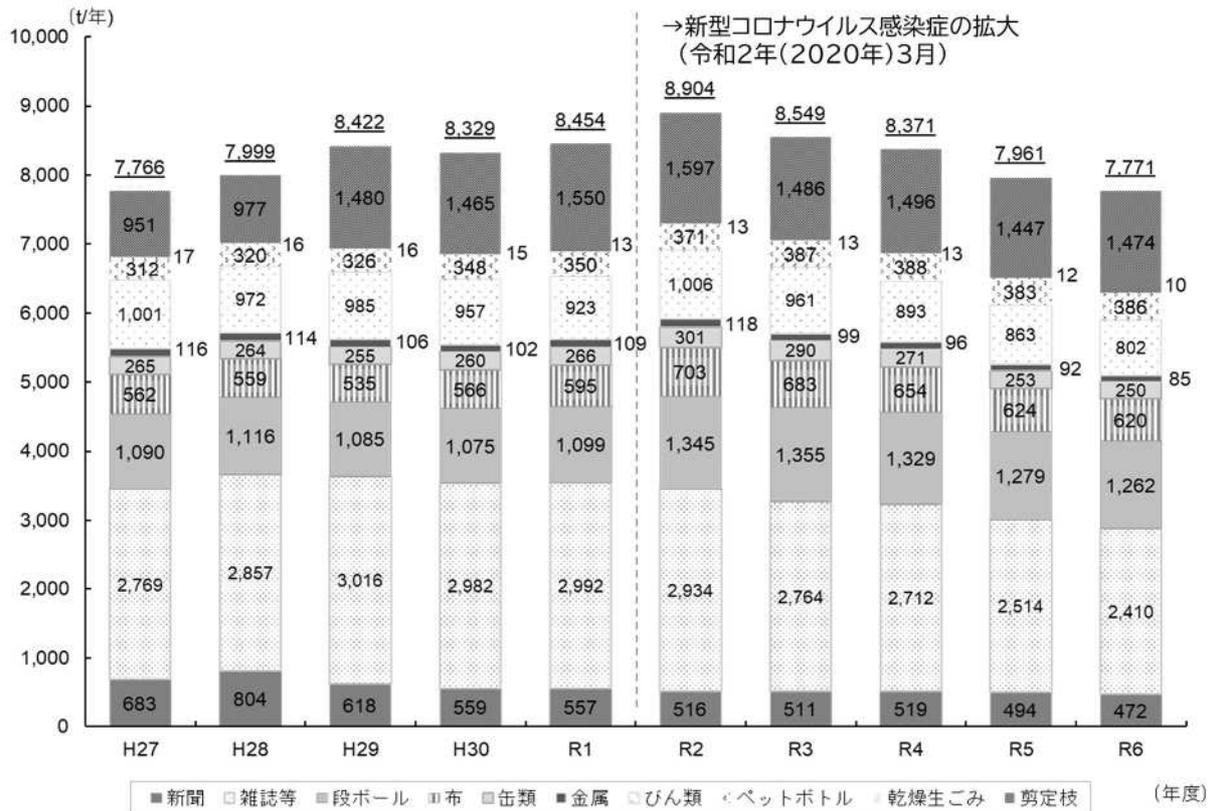


図 1-15 戸別回収分(資源物)の資源化量の内訳

(4) 集団回収量の内訳

集団回収量は平成28年（2016年）度から令和6年（2024年）度にかけて減少傾向にあります。平成27年（2015年）度から令和6年（2024年）度にかけて新聞は半分以下に減少しています。

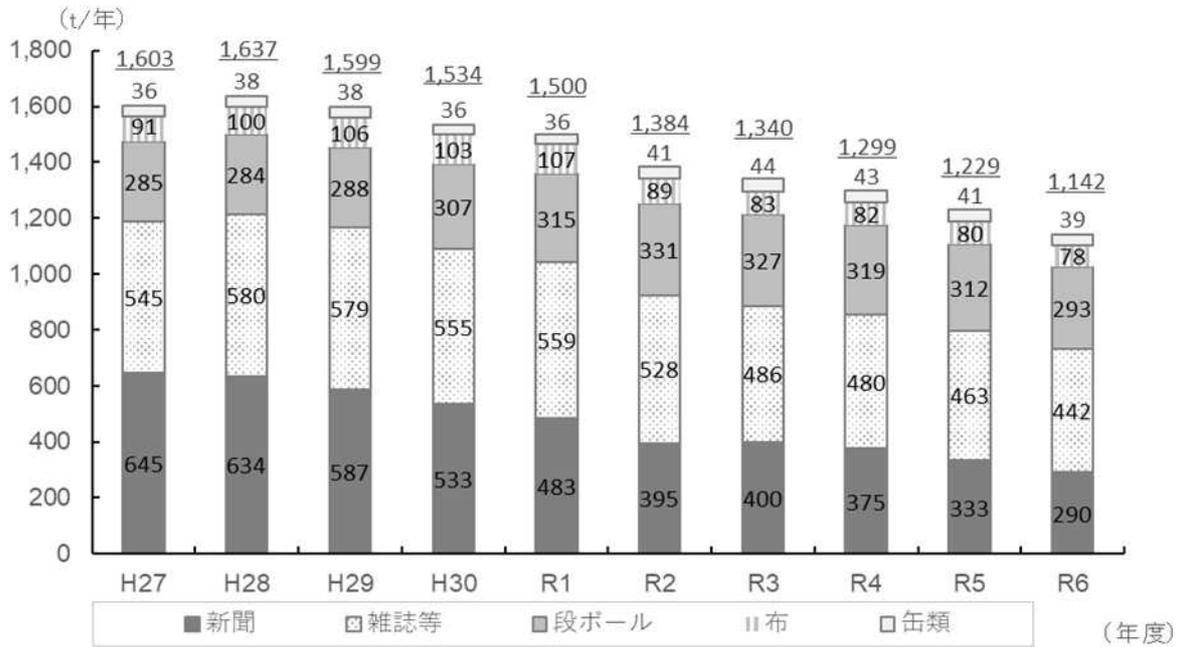


図 1-16 集団回収量の実績の推移

6. 集団回収の実施団体登録数

集団回収の実施団体登録者数は、町会・自治会の存続や廃止等により入れ替わりがあるものの、平成27年（2015年）度から令和6年（2024年）度にかけてほぼ横ばいで推移しています。

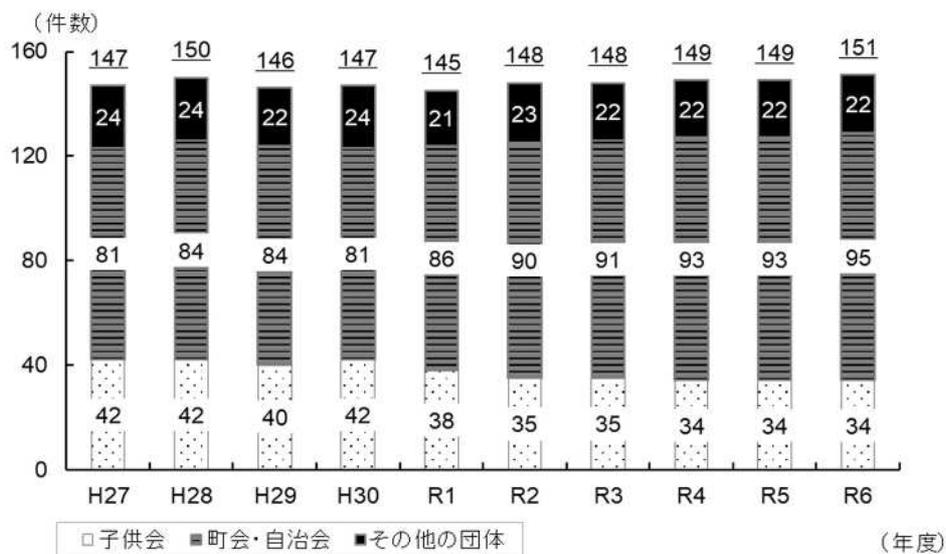


図 1-17 集団回収の実施団体登録数の推移

7. 埋立処分量・焼却灰

発生した焼却灰は、平成18年（2006年）から稼働している東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設で全量をリサイクルしていること、不燃残さについても民間の資源化施設でリサイクルを開始したことから、埋立処分量は平成28年（2016年）度以降ゼロとなっています。

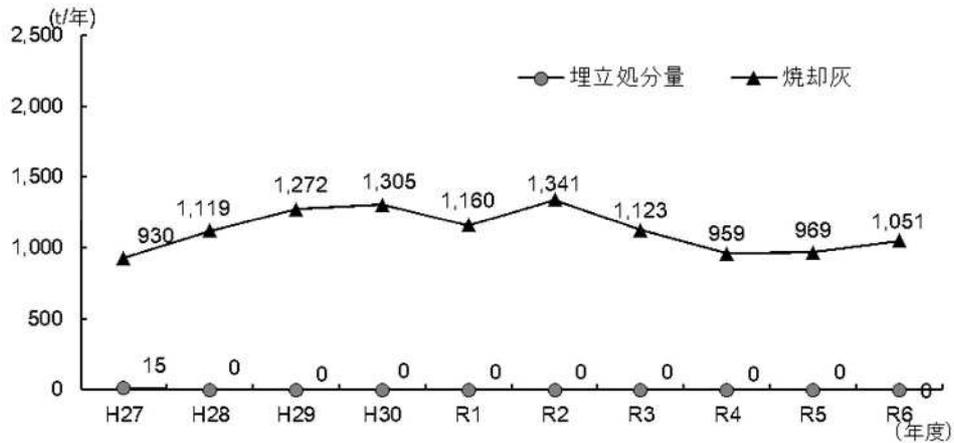


図 1-18 埋立処分量・焼却灰の推移

8. ごみ処理施設の状況

地域内のごみ処理施設の現況を以下に示します。令和2年（2020年）4月、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働し、日野市・国分寺市と本市の可燃ごみの共同処理が開始しました。また、野川クリーンセンターが令和4年（2022年）7月に竣工しましたが、令和7年（2025年）3月にはメタウォーターサステナブルパークこがねいも竣工しました。

現行計画策定時
(令和2年3月時点)



現在
(令和8年3月時点)

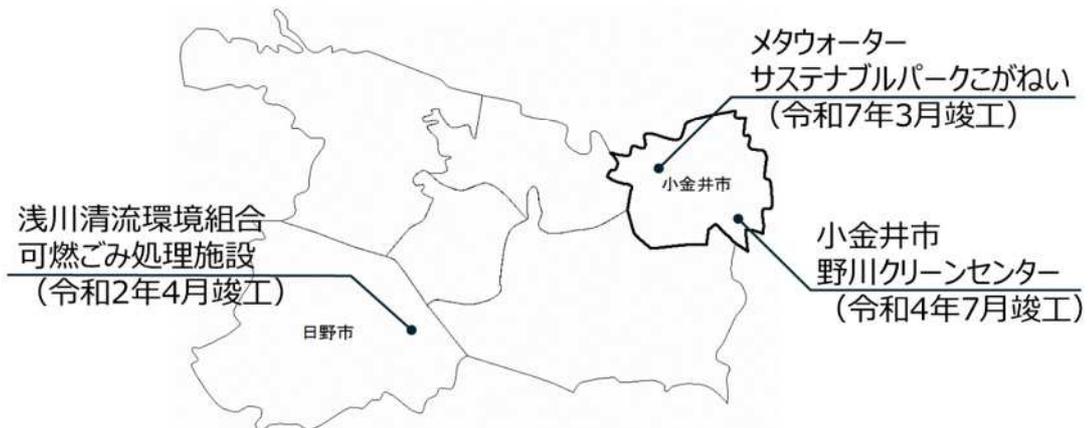


図 1-19 地域内の施設の現況

9. その他

(1)一般廃棄物処理実態調査

環境省「一般廃棄物処理実態調査（令和5年（2023年）度調査結果）」によると、本市の1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）は595.2gであり、人口10万人以上50万人未満の市町村において第3位という結果となっています。また、リサイクル率（集団回収を含む）は44.8%であり、同市町村において第4位という結果となっています。

(2)ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働を開始した令和2年（2020年）度は可燃ごみ処理に係る費用の低減を受けて低下しましたが、令和3年（2021年）度以降は市内清掃関連施設整備事業に要する支出増に伴い、再び上昇しました。継続的に多摩地域の平均値を上回っており、高い水準となっています。

表 1-4 年間ごみ処理経費の推移

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
小金井	清掃費	千円	3,200,678	3,255,726	3,120,194	3,151,684	3,387,073	2,673,512	3,210,330	3,403,138	3,897,901
	年間ごみ処理経費（1人当たり）	円/人・年	27,159	27,304	26,005	26,011	27,702	21,661	25,756	27,259	31,253
多摩地域	清掃費	千円	77,686,044	77,954,304	74,442,170	81,689,150	82,500,384	84,339,142	99,479,095	85,718,186	79,887,658
	年間ごみ処理経費（1人当たり）	円/人・年	18,579	18,559	17,661	19,323	19,462	19,871	23,406	20,163	18,810
	年間ごみ処理経費（1t当たり）	円/t・年	66,355	68,032	66,015	72,912	73,223	73,791	88,988	78,531	75,741

出典) 清掃費：各年の地方財政状況調査
多摩地域のごみ処理経費：各年の「多摩地域ごみ実態調査」のごみ量・人口を用いて算出

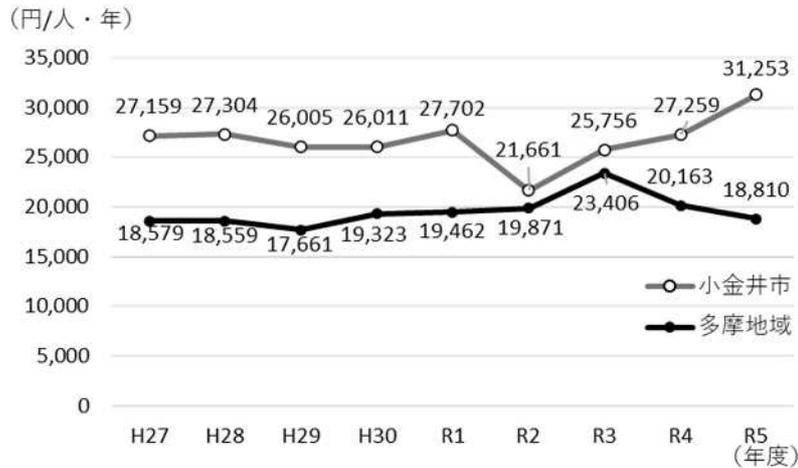


図 1-20 年間ごみ処理経費（1人当たり）の推移

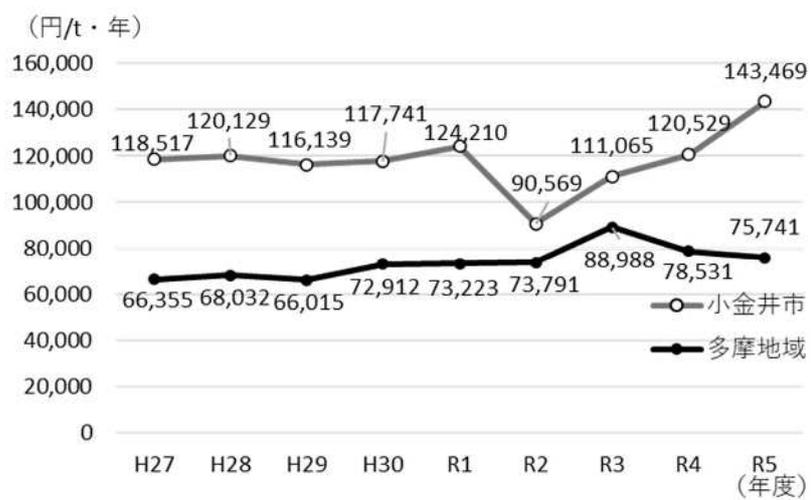


図 1-21 年間ごみ処理経費 (1t 当たり) の推移

(3)国、都の目標値との比較

1)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(国の目標値との比較)

廃棄物処理基本方針における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の令和12年（2030年）度目標値は約478g/人・日です。それに対し本市の令和6年（2024年）度実績値は344g/人・日⁵であり、令和6年（2024年）度において目標値を達成しています。

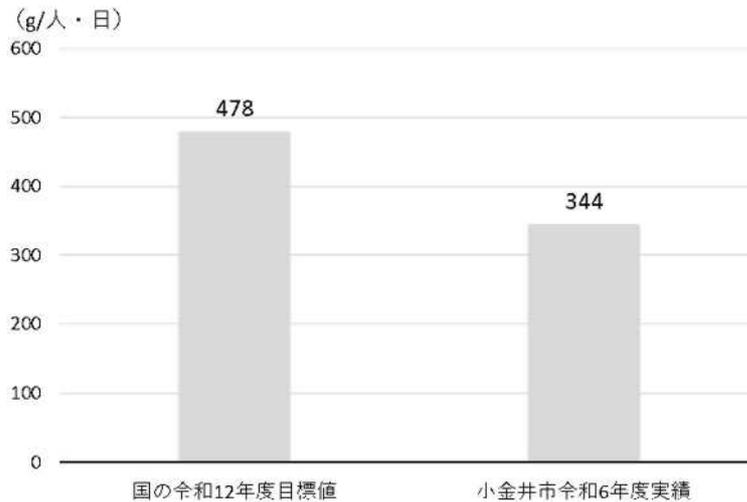


図 1-22 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の比較

2)1人1日当たりのごみ焼却量(国の目標値との比較)

第五次基本計画における1人1日当たりごみ焼却量の令和12年（2030年）度目標値は約580gです。それに対し本市の令和6年（2024年）度実績値は302gであり、令和6年（2024年）度において目標値を達成しています。

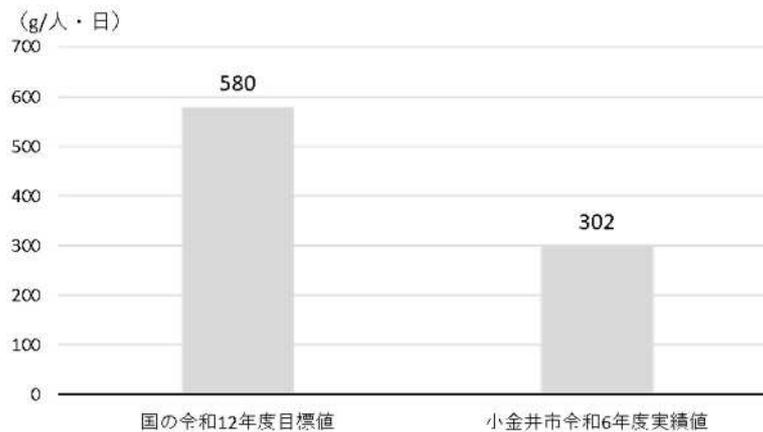


図 1-23 1人1日当たりのごみ焼却量の比較

⁵ 資源物を除く1人1日当たりのごみ排出量

3)一般廃棄物の総資源化率(国・都の目標値との比較)

廃棄物処理基本方針における一般廃棄物の出口側循環利用率(=総資源化率)の令和12年(2030年)度目標値(国の目標値)は約26.0%です。それに対し本市の総資源化率の令和6年(2024年)度実績値は43.3%であり、令和6年(2024年)度において目標値を達成しています。

東京都資源循環・廃棄物処理計画における一般廃棄物の再生利用率(=総資源化率)の令和12年(2030年)度目標値(都の目標値)は37.0%です。それに対し本市の総資源化率の令和6年(2024年)度実績値は43.3%であり、令和6年(2024年)度において目標値を達成しています。

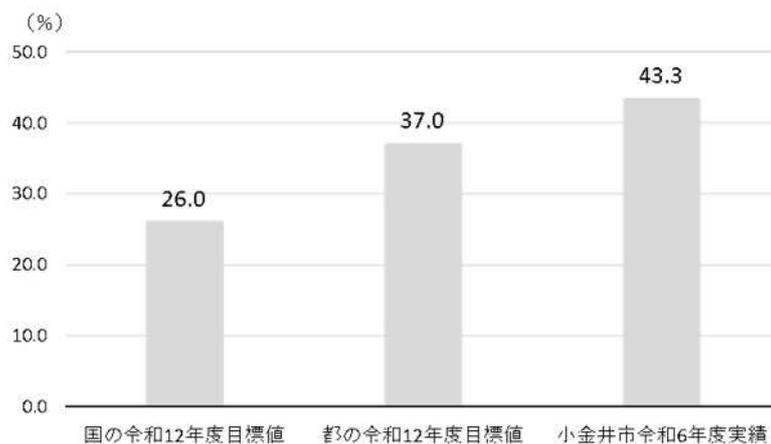


図 1-24 一般廃棄物の総資源化率の比較

第3節 前計画における目標値と実績

1. 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量

市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量は、現行計画における令和6年（2024年）度の目標値が356g/人・日であるのに対し、令和6年（2024年）度実績値が344g/人・日であり、目標値を達成しています。

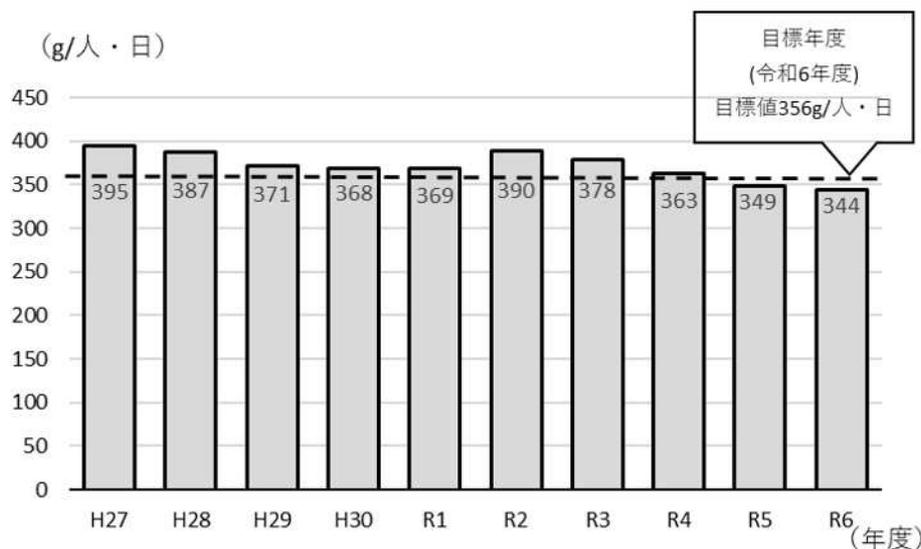


図 1-25 市民1人1日当たりの家庭系一般廃棄物排出量の目標値と実績の推移

※ここでの家庭系一般廃棄物排出量とは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみを合わせたごみ排出量です。

2. 埋立処分量

埋立処分量は、平成28年（2016年）度以降、ゼロを継続しており目標を達成しています。

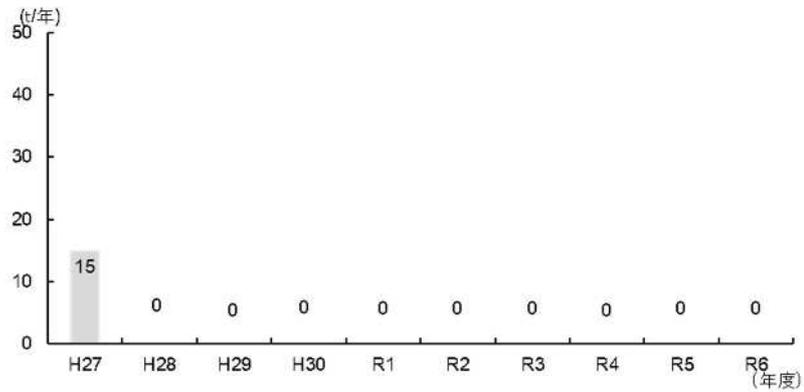


図 1-26 埋立処分量の推移

第4節 本市の抱える主な課題

1. ごみ量実績・処理経費からの課題

(1) 家庭系一般廃棄物の削減

家庭系一般廃棄物については、令和元年（2019年）度から令和2年（2020年）度にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワーク、外出自粛等により増加しましたが、直近では令和元年（2019年）度の水準に戻つつあります。家庭系一般廃棄物の排出量、1人1日当たりの排出量は共に減少傾向ではありますが、新たに、食品ロスの削減の推進に関する法律やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことも鑑み、更なるごみ減量に取り組む必要があります。

(2) 事業系一般廃棄物の削減

事業系一般廃棄物については、排出量が増加してきています。事業所におけるごみの発生抑制と資源化の推進により、燃やすごみとして処理される量の削減を図る必要があります。

(3) 処理経費を考慮した取組の推進

本市の年間ごみ処理経費（1人当たり及び1 t 当たり）は、多摩地域の平均値を上回っていることから、費用対効果も踏まえた上で取組を実施していく必要があります。

2. アンケート調査結果からの課題

(1) ごみについての関心度・分別の徹底状況

ごみについての関心は、どの年代においても高い傾向にあり、特に「ごみの分別の種類や出し方」、「ごみの3R（リデュース、リユース、リサイクル）」についての関心が高い傾向にあります。

また、徹底している人または徹底を心掛けている人の割合の合計が9割以上であることから、ごみの分別に対する意識は高いと捉えられる一方、徹底を心掛けているが分からないものは混ぜて出している人の割合が4割程度であるため、分別の種類についての周知が十分でない可能性があります。ごみの分別を徹底している人の割合が居住年数5年未満でやや低い状況であるため、転入者への分別方法の周知等、啓発の強化が必要です。

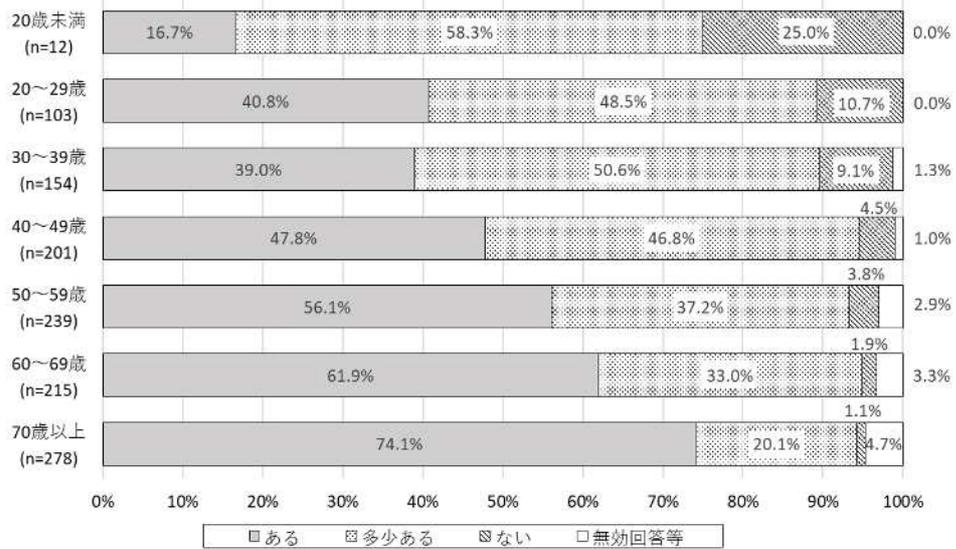


図 1-27 ごみに関する関心の有無【市民】

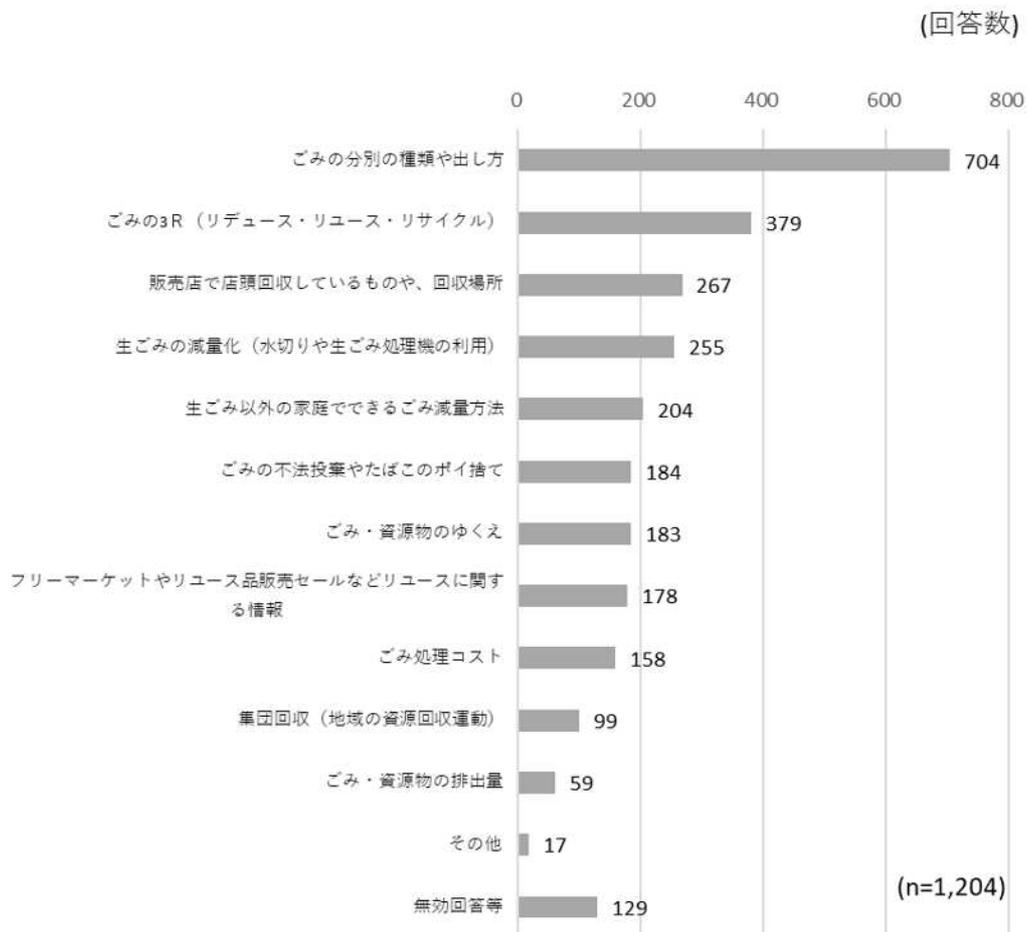


図 1-28 ごみに関する興味内容【市民】

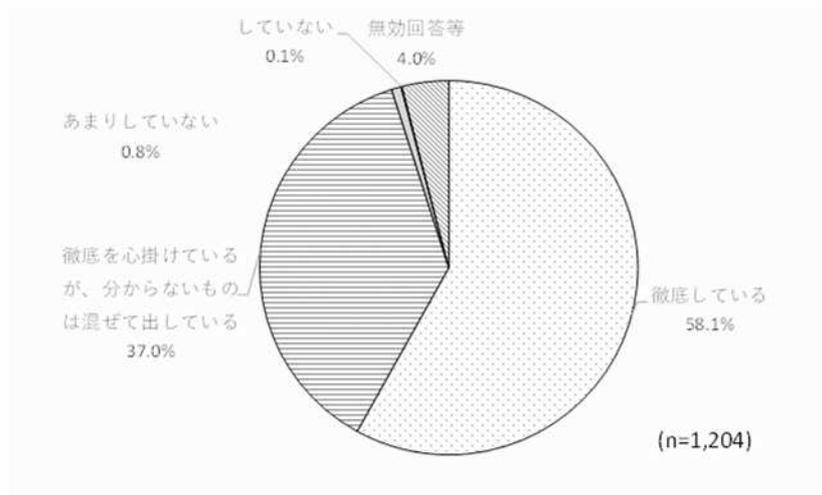


図 1-29 分別実施状況【市民】

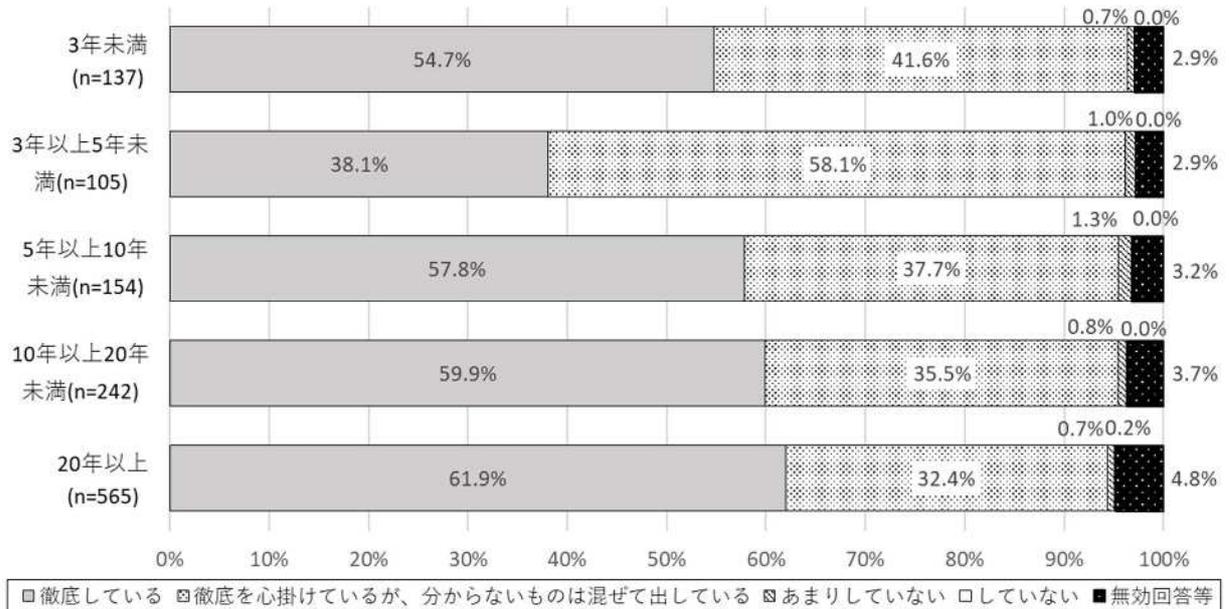


図 1-30 分別実施状況【市民・居住年数別】

(2)情報源・市民や事業者が求める施策

大半の市民及び事業所がごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別の手引きからごみに関する情報を得ている状況です。市報やごみ分別アプリ、ホームページを活用している市民も一定数いる状況であり、居住年数別にみると、ごみ分別アプリは居住年数が比較的短い市民の利用率が高い傾向にあります。DX化、ペーパーレス化等の観点からは、ごみ分別アプリやホームページの情報を拡充することが必要ですが、若年層中心で利用されているこれらの情報媒体のみならず、年齢が高いほど利用率が高い傾向にあるごみ分別の手引きや市報、全世代に行き届きやすいごみ・リサイクルカレンダーでの分別周知徹底も必要です。

なお、市民からは、ごみ分別のための啓発、ごみ減量のための啓発、ごみやリサイクルに関する情報発信の充実を求める声が多いため、市のごみに関する情報（周知・広報したい情報）をごみ・リサイクルカレンダーに集約することで、情報を広く浸透させることができる可能性があります。

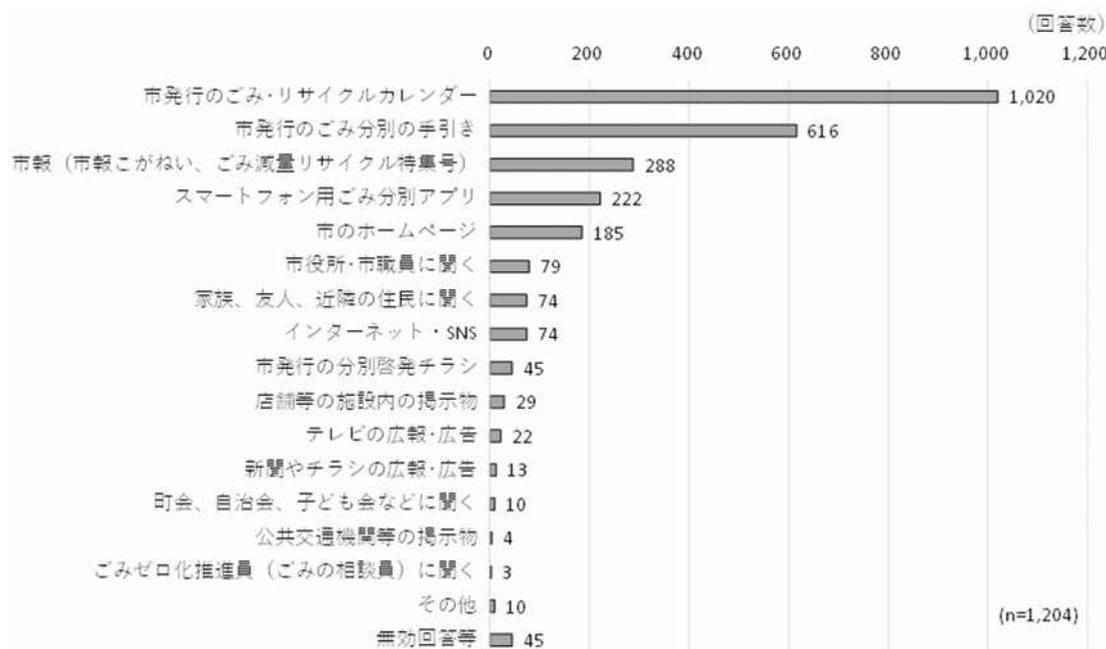


図 1-31 ごみに関する情報源【市民】

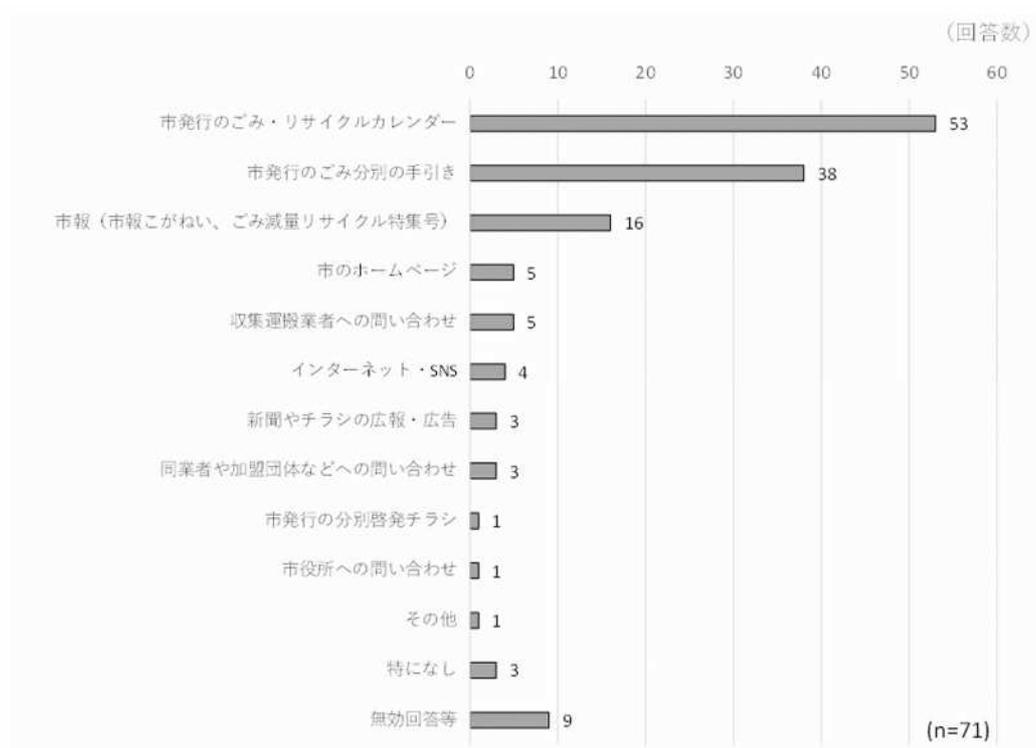


図 1-32 ごみに関する情報源【事業所】

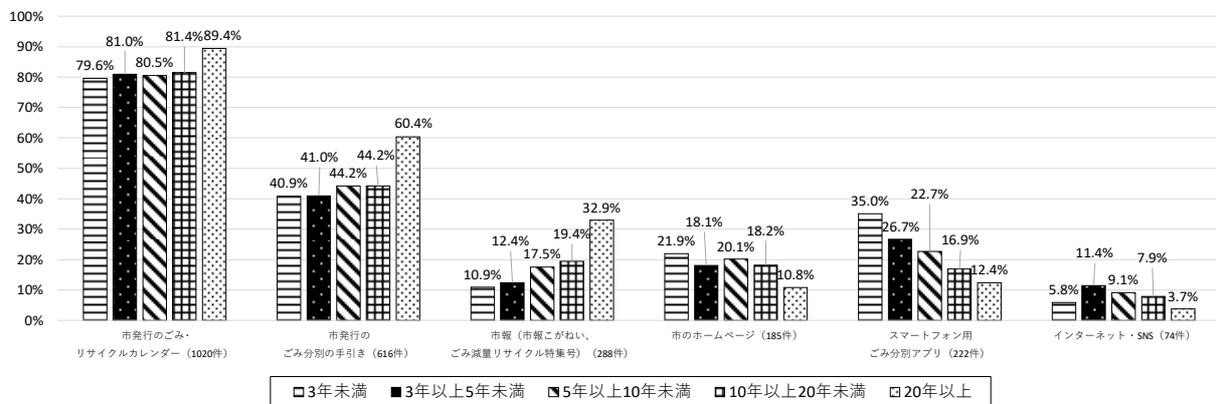


図 1-33 ごみに関する情報源【市民・居住年数別】

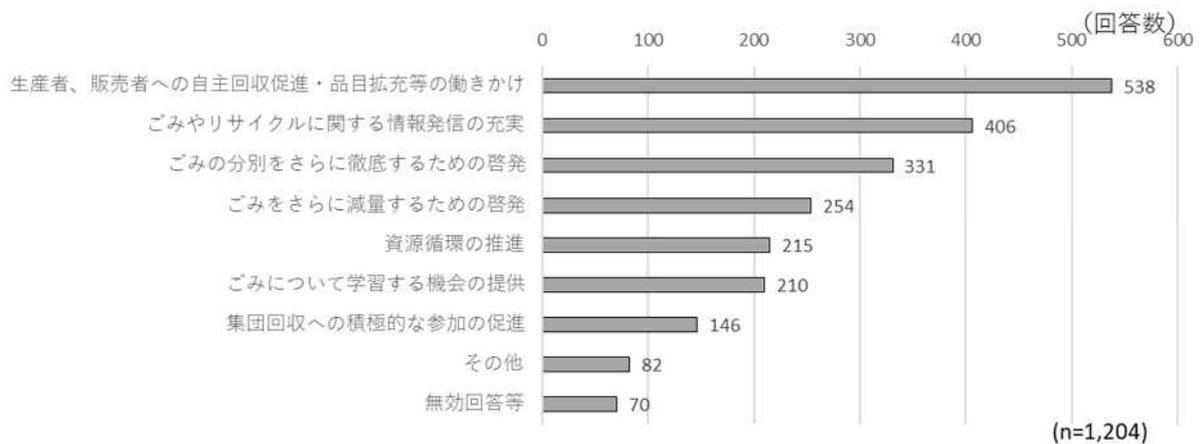


図 1-34 市民が求めている施策【市民】

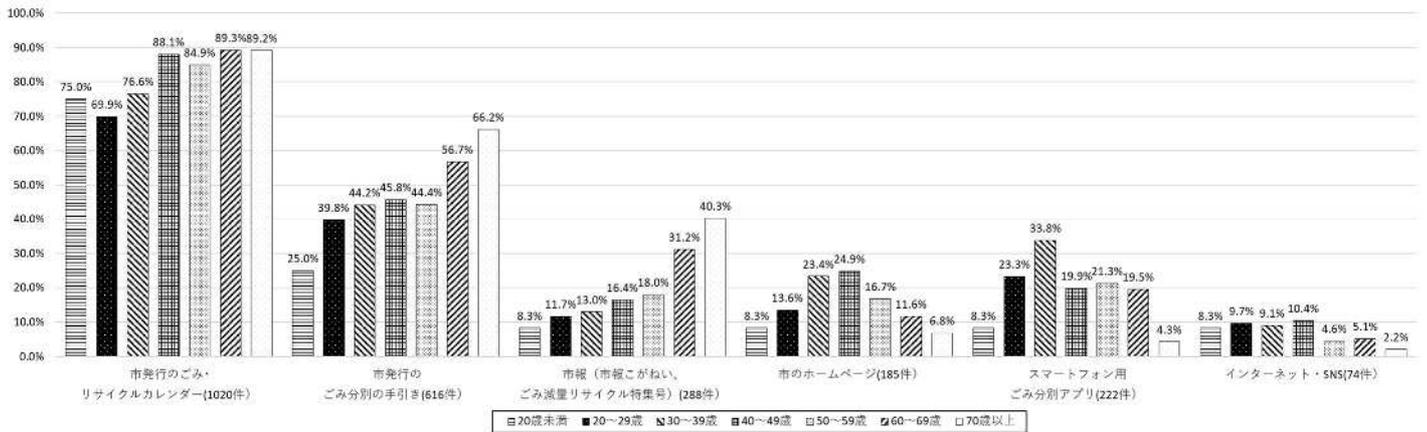


図 1-35 ごみに関する情報源【市民・年齢別】

(3) 施策・取組の認知度

市の取組の認知度・利用度については、ごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別の手引き等、紙媒体の情報共有については高いものの、マイボトル専用給水機の設置、小金井市が行っているリユース事業（ゆづる輪）、ごみゼロ化推進員制度、希望者への講習会開催やごみ減量啓発アニメーション制作・公開等、は低い状況です。そのため、効果的でありPRしていくべき取組については、さらなる周知徹底を図る必要があります。

資源物の集団回収について世帯構成別では、単身世帯・若年層の認知度が低い傾向です。拠点回収については、世帯によっては発生しないことも考えられますが、コンタクトレンズの空ケースや使用済みステンレス製ボトル、生ごみ乾燥物、廃食油を活用したことがない市民が特に多い状況です。また、食品トレイ、紙パック、ペットボトルについては活用したことがある市民が多いですが、世帯構成別にみると単身世帯ではその割合が低く、代わりに知っているが利用・活用したことがない割合が多い状況です。さらに、年齢別にみると食品トレイについて、若年層で割合が低い状況です。これらは生活スタイルの違いに起因する可能性があります、特に若年層や単身世帯向けの利用しやすさを向上させる取組が必要です。

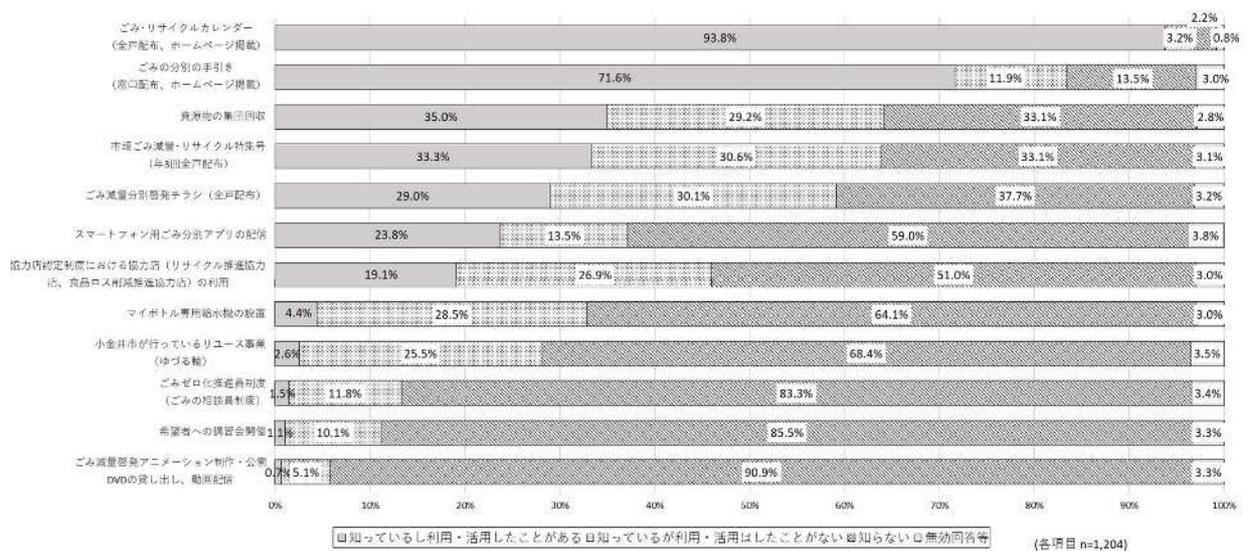


図 1-36 市の取組の認知度・利用度【市民】

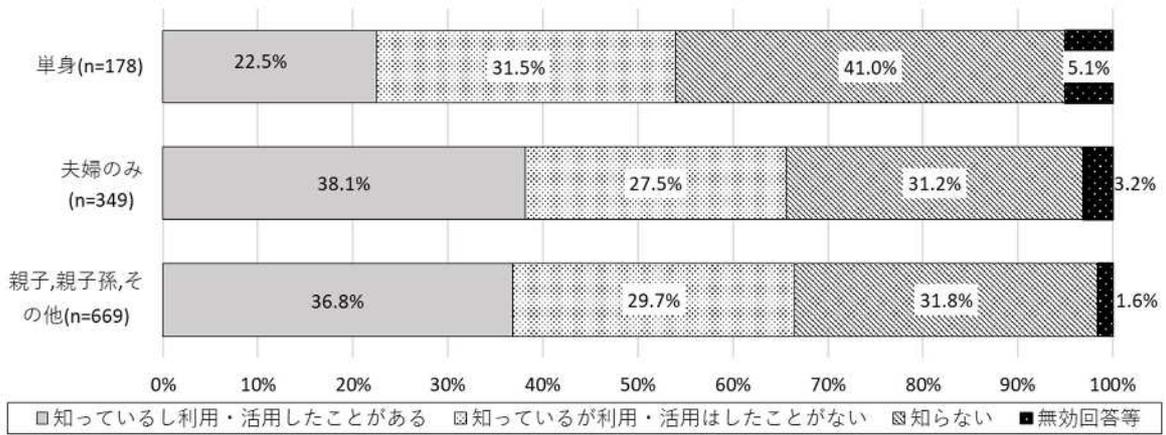


図 1-37 資源物の集団回収の認知度【市民・世帯構成別】

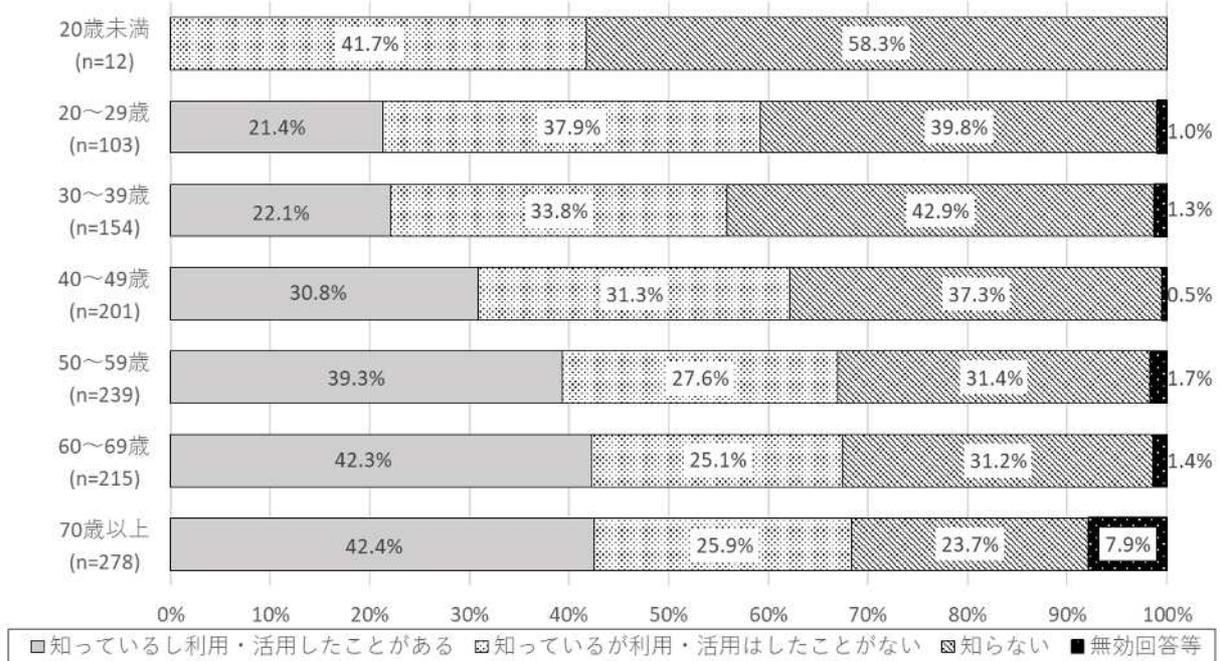


図 1-38 資源物の集団回収の認知度【市民・年齢別】

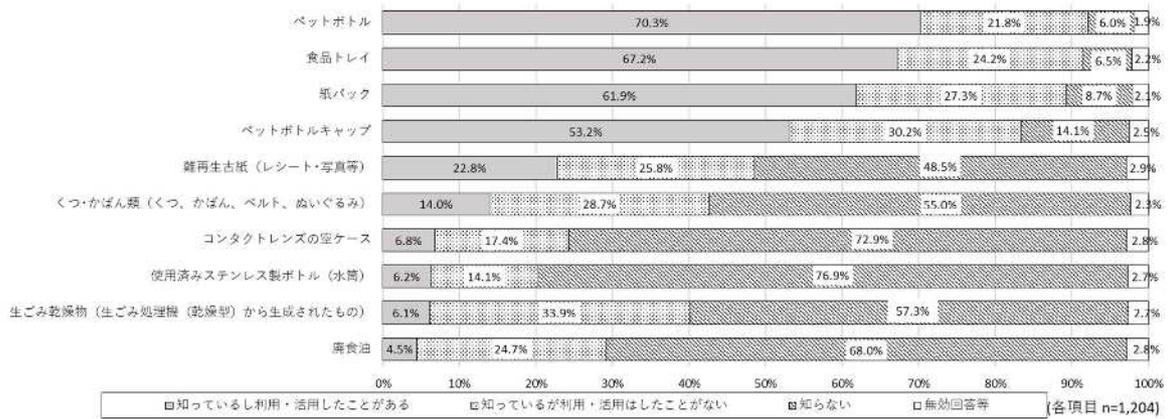


図 1-39 拠点回収の認知度【市民】

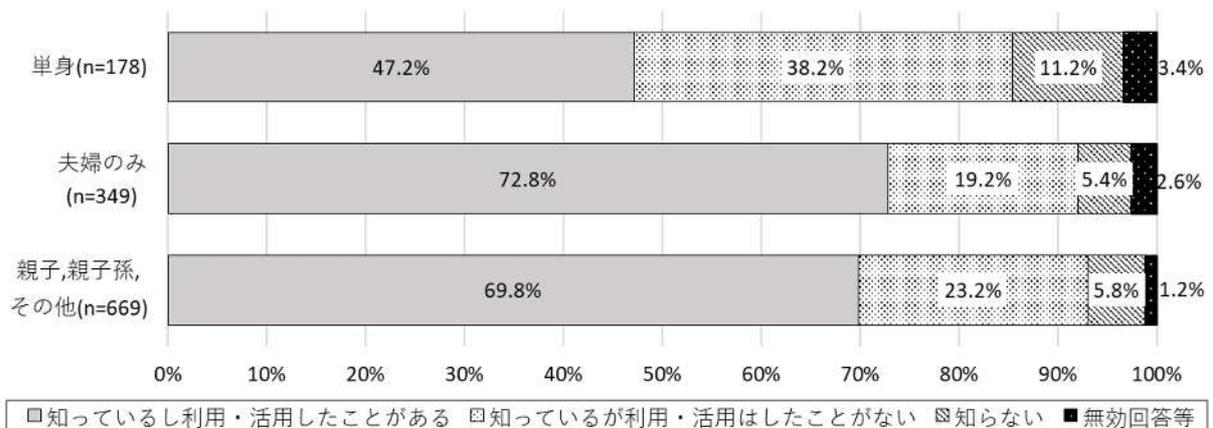


図 1-40 拠点回収の認知度 (食品トレイ)【市民・世帯構成別】

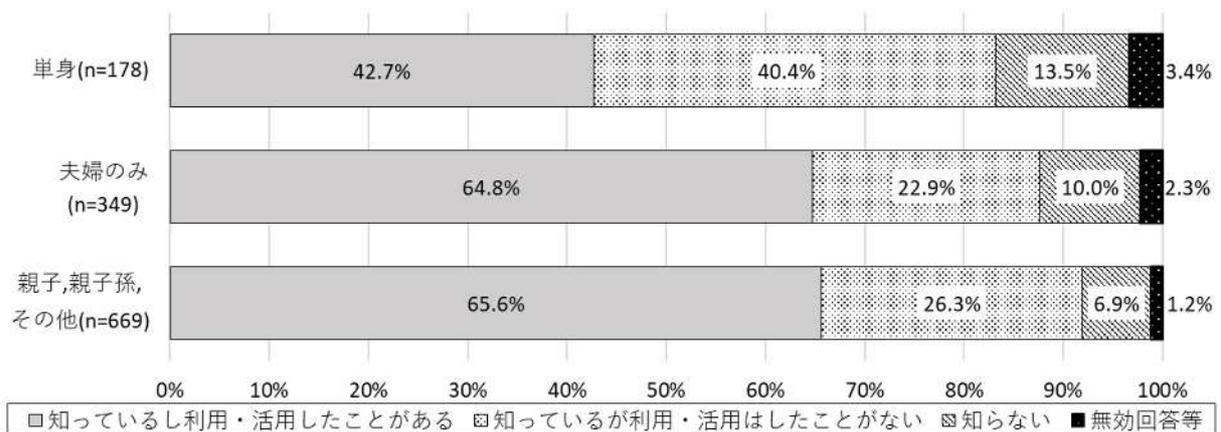


図 1-41 拠点回収の認知度 (紙パック)【市民・世帯構成別】

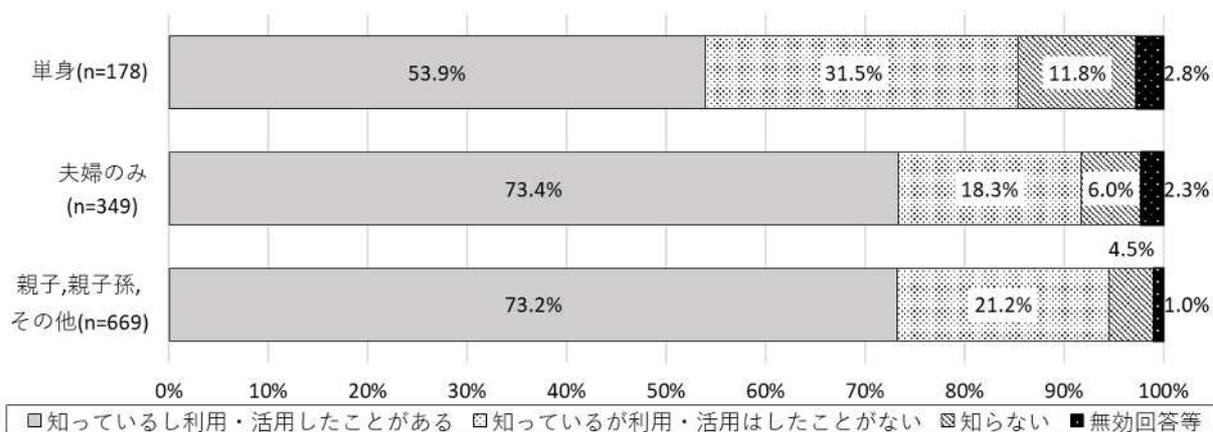


図 1-42 拠点回収の認知度（ペットボトル）【市民・世帯構成別】

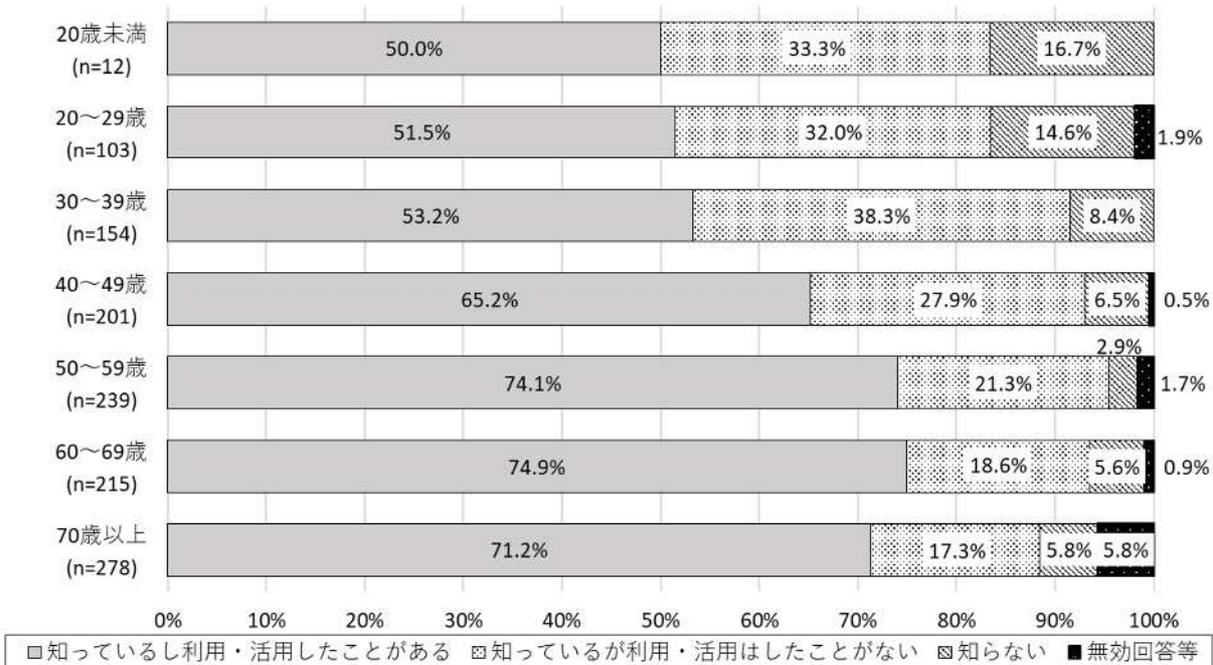


図 1-43 拠点回収の認知度（食品トレイ）【市民・年齢別】

(4)生ごみ・食品ロス

生ごみ、食品ロスに関する市が行っている取組についての認知度は、全体的に低い傾向にあります。また、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の認知度は6割程度であるのに対し、生ごみ処理機を使用している人の割合は1割程度に留まっており、補助制度のあり方について検討が必要です。

普段捨てていると思う「食品ロス」については、消費期限（安全に食べることができる期限）が切れてしまった食品が最も多く、使い残した野菜・青果、鮮魚・鮮肉などの食材、食べ残したおかず・そうざいなどを合わせると7割以上に及びます。市民から事業者に対しては、賞味期限が近い商品の割引制度や、必要量だけの販売・提供（少量パック、量り売り、小盛など）を望む割合が多いことや、事業者からは飲食店と連携したキャンペーンの実施を求められていることから、事業者も含めた食品ロスの削減に向けた取組が必要です。

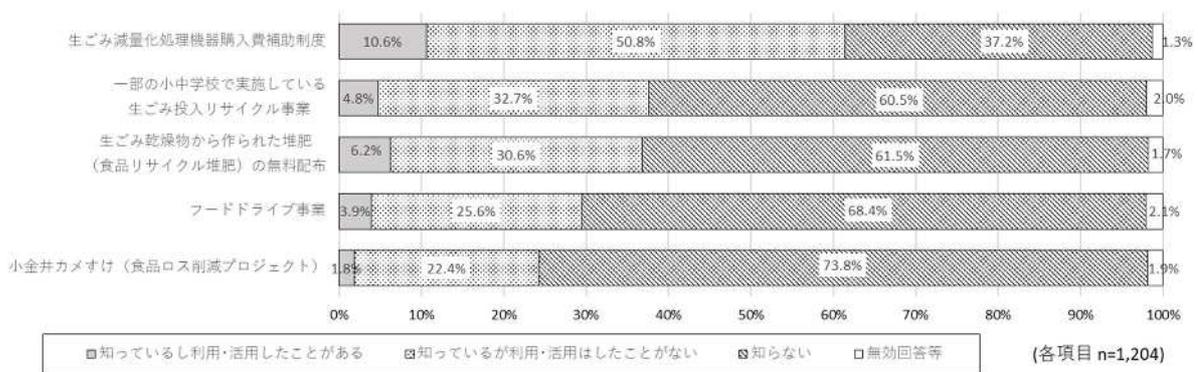


図 1-44 食品ロスに関する施策の認知度【市民】

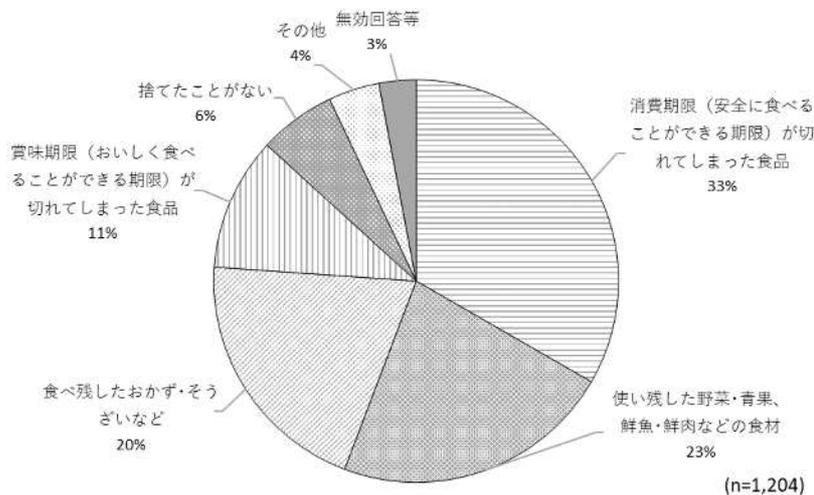


図 1-45 食品ロスに関する排出状況【市民】

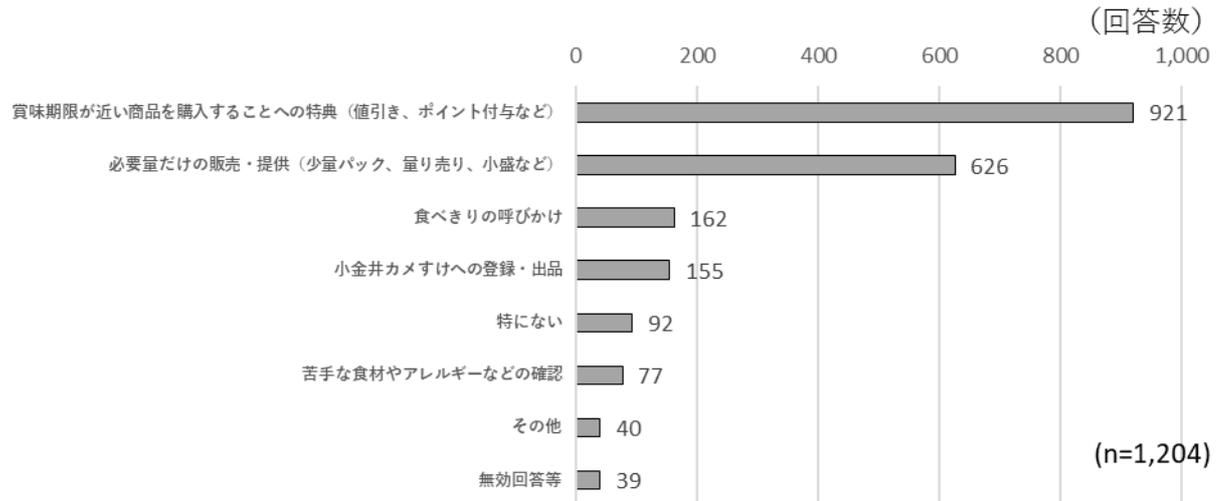


図 1-46 食品ロス削減のために事業者を実施してほしい取組【市民】

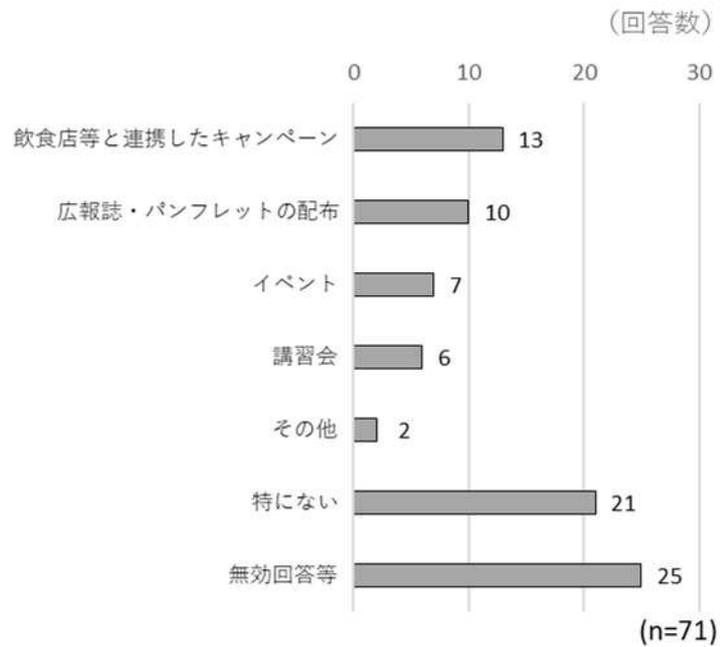


図 1-47 食品ロス削減のために市に実施してほしい取組【事業所】

(5)プラスチック・充電式電池

プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品について、汚れていないものはプラスチックごみの日に出している割合が9割を超えています。汚れのついたものについては、7割程度が汚れを落とし適正に排出している一方、1割程度が汚れを気にせず排出しているもしくは燃やすごみの日に排出しており、さらなる分別徹底が必要な状況です。

充電式電池については、7割以上が正しい方法で捨てていますが、正しく出していない、正しい排出方法が分からない、まだ捨てたことがないという回答が2割以上を占めていることから、安全面を考慮した正しい排出方法の周知徹底が必要です。

また、市民が市に求める施策として、「生産者、販売者への自主回収促進の働きかけ」、「ごみやリサイクルに関する情報発信の充実」が必要との回答が多いことから（図 1-33）、適正排出に向けて、情報発信の充実や事業者を含めた施策の展開が必要です。

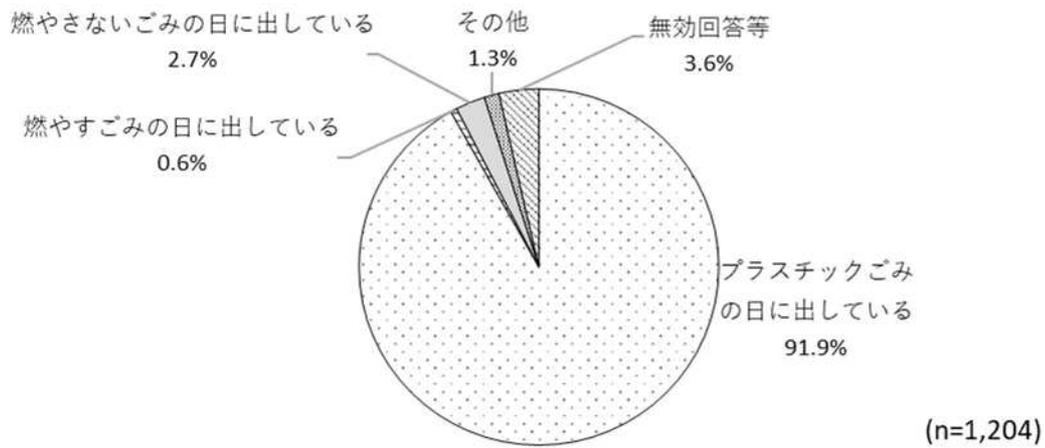


図 1-48 汚れていないプラスチックごみの排出状況【市民】

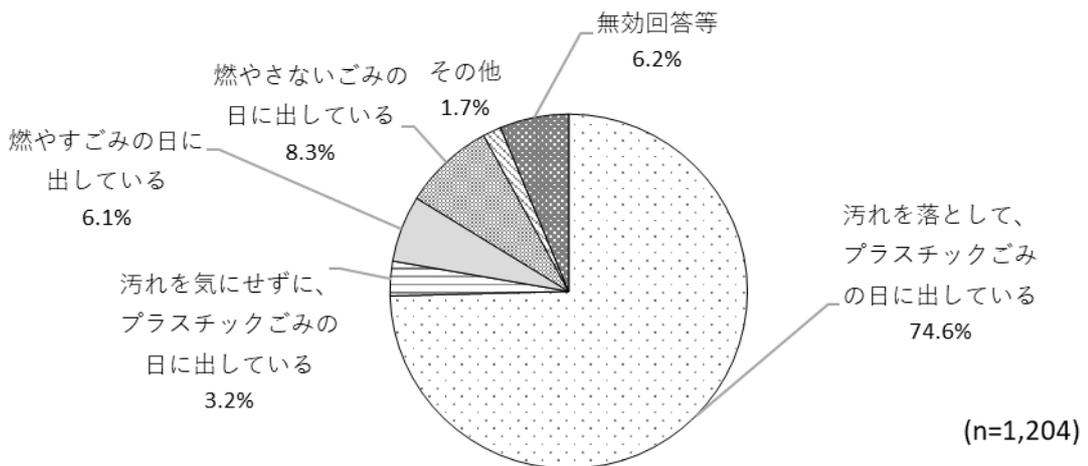


図 1-49 汚れたプラスチックごみの排出状況【市民】

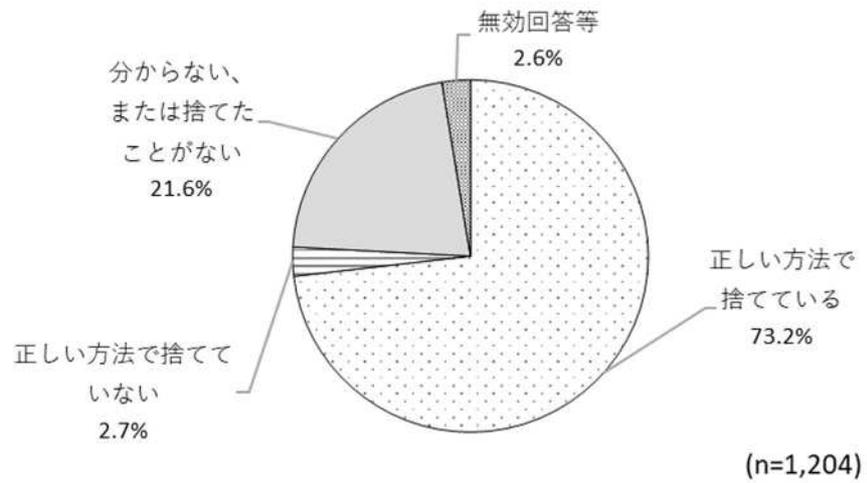


図 1-50 充電式電池が内蔵されている製品の排出状況【市民】

(6)リユース事業の利用状況

リユース事業の利用状況については、リユースショップの買取サービス、フリマアプリが多い一方、利用したことがないと回答した割合も多い結果となっています。また、これらのサービスを過去に利用したことがあるだけであり、継続的に利用していないことも考えられます。

年齢別では、70歳以上の市民ではリユース事業を利用したことがない割合が、回答者数が少ない20歳未満を除くと最も多く、さらに世帯構成別では単身世帯が同様の結果となっていることから、高齢層や単身世帯へも効果的に情報が届くような周知方法の見直し、サービス・事業の利用しやすさを向上させるような取組が必要です。

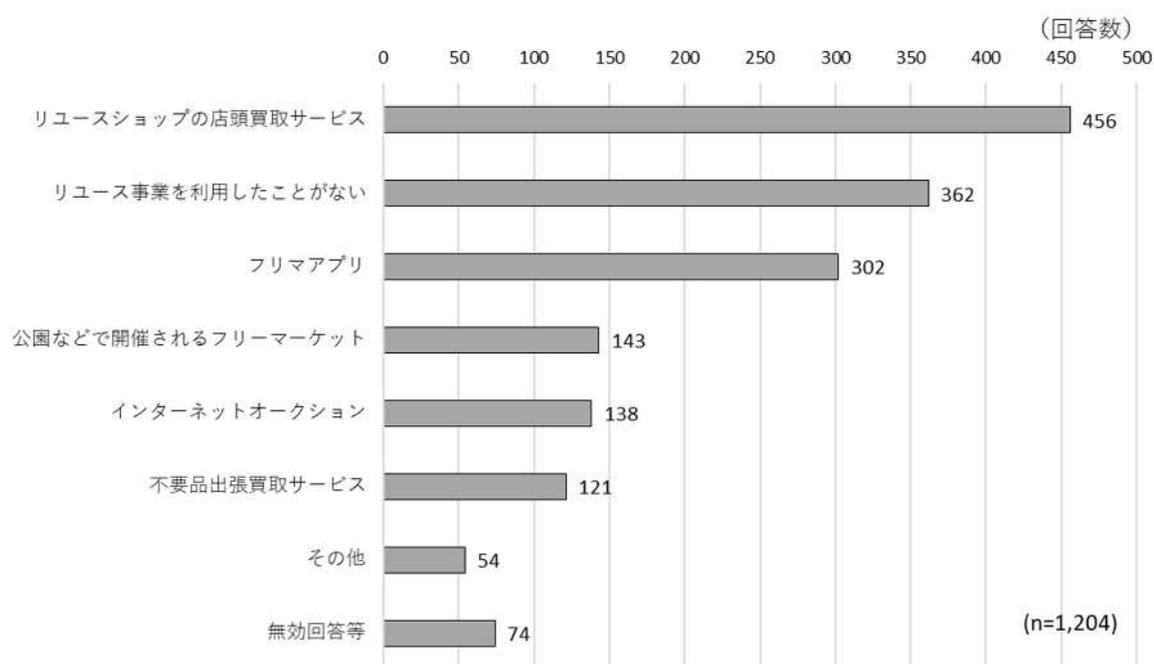


図 1-51 リユース事業の利用状況【市民】

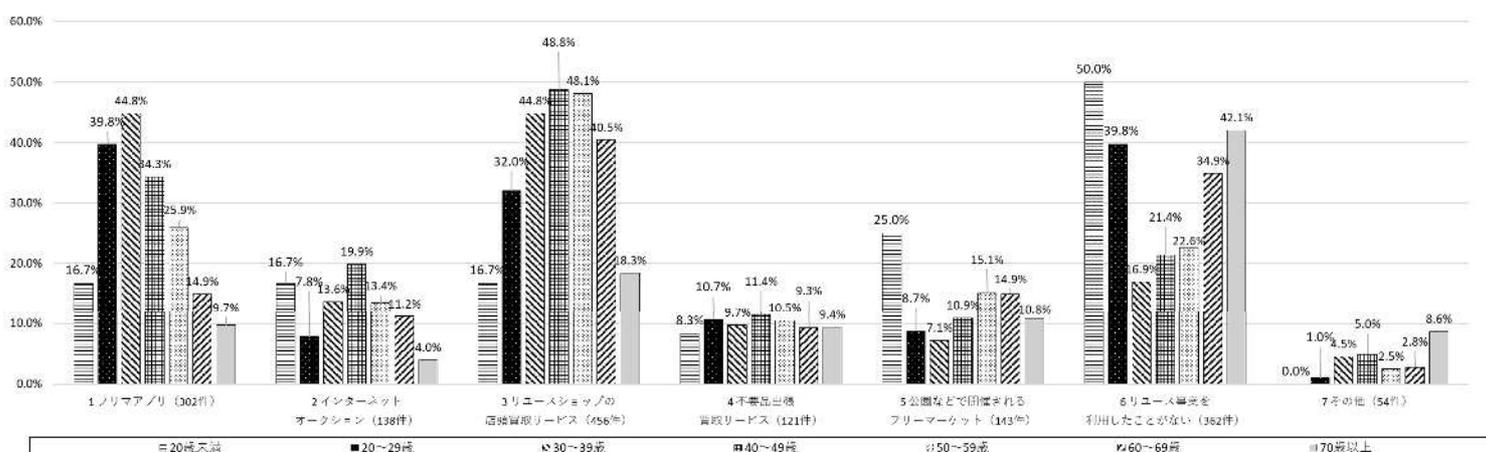


図 1-52 リユース事業の利用状況【市民・年齢別】

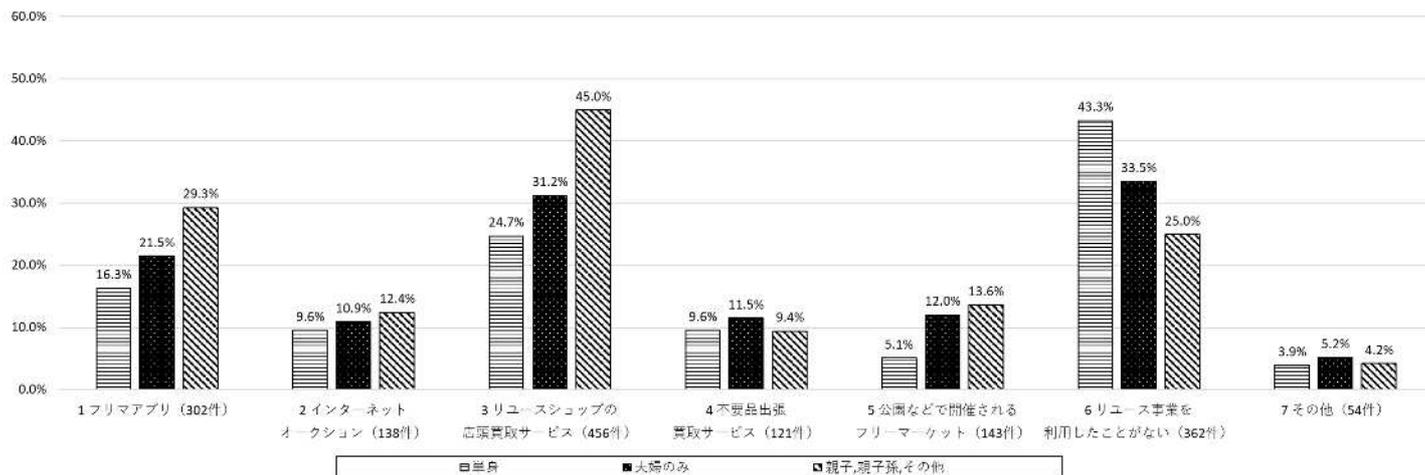


図 1-53 リユース事業の利用状況【市民・世帯構成別】

(7)事業所の取組状況

ごみ減量・リサイクルに関する事業所の取組状況については、ペーパーレス化、再生紙などの再生用品の使用に努めているとの回答が多い一方、「リサイクル推進協力店」の認定に対する意識や、出張講座を活用した講演会の実施が少ないことから、市の実施する施策を積極的に活用している事業所が少なく、施策の周知徹底を図る必要があります。

なお、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由を見ると、ごみ処理コスト削減につながる施策の実施が3R促進につながる可能性があり、そのような視点での取組が必要です。

また、事業所から排出される食用廃油、ペットボトル、プラスチック類、缶類、びんの産業廃棄物を一般廃棄物として排出しているという回答があったことから、事業所に向けた一般廃棄物・産業廃棄物の違いや許可業者との契約実態等に関する正しい認識の周知徹底と、適正排出の指導を行う必要があります。

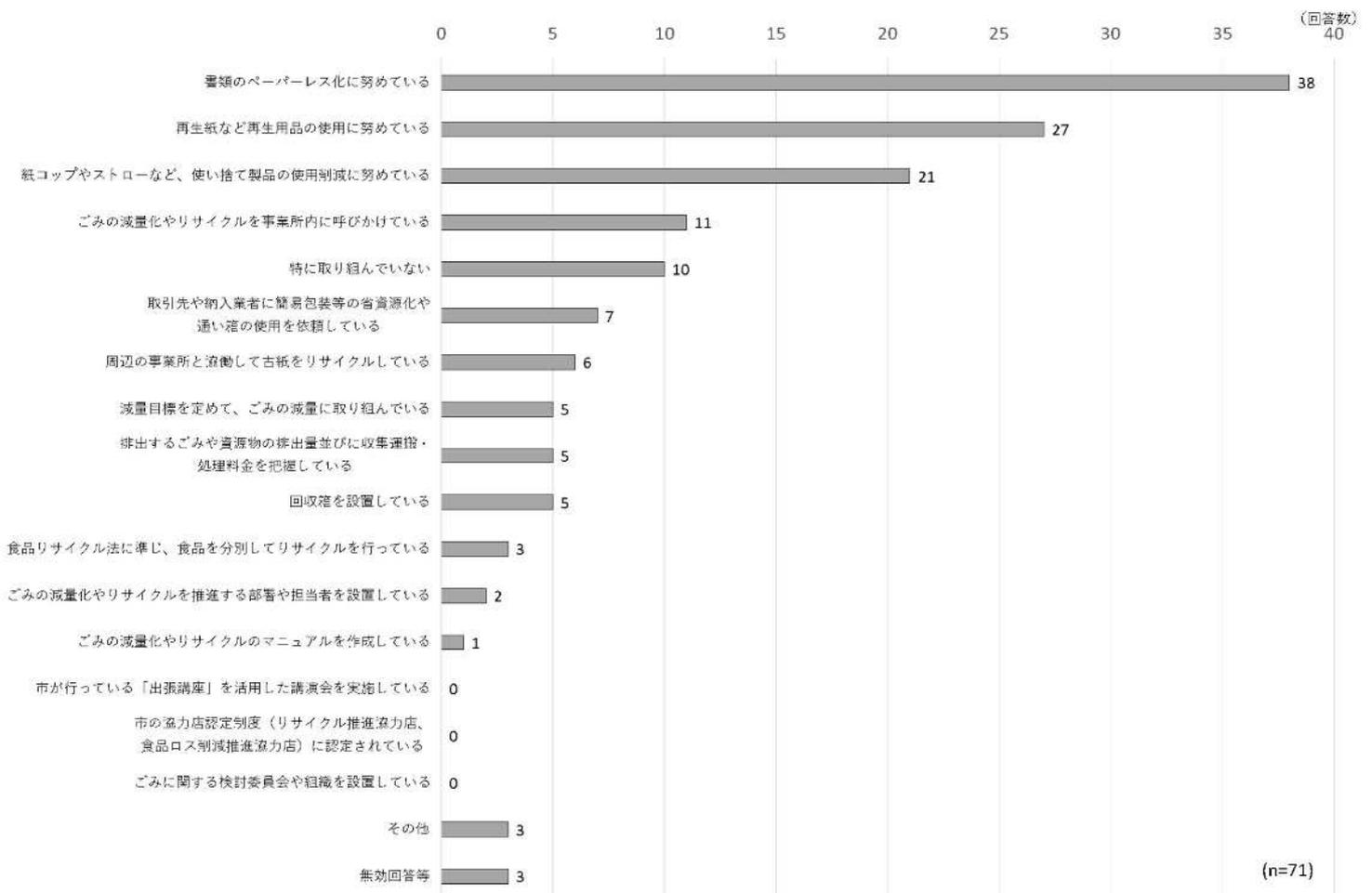


図 1-54 ごみ減量・リサイクルに関する取組状況【事業所】

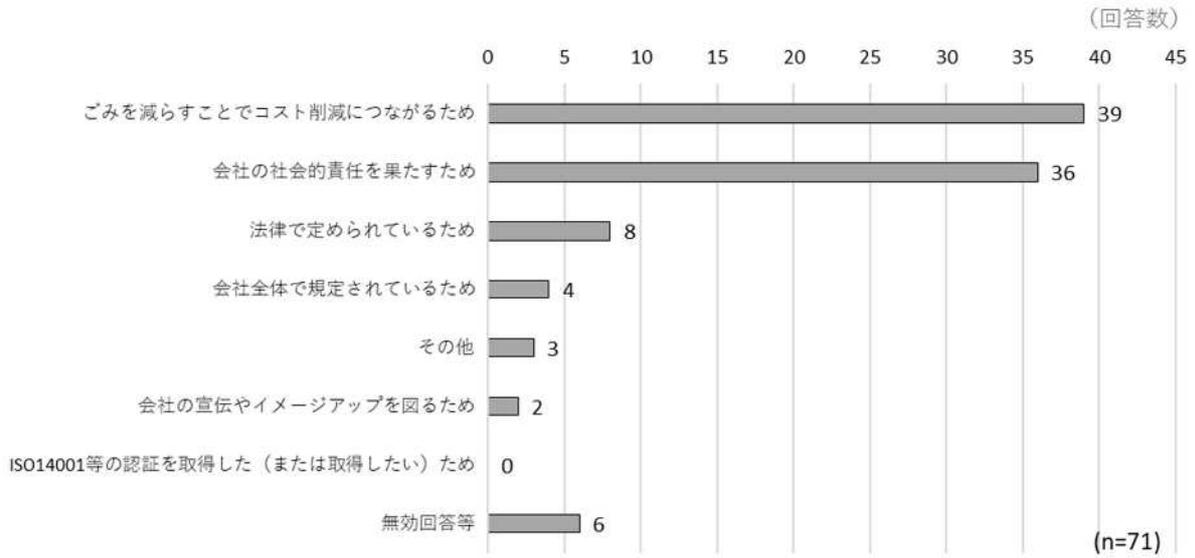


図 1-55 ごみ減量・リサイクルに取り組む理由【事業所】

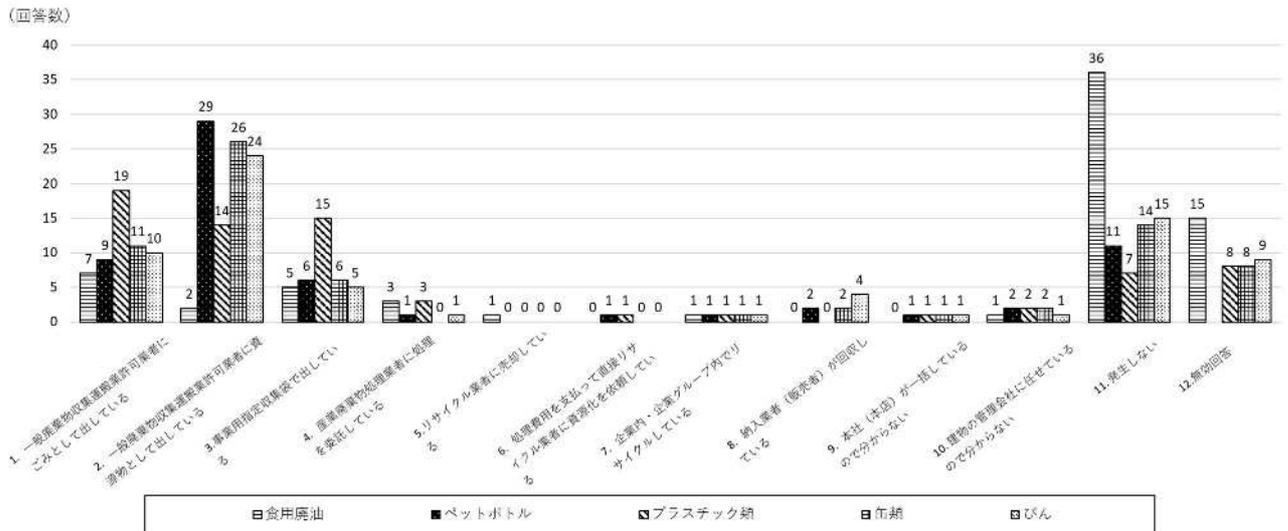


図 1-56 ごみや資源物の分別・処理方法【事業所】

3. ごみ組成調査からの課題

(1) 燃やすごみの課題

厨芥類は単身集合住宅からの排出は比較的少なく、戸建て住宅及びファミリー向け集合住宅から排出が多いほか、事業所からの排出も多い状況であるため、減量のための取組が必要です。

資源となる紙、プラスチック類は単身集合住宅、事業所からの排出が多く、戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅からの排出も確認されている状況です。

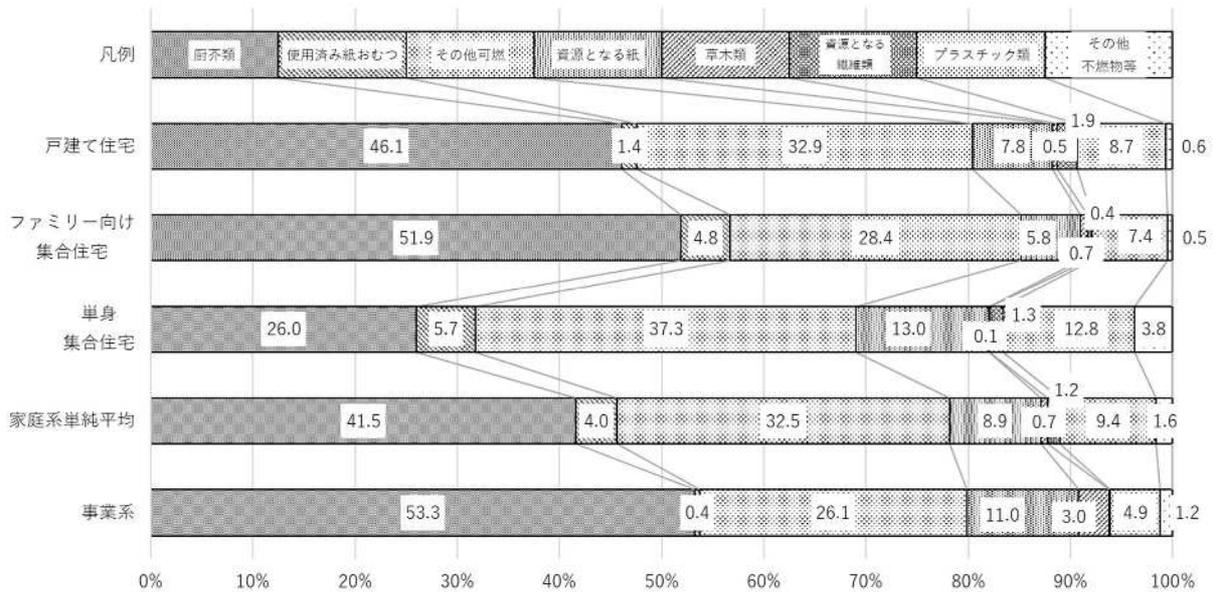


図 1-57 燃やすごみの組成調査結果⁶⁷の内訳

⁶ ごみ組成調査はパッカー車で収集したごみを湿ベース重量で調査

家庭系：収集された燃やすごみが調査対象

事業系：許可業者が収集した事業系燃やすごみが調査対象

⁷ 平均値は、戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅、単身集合住宅の単純平均

燃やすごみの組成調査結果から適正・不適正排出状況を整理すると、家庭系は8割程度が適正排出されており、2割程度が不適正排出されています。不適正排出の中では、プラスチック類、紙類の割合が高い結果となっていることから、特にこれらの適正排出に関する周知徹底が必要です。

事業系も8割程度が適正排出されており、2割程度が不適正排出されています。不適正排出の中では、家庭系と同様紙類、プラスチック類の割合が高く、草木類の割合も高い結果となっており、同様に適正排出に関する周知徹底が必要です。

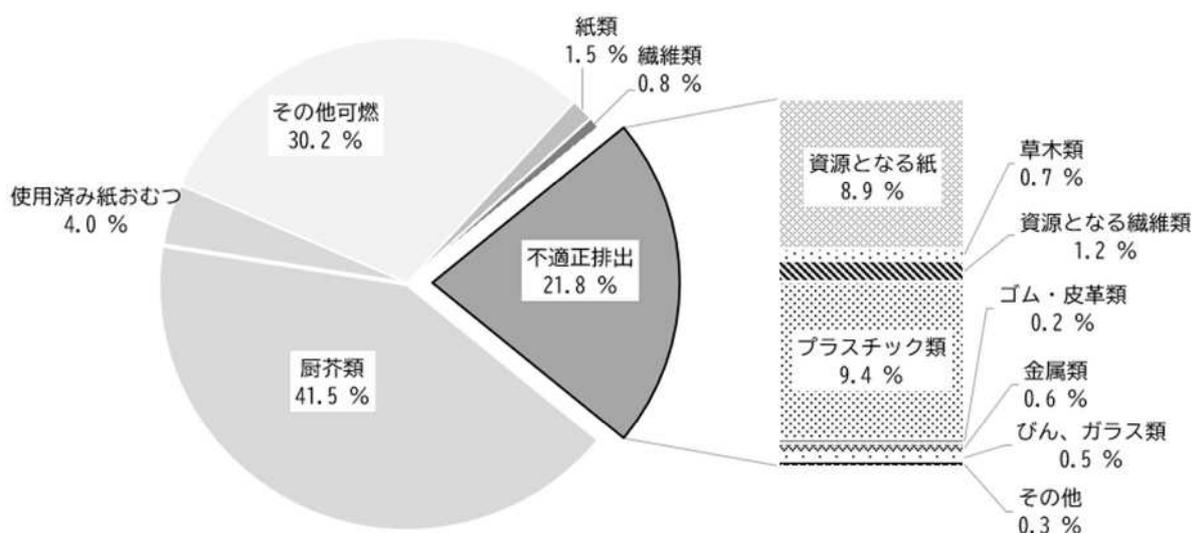


図 1-58 燃やすごみ排出状況 (家庭系)

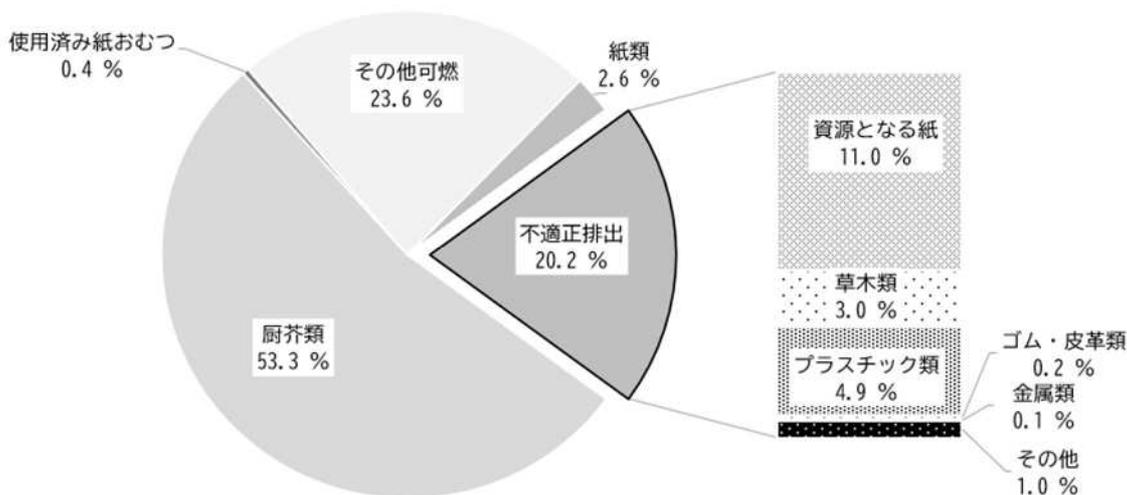


図 1-59 燃やすごみ排出状況 (事業系)

(2) 燃やさないごみの課題

単身集合住宅から排出されるくつ・かばん・ベルトの量が多く、容器包装プラスチックの排出も戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅と比較すると多い状況です。くつ・かばん・ベルトは市で拠点回収を行っているため、利用促進を図る必要があります。また、収集エリアにかかわらずセトモノ・ガラス・不燃物⁸の排出が多い状況であり、容器包装プラスチックは特に単身集合住宅からの排出が多い状況です。

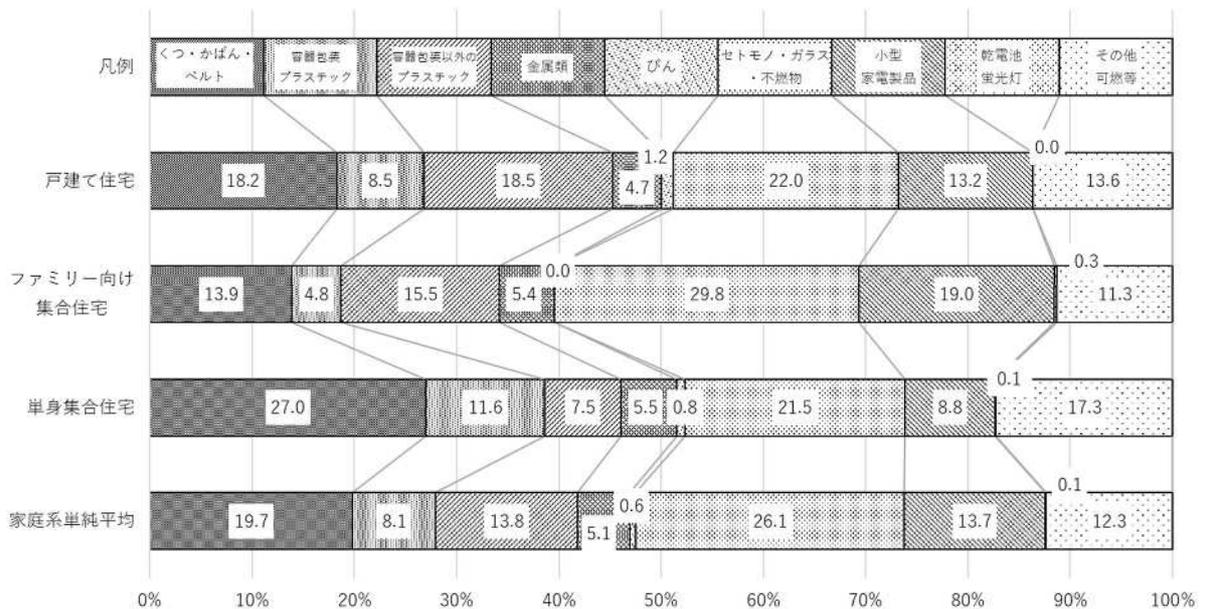


図 1-60 燃やさないごみの組成調査結果の内訳

⁸ 陶磁器・石類、ガラス製品、複合製品、リユースができない布類などを含む

燃やさないごみの組成調査結果から適正・不適正排出状況を整理すると、7割近くが適正排出されており、3割以上が不適正排出されています。燃やすごみよりも不適正排出の割合が高く、不適正排出の中では、プラスチック類が最も多く、金属類も多い結果となっていることから、特にこれらの適正排出に関する周知徹底が必要です。

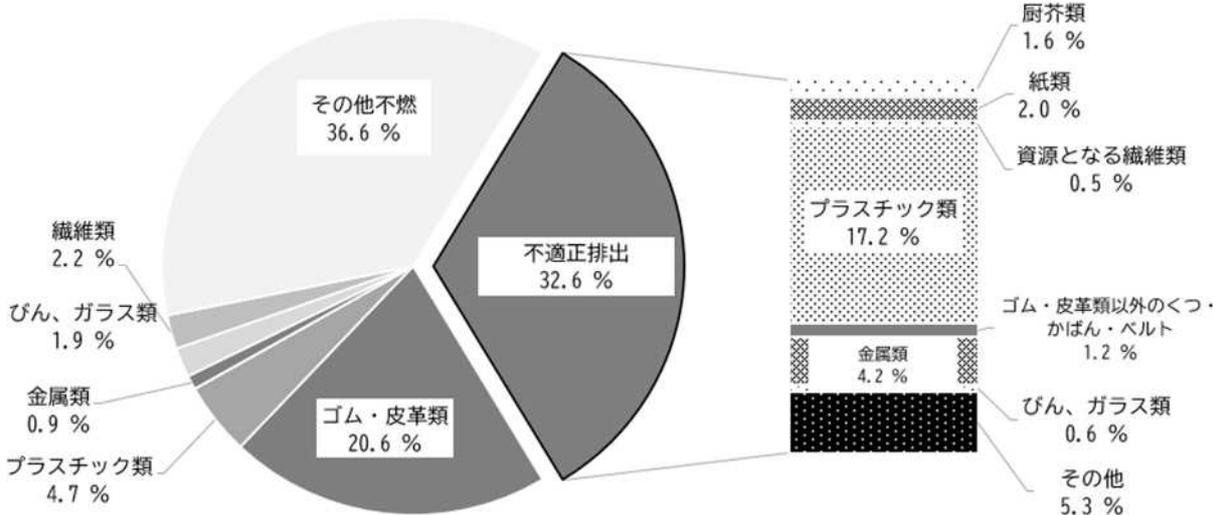


図 1-61 燃やさないごみ排出状況（家庭系）

4. 国の動向・人口動態からの課題

国の動向を踏まえた取組の推進が必要であるほか、今後、少子高齢化の進行やデジタル技術の進展等による社会構造の変化や様々な生活スタイルの出現により、ごみ処理に関する様々なニーズや課題が発生することが見込まれます。

(1)SDGsや脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組の必要性

以下の図で示す日本全体の人口動態や、「第2章 第1節 人口動態」で示した本市の人口動態から、外国人人口が増加傾向にあることが確認されています。また「第2章 第4節 4. (2) 少子高齢化を踏まえた取組の必要性」でも言及している高齢者への対応を含め、SDGsの実現に向けて、全ての市民がごみの排出に困らず安心して暮らせるように、「誰一人取り残さない」ごみ処理のあり方を改めて検討する必要があります。

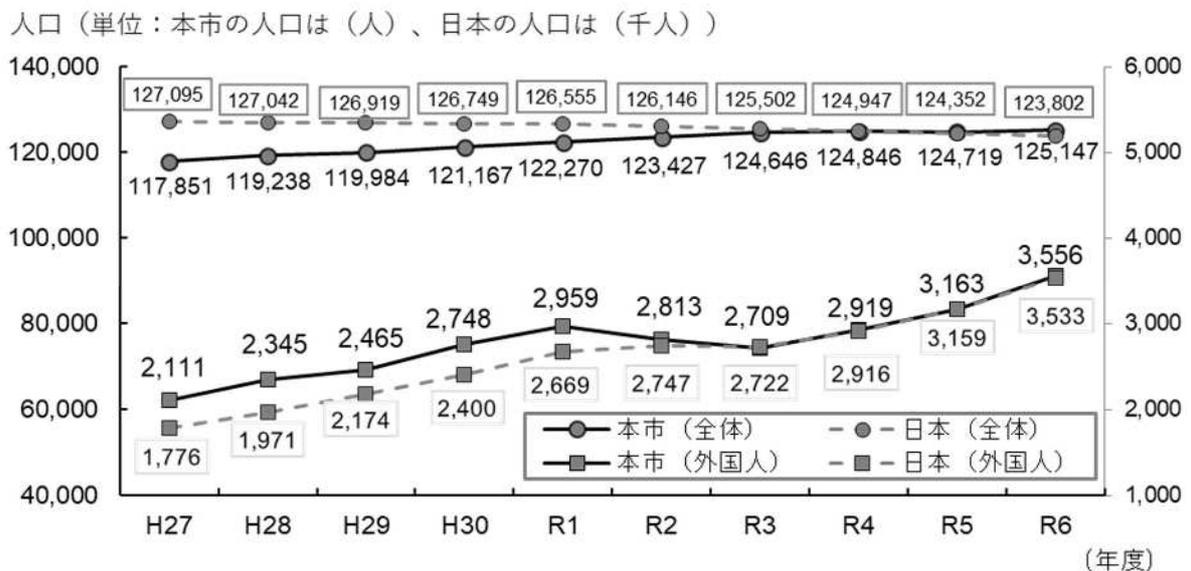


図 1-62 日本と本市の人口動態比較

さらに、脱炭素社会の実現に向けて、環境負荷の低減や効率的な処理・資源化の推進に重きを置いて取組を進めるほか、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められていることも踏まえ、リユースや再生材の利用に関する取組を強化しつつ、循環型社会の実現を目指す必要があります。

(2) 少子高齢化を踏まえた取組の必要性

少子高齢化の進行により高齢者が増加し、排出されるごみの質が変化することが想定されるほか（例：大人用紙おむつの増加、（惣菜等の消費増加による）容器包装プラスチック類の増加、体力的に分別が負担になることによる適正排出度合いの変化）、ごみの排出が困難な市民も増加することが想定されます。関連する庁内部署とも連携しつつ、このような変化も考慮した取組を検討する必要があります。また、取組全般においては、高齢者の増加を踏まえたデジタルデバイド（情報格差）の問題についても考慮する必要があります。

さらに、人手の面に着目すると、地域コミュニティの変化や「ごみゼロ化推進員制度」等のごみ処理の支援団体の担い手不足が生じる可能性があるほか、行政機能・公共施設においても、ごみ処理に関わる人員が不足する可能性があります。さらに、税収減に伴う清掃予算費の確保・保持が困難となることが見込まれ、処理の効率化はもちろんのこと、「第2章 第4節 1. (3) 処理経費を考慮した取組の推進」とも関連しますが、費用対効果も踏まえた上で取組を実施していく必要があります。

上記に対しては、デジタル技術の活用により既存のごみ処理システムの変革や効率化を図ることも方法の1つとして期待されますが、本市でのごみ処理に係るデジタル技術の導入状況や導入による効果も把握し、今後更なる導入促進等の検討が必要です。

第3章 基本的な方針

第1節 これまでの経緯

本市では、平成18年（2006年）にごみ非常事態を宣言し、平成19年（2007年）4月以降、可燃ごみの処理については、広域支援により多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしてまいりました。令和2年（2020年）4月からは、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、共同処理を行っています。また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設にて、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。これまで本市の可燃ごみの処理をお願いしてまいりました多摩地域の自治体及び一部事務組合の各施設の周辺住民及び関係者並びに東京たま広域資源循環組合の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

一方で、不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、平成30年（2018年）3月に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づく施設整備を進めてまいりました。令和4年（2022年）8月に不燃・粗大ごみの積替え・保管施設である「小金井市野川クリーンセンター」が稼働し、令和7年（2025年）3月にはプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びん等の資源物処理施設である「メタウォーターサステナブルパークこがねい」が稼働し、市内における循環型社会形成に資する施設の再配置を完了しました。

このことをもって、本市のごみ処理行政が転換点を迎えたことから、今後、各施設での適正処理の徹底を図るとともに、基本理念である「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』～ごみを出さないライフスタイルへ～」の実現に向け、「ごみの発生抑制」を最優先とした更なるごみの減量及び資源化に向けた施策を展開してまいります。

第2節 基本理念

前計画では、目指す将来像として「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を掲げ、持続可能な循環型社会の形成を目指してきました。

本計画においても、引き続きごみを出さないライフスタイルの推進を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指すとともに、良好な環境を未来へ引き継ぐため、美しいまちづくりの推進を図っていきます。また、安定的な適正処理の推進のため、市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制に最優先で取り組むことが重要であるという考えのもと、基本方針を定めます。

基本理念

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』

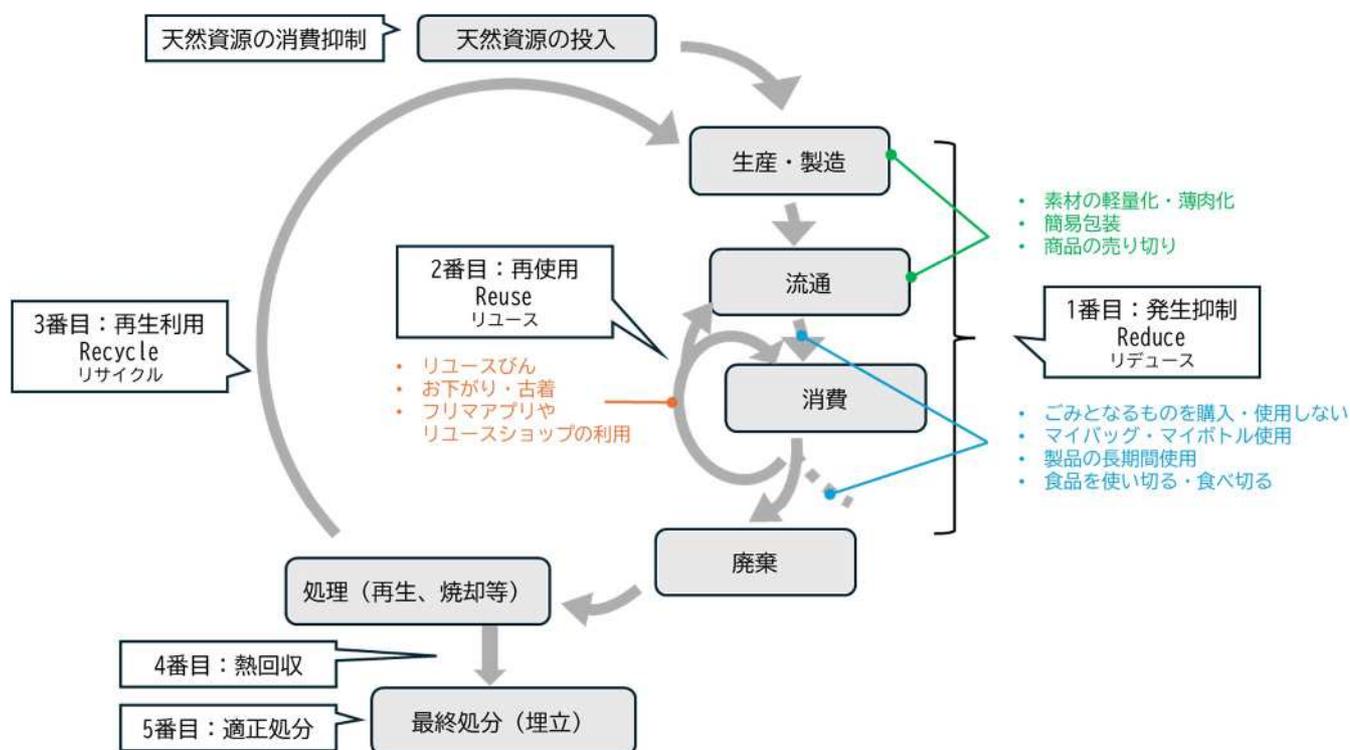
～ごみを出さないライフスタイルへ～

第3節 基本方針

基本方針については、3Rの優先順位（図 1-63参照）も踏まえ引き続き発生抑制を最優先に取り組むべきであること、ごみ非常事態宣言を経験した本市にとって安定的な適正処理体制の構築は重要な事項であることを踏まえ、前計画と同様、発生抑制を最優先とした3R、適正処理についての基本方針を掲げます。

1. 発生抑制を最優先とした3Rの推進

基本理念の実現に向けては、3Rの取組を実践することが重要です。3Rの中でも特にリデュース（発生抑制）の取組が最も重要であることから、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料を加工

図 1-63 3Rの流れ

2. 安全・安心・安定的な適正処理の推進

基本理念の実現に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われること、廃棄物処理を支える体制の確立が重要です。そこで、本計画では、安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針とします。

第4節 目標の設定

本計画では、基本理念及び基本方針の実現に向けて、以下に示す目標値の達成を目指します。

【1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）】

令和12年度までに **584g/人・日**以下

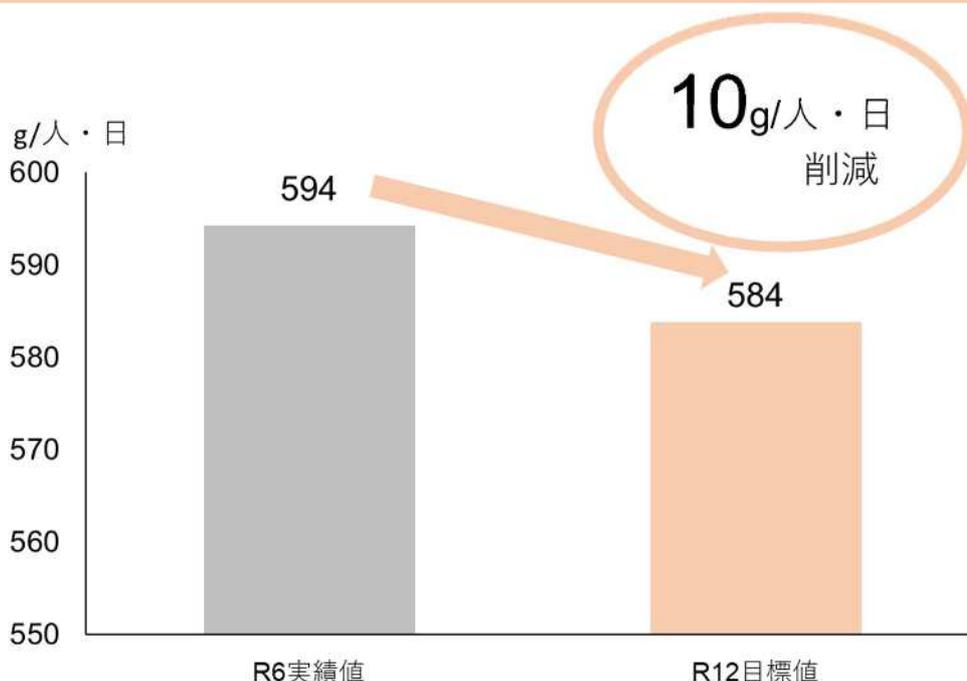


図 1-64 目標値（1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）（g/人・日））

【目標設定の考え方】

食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に力を入れていくタイミングであることに加え、近年、市内のまちづくりの進展に併せて事業系一般廃棄物が増加していることを鑑み、家庭系・事業系一般廃棄物を合わせた市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）を目標値として設定します。基本方針、基本理念実現のため、発生抑制を最優先に取組み、新たな施策の展開、既存の取組の充実を図ることで、令和12年（2030年）度目標値として584g/人・日以下を目指します。

第4章 施策の展開

第1節 計画の体系

本計画の計画体系は以下のとおりです。本計画では、2つの基本方針に基づく11の計画項目を掲げ、さらに各計画項目に取組内容（施策）を定め、展開していきます。

基本方針	計画項目	取組内容
発生抑制を最優先とした3Rの推進	① ごみを出さないライフスタイルの推進 (リデュース)	(1) 食品ロス削減の推進 (2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 (3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 (4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発
	② 再使用の促進 (リユース)	(1) くつ・かばん類の有効活用の推進 (2) 民間リユース事業との連携 (3) リユース食器の有効活用 (4) リユース活動を推進するための周知・啓発
	③ 資源循環システムの構築 (リサイクル)	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進 (2) 生ごみ資源化施策の推進 (3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の継続
	④ 分別・啓発活動の強化	(1) 正しい分別方法の周知と徹底 (2) 転入者を対象とした啓発の強化 (3) 清掃指導員による分別指導の徹底 (4) わかりやすさを重視した啓発の強化 (5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化
	⑤ 環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進
	⑥ 市民・事業者との協働による 3Rの推進	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 (2) 集団回収事業の支援と周知 (3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化
	⑦ 事業活動における3Rの推進	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 (2) 事業系ごみの発生抑制の推進 (3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5) 認定事業所の周知と拡大 (6) 店頭回収・自主回収等の推進
	⑧ 行政における3Rの推進	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 (2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 (3) 環境負荷低減の推進

重点 : 重点的に取組む項目
 強化 : 既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策
 充実 : 既存の枠組みの向上を伴う施策

基本方針	計 画 項 目	取 組 内 容
安全・安心・安定的な 適正処理の推進	① 安全・安心・安定的な 収集・運搬の推進	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 (2) ふれあい収集体制の推進
	② 安全・安心・安定的な 処理・処分の推進	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 (2) 中間処理量の削減・埋立ゼロの継続 (3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 (4) 不法投棄防止体制の確立 (5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施
	③ 廃棄物処理を支える 体制の強化	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 (2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 (4) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 (5) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (6) 環境基金の有効活用
		重点 : 重点的に取り組む項目 強化 : 既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策 充実 : 既存の枠組みの向上を伴う施策

本ページ以降の施策の位置づけ

- 重点 : 本計画において、強化の中でもより重点的に取り組むべき施策
- 強化 : 本計画において、既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策
- 充実 : 本計画において、既存の枠組みの中での向上を伴う施策

第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進

1. ごみを出さないライフスタイルの推進(リデュース)

ごみの減量に向けて最も重要なのは、リデュースの意識を日常生活に根付かせることです。食品ロスの削減、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進など、市民一人ひとりが環境への関心を持ち、実践することが求められます。そこで、小金井市食品ロス削減推進計画との整合を図り、生活習慣の見直しとライフスタイル変革を支援し、無理なく取組める施策を展開します。さらに、啓発活動として広報媒体やキャンペーン、イベント、環境教育を通じて情報発信を行い、ごみを出さない暮らしの定着を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 食品ロス削減の推進【重点】

- 各種広報媒体[※]、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じた市民への周知徹底
- 環境イベントや民間企業等と連携したフードドライブの実施
- 食品ロス削減推進協力店の普及拡大
- 食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大
- 組成分析調査の実施による食品ロス排出状況の実態把握

※市報等紙媒体のほか、SNS（公式X・Instagramなど）やYouTubeを含む。以下同様。

(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進【充実】

- 生ごみの水切りの推進
- 生ごみ減量化処理機器・生ごみ堆肥化容器の活用による自家処理の推進

(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進【充実】

- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- 公共施設へのマイボトル専用給水機の設置の継続

(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発【充実】

- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- レンタル・シェアリングの意識浸透に係る啓発

2. 再使用の促進(リユース)

リデュースの次に重要なのは、使えるものを繰り返し使うリユースです。不要品を譲渡したり、修理して再利用したりするなど、ものを大切にしている行動を日常的に実践することが求められます。今後は、くつ・かばん類やリユース食器の有効活用をさらに推進するとともに、民間リユース事業との連携を図り、リユースルートの構築と円滑な運用を進めます。また、リユース活動の定着に向けて、周知・啓発を強化し、市民一人ひとりがリユースを意識したライフスタイルを実践できるよう支援していきます。

各取組内容における具体的な取組例

(1) くつ・かばん類の有効活用の推進 【強化】

- 拠点回収の実施
- 拠点回収実施に関する広報の実施
- 拠点回収実施頻度・回収場所の拡充の検討

(2) 民間リユース事業との連携 【充実】

- 野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の普及拡大
- 買取価格比較サービス「おいくら」、個人間での不用品取引サイト利用の推進
- 各民間リユース事業の利用方法の紹介
- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施

(3) リユース食器の有効活用 【充実】

- リユース食器の無料貸し出しの実施
- イベント時等におけるリユース食器活用の呼びかけ

(4) リユース活動を推進するための周知・啓発 【充実】

- リユースショップ活用促進のための広報の実施
- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- 高齢層・単身世帯などへの効果的な周知・啓発の検討

3. 資源循環システムの構築(リサイクル)

リデュース、リユースに続く取組として、資源を再生利用するリサイクルの推進が重要です。資源としての品質を確保するため、分別ルールの徹底を図るとともに、利用しやすいリサイクルルートの構築と円滑な運用を進めます。特に生ごみについては、減量化処理機器購入費補助制度の継続に向けて必要な見直しを進めるとともに、家庭生ごみ資源化（堆肥化）事業への移行を推進し、引き続き家庭での取組を支援します。循環型社会の形成に向けて、持続可能な資源循環システムの整備と、さらなる資源循環ルートの構築に向けた調査・研究を進めていきます。

各取組内容における具体的な取組例

(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進【強化】

- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- 使い捨てコンタクトレンズ空ケース、使用済みステンレス製ボトルの拠点回収の実施
- 若年層・単身世帯など、様々な市民が参加しやすいような、拠点回収品目・回収場所の拡充の検討
- 既存資源化品目のより効率的な資源化ルートの調査・研究
- 紙おむつを含めた新規資源化ルートの調査・研究

(2) 生ごみ資源化施策の推進【強化】

- 家庭生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業の評価
- 家庭生ごみ資源化（堆肥化）事業の継続実施に向けての検討
- 学校給食調理くずの資源化の継続

(3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の継続【充実】

- 生ごみ減量化に向けた、生ごみ処理機器購入費補助制度から家庭生ごみ資源化（堆肥化）事業への移行の推進
- 生ごみ処理機器購入費補助制度の継続に向けて必要な見直しの検討

4. 分別・啓発活動の強化

資源を効率的・効果的にリサイクルするためには、正しい分別ルール of 徹底と資源品質の確保が不可欠です。3 Rの推進には、市民の理解と協力が重要であり、特に近年増加している転入者に対しては重点的な啓発を行います。清掃指導員による分別指導の強化や、わかりやすさを重視した広報媒体の作成、キャンペーン・イベント等を通じた啓発活動を展開します。さらに、施策や取組の「見える化」により、分別・排出の徹底と市民の意識向上を図り、持続可能な資源循環社会の形成を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 正しい分別方法の周知と徹底 【重点】

- ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、各種広報媒体を活用した分別方法の周知徹底
- 居住形態別の分別方法の周知の検討
- 啓発物の多言語対応
- 啓発チラシの配布等による、プラスチックやリチウムイオン電池を含む充電式電池の正しい分別方法の周知徹底

(2) 転入者を対象とした啓発の強化 【強化】

- ごみ・リサイクルカレンダーやごみ分別アプリ利用方法チラシの配布、各種広報媒体を活用したごみ減量・分別の周知徹底
- 不動産会社との連携による啓発

(3) 清掃指導員による分別指導の徹底 【充実】

- 清掃指導員と連携した、戸別訪問による分別指導の実施

(4) わかりやすさを重視した啓発の強化 【充実】

- ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用した啓発の実施
- キャンペーン、イベントを活用した3 R推進の呼びかけ
- SNS（公式X・Instagramなど）やYouTubeを活用した啓発の実施
- ナッジを活用した啓発の検討

(5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化 【充実】

- 各種広報媒体を活用した市の実施施策・取組内容や実施状況のPR
- キャンペーン、イベントを活用した効果的な啓発の実施
- ワークショップ、講演会の開催

5. 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりのごみや環境への関心を深め、3 Rの理念に基づいた行動が広がることで、持続可能な社会の担い手が育成されます。そのために、小・中学校での環境教育を充実させるとともに、町会・自治会・子供会など地域団体への環境学習支援を強化します。世代を超えて学び合える機会を提供し、地域ぐるみで環境意識を高めることで、日常生活の中で自然に3 Rを実践できる人材の育成を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 小・中学生を対象とした環境教育の推進【充実】

- ワークショップの開催
- 学校などでの環境教育の実施
- 清掃関連施設（野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねい、浅川清流環境組合の処理施設、東京たま広域資源循環組合の処理施設など）の見学の推進
- SNS（公式X、Instagramなど）やYouTubeを活用した子ども向け啓発コンテンツの作成

(2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進【充実】

- 出張講座、講演会の実施
- 清掃関連施設の見学の推進
- ごみゼロ化推進員との連携による情報提供

6. 市民・事業者との協働による3Rの推進

ごみの発生抑制を最優先とする3Rの推進には、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、地域全体で協働することが不可欠です。町会・自治会・事業者等から推薦された市民によるごみゼロ化推進員の活動を支援し、認知度向上と活動の支援、推進を図ります。さらに、集団回収事業の支援・周知を行うとともに、商工会や包括連携協定を締結する団体との連携を強化し、地域ぐるみで資源循環型社会の形成に向けた取組を推進します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 【強化】

- ごみゼロ化推進員との更なる連携に向けた仕組みの見直しの検討、公募の強化
- イベントでのごみゼロ化推進員に関する周知
- ごみゼロ化推進員と連携した各種取組の継続（ごみ相談員制度、路上禁煙地区清掃活動等）
- ごみゼロ化推進会議の開催支援

(2) 集団回収事業の支援と周知 【充実】

- 町会・自治会・子ども会などの集団回収事業実施団体への支援の実施
- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施
- 若年層・単身世帯などへの効果的な周知・啓発の検討

(3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化 【充実】

- 包括連携協定締結団体などが行う活動に合わせた、出張講座など学習機会の提供やキャンペーン活動の実施
- 市内大学との連携による若者世代への啓発活動の実施
- スーパー・コンビニエンスストアと連携したペットボトル自動回収機の設置

7. 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴う一般廃棄物は、事業者自らが法令を遵守し、責任を持って適正に処理することが原則です。ごみの発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、事業系一般廃棄物の削減を促進するとともに、中小規模事業者への分別指導や大規模建築物所有者への立入指導を実施します。さらに、認定事業所の周知と拡大を図り、店頭回収・自主回収の取組を支援することで、事業者の主体的な取組を促し、地域全体での資源循環の強化を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 【強化】

- 搬入物抜き打ち検査の実施による排出状況の確認、適正排出の指導
- 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書を活用した、事業者への適正排出の個別指導の実施
- 市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発

(2) 事業系一般廃棄物の排出抑制の推進 【重点】

- 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書を活用した、事業者へのごみ減量・分別徹底の個別指導の実施
- 市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発
- 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討
- 優良事例紹介の実施

(3) 中小企業事業者に対する分別指導の実施 【充実】

- 事業者への個別指導の実施
- 市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発

(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 【充実】

- 事業用大規模建築物の所有者に対する、ごみ減量・分別徹底・適正排出に係る立入指導の実施
- 排出実態・傾向の整理と、それを活用した啓発、指導の実施

(5) 認定事業所の周知と拡大 【充実】

- 市報や市ホームページ等での制度の広報、周知
- 食品ロス削減推進協力店（または事業所）認定制度における認定店（または事業所）の拡大

(6) 店頭回収・自主回収等の推進【充実】

- 市民の積極的な利用の推進に向けた、実施事業者との連携と、市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、各種イベント・キャンペーン等での広報・周知
- スーパー・コンビニエンスストアと連携したペットボトル自動回収機の設置

8. 行政における3Rの推進

市の施設においては、市職員自らがごみ排出の当事者であることを認識し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に積極的に取り組むことが求められます。市職員に対しては、ごみ減量・分別の重要性について周知徹底を図るとともに、効果的な3Rの実践に向けて、組成分析や調査・研究を継続的に実施します。さらに、施設運営における環境負荷の低減を目指し、日常業務の中で環境配慮型の行動が定着するよう取組を進めていきます。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底【充実】

- 小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定
- 庁舎内廃棄物の実態調査の実施及び実績報告

(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施【充実】

- 組成調査の実施によるごみ排出状況の把握

(3) 環境負荷低減の推進【充実】

- SDGsや脱炭素社会・循環型社会の実現、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた、国・東京都の動向注視と施策展開の検討
- カーボンニュートラル、脱炭素に向けた環境配慮型の収集運搬車両導入に向けた調査・検討
- グリーン購入の推進

第3節 安全・安心・安定的な適正処理の推進

1. 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の推進

日常生活で排出されるごみを、生活環境に支障なく適切に処理するためには、安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保が不可欠です。市では、収集業務の質の向上とともに、住民との信頼関係を築く「ふれあい収集体制」の推進にも取り組めます。高齢者や障がいのある方など多様な市民のニーズに対応し、誰もが安心してごみを排出できる環境づくりを目指して、地域に根ざした収集体制の整備と運用を進めていきます。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 【充実】

- 収集運搬体制の確保、情報連携
- 危険物収集における収集作業員への安全作業指導の実施
- デジタル技術を用いた収集運搬体制の効率化の検討

(2) ふれあい収集体制の推進 【充実】

- 高齢者や障がいのある方など多様な市民のニーズに対応し、利用者に寄り添ったふれあい収集の実施

2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

日常生活で排出されるごみを、生活環境に支障なく処理・処分するため、安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保に努めます。中間処理量の削減や埋立ゼロの継続を目指すとともに、市が収集・処理していない廃棄物への対応や不法投棄防止体制の確立にも取り組めます。さらに、施設の維持・管理の質を高めるため、組成分析を実施し、処理・処分の効率化と環境負荷の低減を図ります。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 【充実】

- 現行の処理・処分体制の維持・継続
- 危険物処理における処理作業員への安全作業指導の実施

(2) 中間処理量の削減・埋立ゼロの継続 【充実】

- 東京たま広域資源循環組合東京たまエコセメント化施設での灰の資源化の継続
- 不燃残さの資源化の継続

(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 【充実】

- 各種広報媒体を活用した啓発活動の実施、周知徹底、最新情報の提供
- 関係機関、事業者との連携、情報交換を通じた受入体制の整備
- 事業者との連携による使用済小型家電の宅配便回収、家電4品目の自宅回収サービスの実施

(4) 不法投棄防止体制の確立 【充実】

- 啓発看板の配布、設置
- ごみゼロ化推進員によるパトロールの実施
- 環境美化サポーター制度の周知徹底、活用

(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 【充実】

- 組成分析の実施による排出状況の確認

3. 廃棄物処理を支える体制の強化

発生抑制を最優先とした3Rの推進に加え、安全・安心・安定的な適正処理の実現に向けて、浅川清流環境組合や構成市、多摩地域の自治体・国・都との連携を強化します。また、市民・事業者・行政が一体となった連携体制を構築するとともに、災害廃棄物処理計画に基づく体制整備を進めます。さらに、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開を徹底し、環境基金の有効活用を図ることで、持続可能な廃棄物処理体制の確立を目指します。

各取組内容における具体的な取組例

(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携【強化】

- 3市ごみ減量推進市民会議への参画
- 新可燃ごみ施設整備及び運営に関する覚書に基づく、次期ごみ処理施設についての検討

(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携【強化】

- 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との、連携強化、情報の共有

(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化【充実】

- 地域包括連携協定事業者との連携

(4) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備【強化】

- 災害発生時の体制の整備
- ごみゼロ化推進員との連携体制の構築

(5) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開【充実】

- 適正なコスト管理の徹底
- 情報公開によるコストの透明化

(6) 環境基金の有効活用【充実】

- 小金井市環境基金条例に基づく、環境基金の有効活用

第5章 計画の推進体制及び進行管理

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っていきます。さらに、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

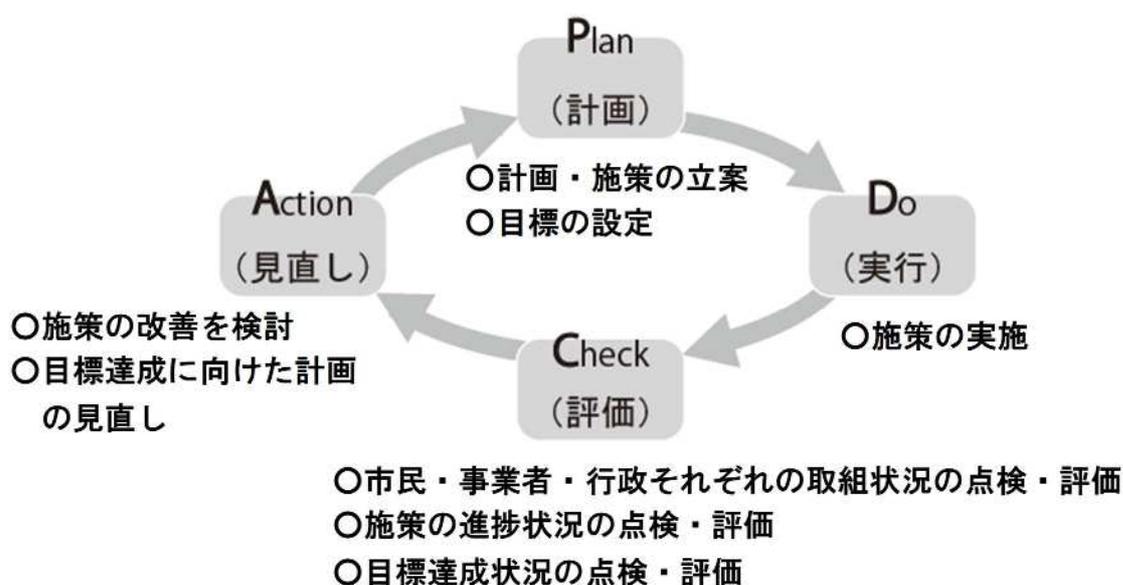


図 1-65 PDCA サイクル

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 収集運搬処理の状況

1. 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を民間委託により行っています。

2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理しています。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設へのし尿搬入量は、年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

表 2-1 施設の概要

施設名称	湖南衛生組合下水投入施設
所在地	武蔵村山市大南5-1
処理能力	7.0 kL/日
処理方式	前処理希釈方式

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、以下のとおりです。令和6年（2024年）度のし尿処理量は78.1kL、浄化槽汚泥処理量は12.7kLとなっています。

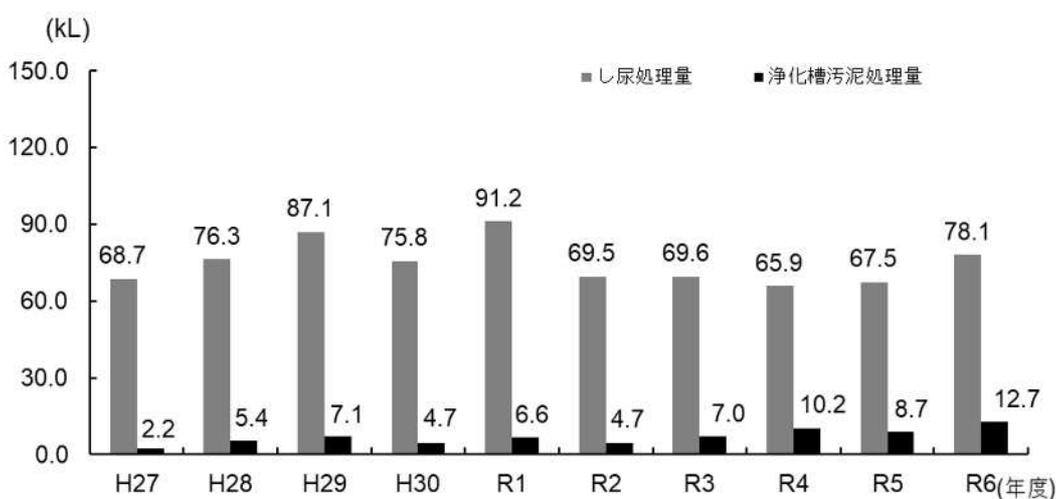


図 2-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

第2章 今後の取組

第1節 本市における取組

本市では公共下水道の整備が完了していることから、仮設トイレを除いた全ての生活排水について、下水道で処理することを目標とします。本市の人口は微増傾向が続いていますが、一般世帯からのし尿及び浄化槽汚泥処理量には影響がないものと予測しています。ただし、今後も排出が見込まれる工事現場の仮設トイレなどについては、適正な収集運搬及び処理ができるように体制を維持していきます。

第2節 災害時の対応

災害時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速に、し尿処理体制を確立していきます。災害発生時には、「小金井市地域防災計画」及び「小金井市災害廃棄物処理計画」に基づいて、本市環境部清掃班は、災害時に発生するし尿量を概算し、それらを適正に処理するためにし尿収集・処理計画を策定します。災害時においても、可能な限り、公共下水道、又は一部事務組合などのし尿処理施設で処理を行いますが、公共下水道やし尿処理施設が被災した場合は「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」及び「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」に基づき、し尿収集運搬業者に協力を要請し、都が指定する北多摩一号水再生センターで処理を行います。

小金井市食品ロス削減推進計画

素案

令和8年3月

小金井市

目 次

第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の趣旨と目的	1
第2節 計画の位置づけと対象期間	2
第2章 食品ロスの現状と課題	3
第1節 国及び東京都の食品ロスの現状	3
第2節 小金井市の現状と課題	7
第3章 計画の理念、スローガン・目標	14
第1節 計画の理念、スローガン	14
第2節 食品ロス削減に係る目標	14
第4章 目標達成のための推進施策	15
第1節 計画体系、取組の主体との役割、本市が展開する施策	15
第2節 食品ロス削減のための施策	17
第5章 計画の推進体制及び進行管理	20

用語、数値の取扱いおよび表記方法は、特に断りのない限り、次のとおりとします。

1. 数値の端数処理

- 数値は原則として四捨五入により端数処理を行っているため、図表中の内訳の合計と総数が一致しない場合があります。

2. 期間の表示

- 年度は特に断りのない限り、元号表記を併記「和暦〇〇年(西暦〇〇〇〇年)」で表示します。

3. 資料の出典

- 特に出典を明示していない数値は、小金井市の統計資料または関係部局の集計によるものです。
- 他機関の統計や資料を引用する場合は、原則として出典を明記しています。

4. その他

- 掲載されているデータや図表は、計画策定時点の情報に基づくものであり、最新の状況とは異なる場合があります。

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨と目的

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことをいいます。食品ロスは、生産から消費にわたるサプライチェーンの各段階で発生するものであり、国際的な問題となっています。

平成27年（2015年）9月の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）において食品ロスに関して言及されており、「令和12年（2030年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が目標設定されています。さらに、国連環境計画（UNEP）の「食品廃棄指標報告2024」では、食品ロスの問題は、気候変動や生物多様性の喪失、汚染を深刻化させる要因となっていることを強調しており、単なる「もったいない」ということだけではなく、社会のさまざまなシステムに波及する課題であるといえます。

日本でも、SDGsの国際目標の達成に向け、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されています。事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で半減目標を設定し、国、地方自治体、国民、事業者などの各主体が食品ロス削減に取り組むこととされており、各主体による取組が推進されているところです。なお、事業系食品ロスの削減目標（令和12年（2030年）度までに半減）については、令和4年（2022年）度に達成したことを踏まえ、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で60%削減とする目標が新たに設定されています。

小金井市（以下、「本市」という。）においては、食品廃棄物の肥料化等事業の推進に向け生ごみ減量化処理機の生成物を肥料化する試みにいち早く着手するなど、これまでも厨芥類の削減に取り組んできました。また、国が掲げる令和12年（2030年）度の食品ロス量削減の目標達成に貢献すべく、市内コンビニエンスストアにおける手前どりPOP掲出や食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大等、本市の特性に応じ、「未開封食品」、「未利用食品」、「食べ残し」¹の削減を最優先とし、市民や事業者の皆様とコミュニケーションをとりながら、食品ロスの削減に努めているところです。

今後は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、連携をとりながら、一層の食品ロスの削減に取り組むことを目的として、この度、小金井市食品ロス削減推進計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

¹ 未開封食品とは、全く使われなかった未開封の食材・食品・飲料、未利用食品とは、使われなかった開封済みの食材・自家農作物・一部食材等、食べ残しとは、一部食べたり飲んだりしてある食品や飲料を指す。詳細はごみ組成調査結果の項目にて示す。

第2節 計画の位置づけと対象期間

1. 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「食品ロス削減推進基本方針」という。）に基づき策定し、食品ロスの削減に向けた本市の目標や方針等を定めるものです。

また、本計画を、市の廃棄物処理やごみ減量に関する施策の方向性を示した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「ごみ処理基本計画」という。）と整合性を図るとともに、上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」や「小金井市環境基本計画」等の各種計画と調和が保たれたものとします。



図 1 本計画の位置づけ

2. 対象期間

本計画は、ごみ処理基本計画と整合を図り、令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中であっても社会情勢の大きな変化、法制度の改正など計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



図 2 計画期間

第2章 食品ロスの現状と課題

第1節 国及び東京都の食品ロスの現状

1. 国の現状

日本の食品ロスは令和5年（2023年）度推計値で464万トン（うち家庭系約233万トン、事業系約231万トン）であり、令和4年（2022年）度の472万トンから8万トン減少しているという状況となります。食品ロスの量は、推計を開始した平成24年（2012年）度より、ほぼ右肩下がり減少傾向を示しています。



出典：農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/240621.html>)、
環境省 HP (https://www.env.go.jp/press/press_00002.html)、
消費者庁 HP (<https://www.caa.go.jp/notice/entry/042653/>)

図 3 食品ロス発生量の推移

(1)第五次循環型社会形成推進基本計画(環境省)

第五次循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められています。第五次循環型社会形成推進基本計画においては、第四次循環型社会形成推進基本計画で設定している削減目標を踏襲し、食品ロスを令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で半減させるという目標を設定しています。

(2)食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(農林水産省)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下、「食品リサイクル法に基づく基本方針」という。）は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下、「食品リサイクル法」という。）に基づき、再生利用等の促進の基本的方向、再生利用等を実施すべき量に関する目標、再生利用等の促進のための措置に関する事項について定められています。食品リサイクル法に基づく基本方針は、主に、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会 食品リサイクル小委員会（農林水産省）及び中央環境審議会循環型社会部会 食品リサイクル専門委員会（環境省）が見直しの検討を行い、令和7年（2025年）度に改訂版が公表されています。

改訂版においては、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で半減するという事業系食品ロスの削減目標を令和4年（2022年）度に達成したことを踏まえ、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で60%削減とする目標が新たに設定されています。新たな目標の達成には、食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が鍵であることから、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で推進することの必要性や、食品の種類や業種等によって、食品ロス削減の余地が異なるとともに、サプライチェーンが一体となって取り組む必要があることから、サプライチェーン全体の目標とすることが示されています。

(3)食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(消費者庁)

食品ロス削減推進基本方針では、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めています。

食品ロス削減推進基本方針は、食品ロス削減推進会議（消費者庁）が見直しの検討を行い、令和7年（2025年）度より第2次基本方針が定められました。食品ロス削減推進基本方針では、第五次基本計画や、食品リサイクル法に基づく基本方針で設定されている削減目標の達成を目指し、総合的に取組を推進するとともに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とすることを定めています。

(4)第 4 次食育推進基本計画(厚生労働省)

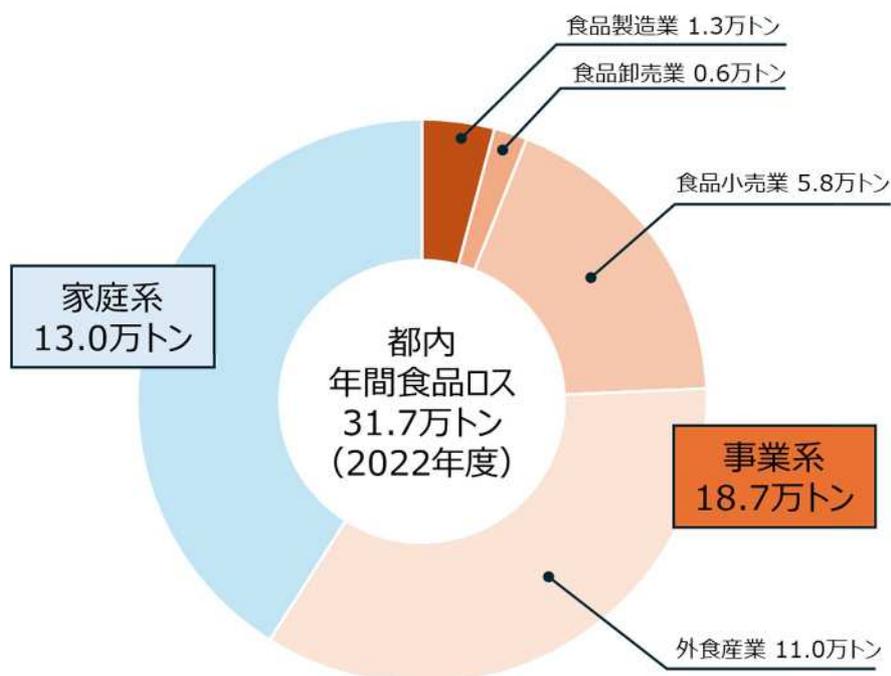
第4次食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を通じて国民の健康と持続可能な社会を実現するための重点事項を定めています。

第4次食育推進基本計画は、食育の推進にあたっての目標の一つとして、食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やすことを掲げており、令和元年（2019年）度に76.5%であったものを、令和7年（2025年）度までに80%以上とすることを目指すことが示されています。

2. 東京都の現状

東京都は、令和3年（2021年）3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、令和12年（2030年）度までに平成12年（2000年）度比で食品ロスを半減する目標を掲げています。令和4年（2022年）度の都内食品ロス発生量は約31.7万トンで、その内訳は事業系が約18.7万トン、家庭系が約13.0万トンとなっています。

都内は、飲食店や食品製造業、卸売業、小売業などの事業活動が活発に行われており、特に外食産業からの食品ロスが多い傾向にあります。主な原因は賞味期限切れや売れ残りとされており、東京都は、事業者との連携を強化し、食品ロス削減の取組を推進していくこととしています。



出典：東京都食品ロス削減パートナーシップ会議（令和7年（2025年）2月7日）より作成

図 4 東京都内の年間食品ロス量（令和4年（2022年）度）

第2節 小金井市の現状と課題

1. アンケート調査結果からの課題

生ごみ、食品ロスに関する市が行っている取組についての認知度は、全体的に低い傾向にあります。また、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の認知度は約61%であるのに対し、生ごみ処理機を使用している人の割合は約11%に留まっており、補助制度のあり方について検討が必要な状況です。

普段捨てていると思う「食品ロス」については、消費期限（安全に食べることができる期限）が切れてしまった食品が最も多く、使い残した野菜・青果、鮮魚・鮮肉などの食材、食べ残したおかず・そうざいなどを合わせると76%に及びます。市民から事業者に対しては、賞味期限が近い商品の割引制度や、必要量だけの販売・提供（少量パック、量り売り、小盛など）を望む割合が多いことや、事業者からは飲食店と連携したキャンペーンの実施を求められていることから、事業者も含めた食品ロスの削減に向けた取組が求められます。

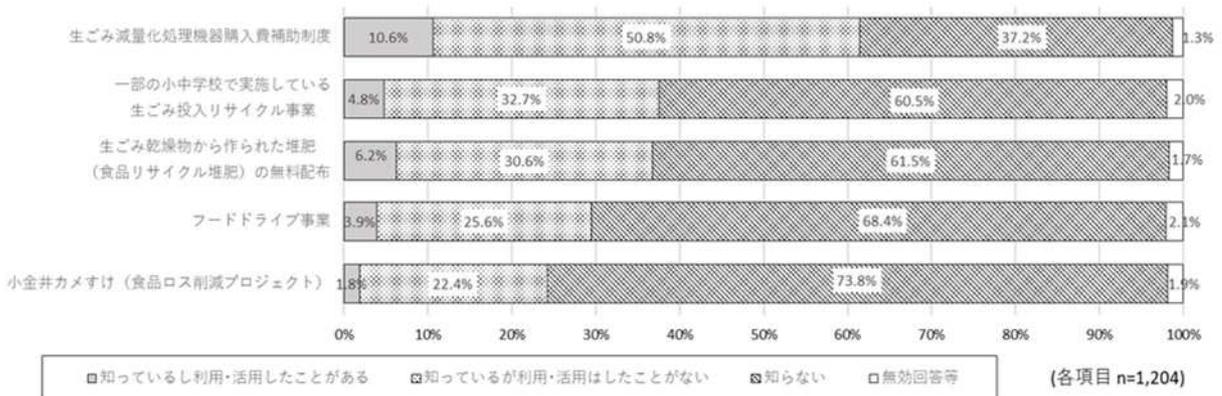


図 5 食品ロスに関する施策の認知度【市民】

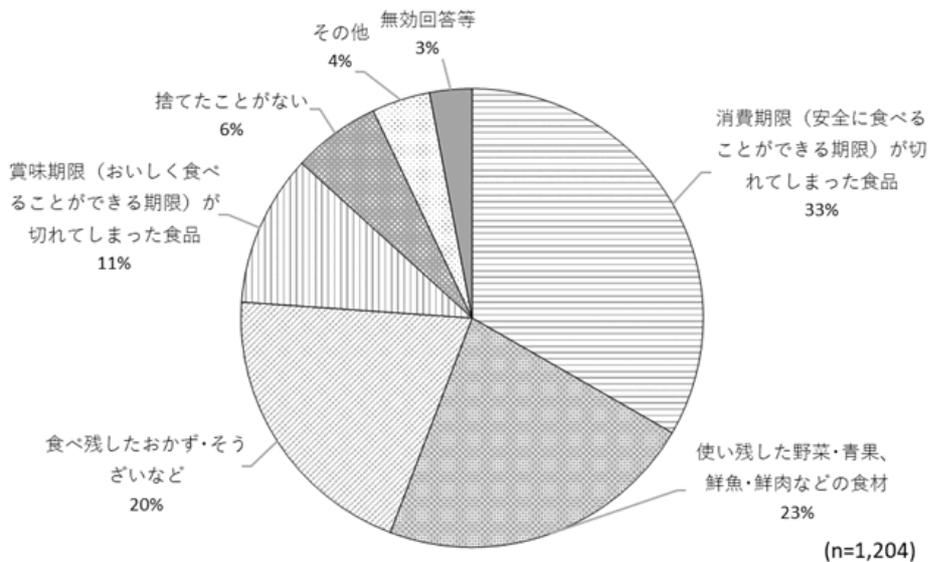


図 6 食品ロスに関する排出状況【市民】

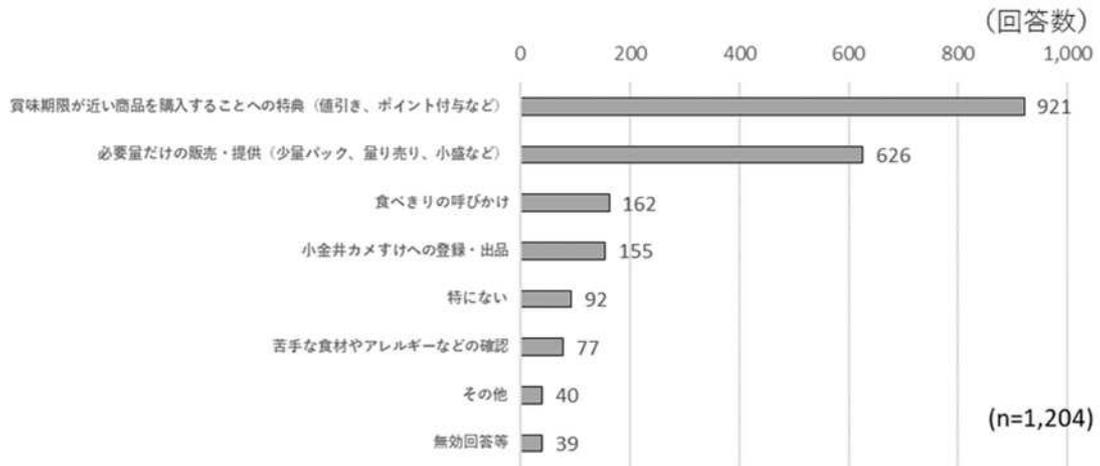


図 7 食品ロス削減のために事業者を実施してほしい取組【市民】

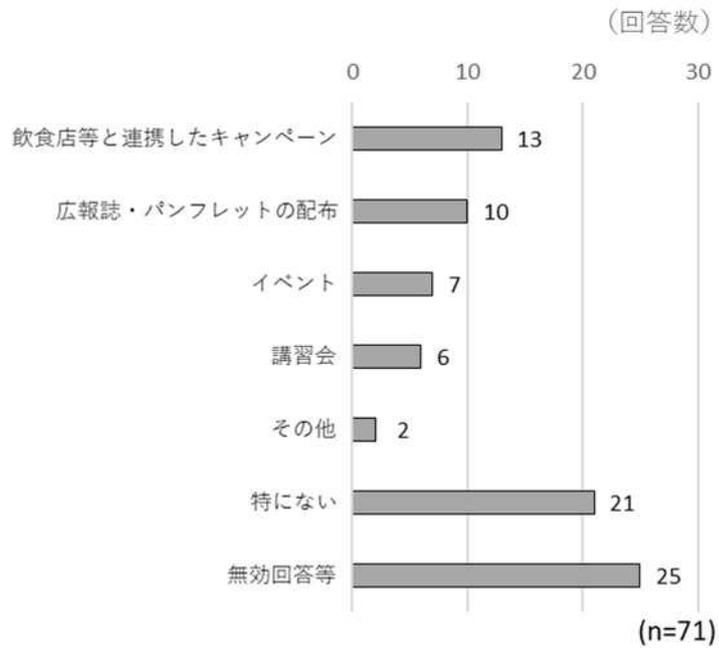


図 8 食品ロス削減のために市に実施してほしい取組【事業所】

2. ごみ組成調査からの現状と課題

(1) 家庭系燃やすごみ

家庭系燃やすごみのうち、厨芥類は約41%を占める結果となりました。厨芥類の中では非可食部・調理くずが最も多く、全体の約29%を占めています。また、厨芥類の中では、食品ロスが約31%を占めています。

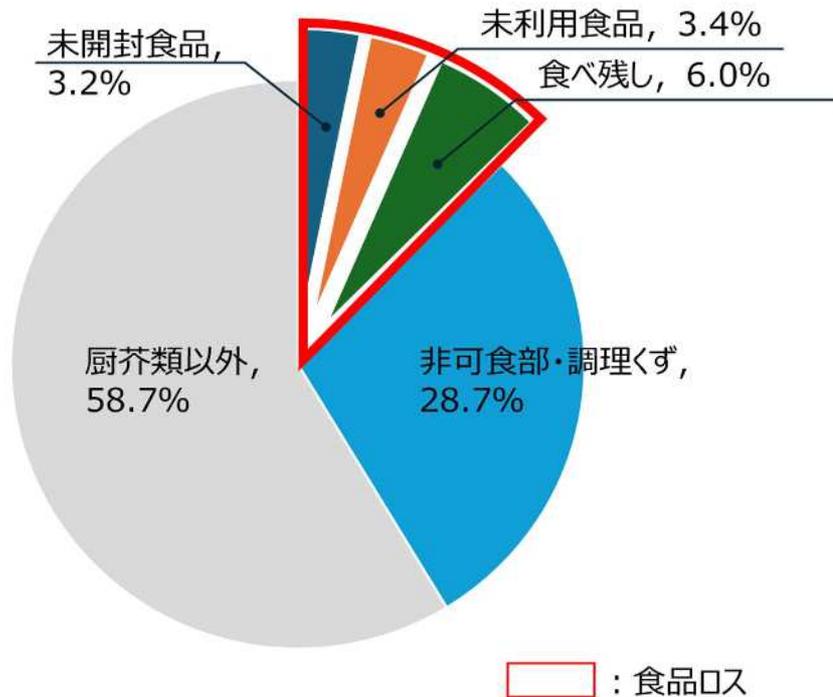


図 9 家庭系燃やすごみの調査結果（単純平均）²



図 10 家庭系燃やすごみ、食品ロスの排出実態例
（左：未開封食品、右：未利用食品）

² ごみ組成調査はパッカー車で収集したごみを湿ベース重量で調査

家庭系：収集された燃やすごみが調査対象

事業系：許可業者が収集した事業系燃やすごみが調査対象

（以下燃やさないごみも同条件）

表 1 家庭系燃やすごみの調査結果

分類項目		割合 (%)	
厨芥類		41.3	
	未開封食品	素材	3.2
		調理済み食品	1.4
		飲料	1.6
			0.2
	未利用食品	素材	3.4
		自家製農作物	1.0
		一部の素材	0.3
		調理済み食品	1.5
	食べ残し		0.6
		食べ残し	6.0
		飲み残し	5.8
	非可食部・調理くず		0.3
物理的可食 (潜在可食)		28.7	
非可食 (調理くず・非可食)		10.2	
厨芥類以外		18.6	
		58.7	

【参考】食品ロスの分類項目について

未開封食品	■ 素材	パッケージ (トレイ・容器含む) 入りの生鮮 (青果、生肉、鮮魚)、穀物、加工品等 (未開封)・未開封冷凍食品のうちミックスベジタブル等
	■ 調理済み食品	パッケージ入り未開封のカップ麺、缶詰、菓子パン等
	■ 飲料	未開封飲料
未利用食品	■ 素材	食パン1枚等、野菜・果物丸のまま (プチトマト1個、バナナ1本等)、鮮魚・生肉、加工品 (ちくわ1本・厚揚げ1枚)、開封後の手つかず納豆等
	■ 自家製農作物	多量排出される畑や庭から直行と見なされる野菜等
	■ 一部の素材	生米、野菜・果物の部分 (玉ねぎ1/4、きのこ株半分等)、加工品 (バラの乾麺、包丁で切られた食パン半分、豆腐半分、全部残っていないシリアル等)
	■ 調理済みの食品	丸のままの菓子パン、菓子1つ、箱に半分残ったホールケーキ等
食べ残し	■ 食べ残し	一部食べてある食品
	■ 飲み残し	飲み残しの飲料
調理くず・非可食部	■ 物理的可食	野菜くず (大根の皮、葉物の芯、レタス・キャベツの上葉)、廃食油、魚や肉の皮、脂身 (牛脂等)、パンの耳、椎茸の足、長ネギの青いところ等
	■ 非可食	果物の皮、果物の芯、ぶどうのつる、玉ねぎ・とうもろこしの皮、トマト・なすなどの葉やヘタ、種、コーヒーがら・茶殻等、骨、卵の殻、貝殻等

出典：環境研究総合推進費 終了研究成果報告書 3-1805 SDGs12.3 指標の提案に向けた 食品ロスの実態の解明 (JPMEERF20183005) より作成

次に、居住形態別の結果からは、戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅からの厨芥類排出割合が約50%程度であることが確認されました。また、単身集合住宅については、燃やすごみに占める厨芥類の割合は約26%と、他の居住形態に比べると低い割合となっているものの、未開封食品や食べ残しの割合が他の居住形態とほとんど変わらず、厨芥類に占める食品ロスの割合が高いことも確認されました。

生活スタイルの異なる様々な市民に対して、無理なく生活に取り入れることができる行動に関する啓発や施策が必要となります。

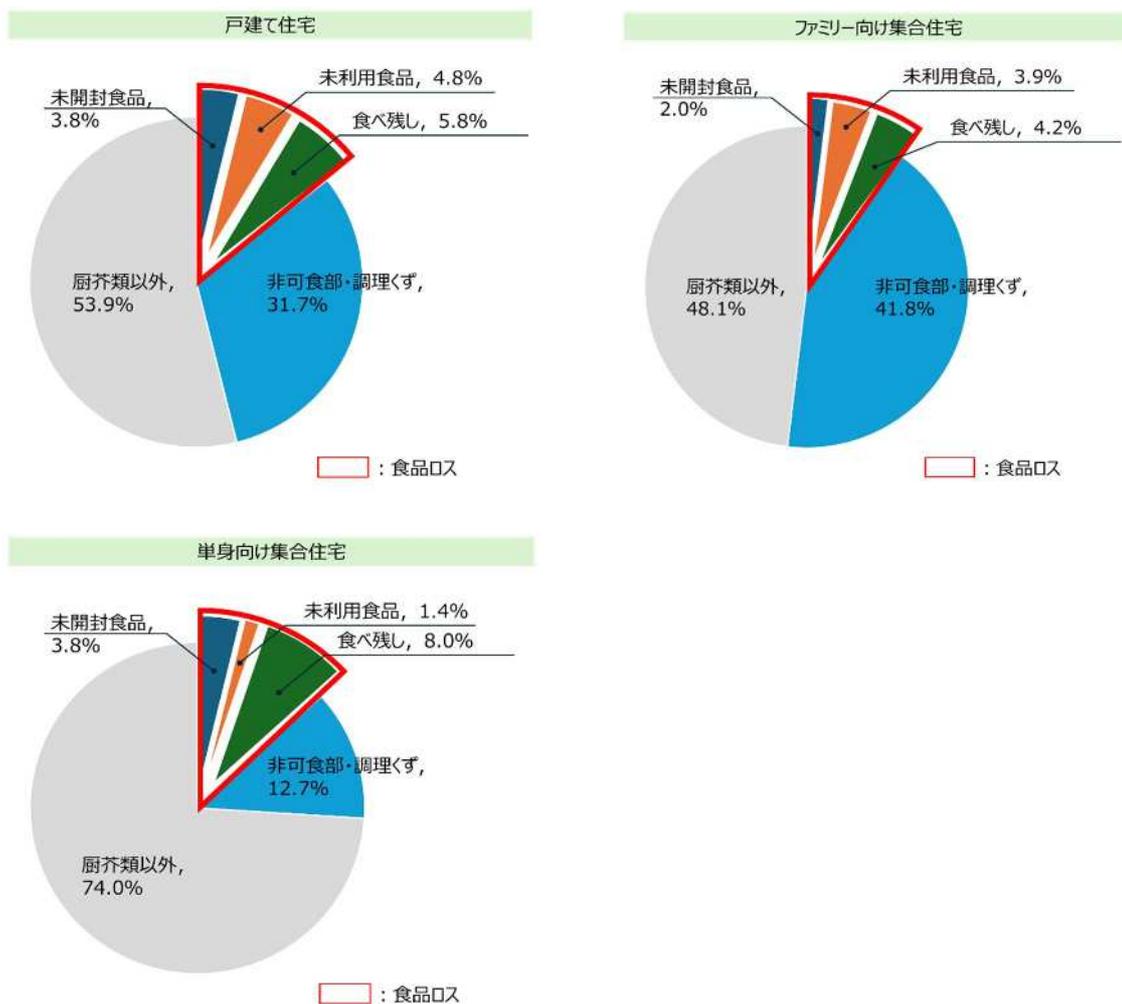


図 11 住居形態別 家庭系燃やすごみの調査結果

(2)事業系燃やすごみ

事業系燃やすごみのうち、厨芥類は半数を超える約53%、厨芥類のうち食品ロスは約71%を占める結果となりました。厨芥類のなかでは、食べ残しが最も多く、全体の約28%を占めています。また、家庭系同様、非可食部・調理くずが全体の約16%を占めています。

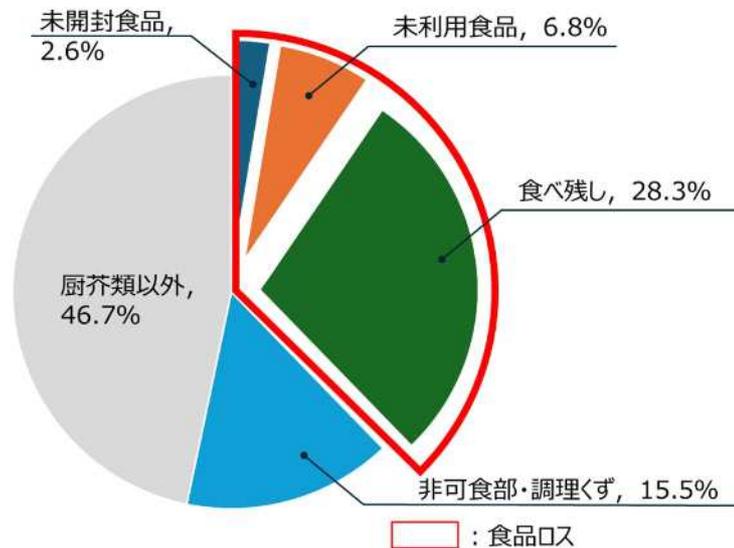


図 12 事業系燃やすごみの調査結果
表 2 事業系燃やすごみの調査結果

分類項目		割合 (%)
厨芥類		53.3
	未開封食品	2.6
	素材	0.5
	調理済み食品	2.1
	飲料	0.0
	未利用食品	6.8
	素材	2.6
	自家製農作物	0.0
	一部の素材	4.1
	調理済み食品	0.2
	食べ残し	28.3
	食べ残し	28.3
	飲み残し	0.0
非可食部・調理くず	15.5	
物理的可食（潜在可食）	13.7	
非可食（調理くず・非可食）	1.8	
厨芥類以外	46.7	

3. 課題を踏まえた方針

(1)発生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減推進

市民アンケート調査や組成調査から、多くの食品が、食べられることなく捨てられていることが明らかになっています。とりわけ、実際には期限切れや、使い残しの生鮮食品を排出しているというアンケートの回答が多く、日々の買い物や保存の工夫によって未然に防ぐことができる食品ロスが一定程度存在していることがうかがえます。

こうした傾向を踏まえ、市民一人ひとりが無理なく実践できる「必要な分だけ買う」「使い切る」習慣づくりを後押しする情報提供や環境整備が、今後の発生抑制に向けた鍵となります。適量購入を促す広報や、保存方法・食材活用の工夫を共有する取組など、日常生活に寄り添った支援を進めていくことが重要です。

(2)事業者との協働による食品ロス削減に向けた取組推進

食品ロス削減に向けては、市民・行政だけでなく、流通・小売・飲食等の事業者との連携も欠かせません。市民アンケートでは、賞味期限が近い商品の値引き販売や、少量・小分け商品の充実など、購入段階での選択肢の拡充を求める声が多く寄せられました。一方で、事業者からは、店頭でのPOP掲示や啓発活動への協力の意向も示されており、連携の素地は一定程度整っているといえます。

こうした状況を踏まえ、今後は、事業者が無理なく取り組みやすい仕組みづくりや、取組の見える化、広報支援などを通じて、地域全体での食品ロス削減の機運を高めていくことが重要です。

(3)食品ロス削減に向けた取組を行うための啓発・情報提供

本市では、食品ロス削減に向けたさまざまな施策や情報提供を行っているものの、市民アンケートの結果からは、それらの施策について「知っているが利用・活用したことはない」との回答も多く見られ、認知から行動につながっていない現状が一部で確認されました。

今後は、生活に無理なく取り入れられるような仕組みづくりや行動を後押しするしくみの工夫とあわせて、より身近な形での情報発信・啓発を展開していくことが重要です。

第3章 計画の理念、スローガン・目標

第1節 計画の理念、スローガン

食品ロス みんなで減らして 豊かな生活

本市では、本市の特性に応じ、食品ロス（「未開封食品」、「未利用食品」、「食べ残し」）の発生抑制を第一に取り組み、それ以外の厨芥類についても有効利用することを理念に、身近な問題である食品ロスについて実態を知り、問題への理解を深めるとともに、消費者、事業者、行政等が一体となり、食品ロス削減を推進していく社会を目指します。

第2節 食品ロス削減に係る目標

国の食品ロスの削減目標は、家庭系は第五次循環型社会形成推進基本計画において、事業系は、食品リサイクル法に基づく基本方針において、それぞれ平成12年（2000年）度比で令和12年（2030年）度までに、家庭系は食品ロス量を半減、事業系は同60%削減させるとしています。

本計画においても、これらの目標にならい、平成12年（2000年）度比で令和12年（2030年）度までに、家庭系は食品ロスの量を半減、事業系は同60%削減させることを目指します。

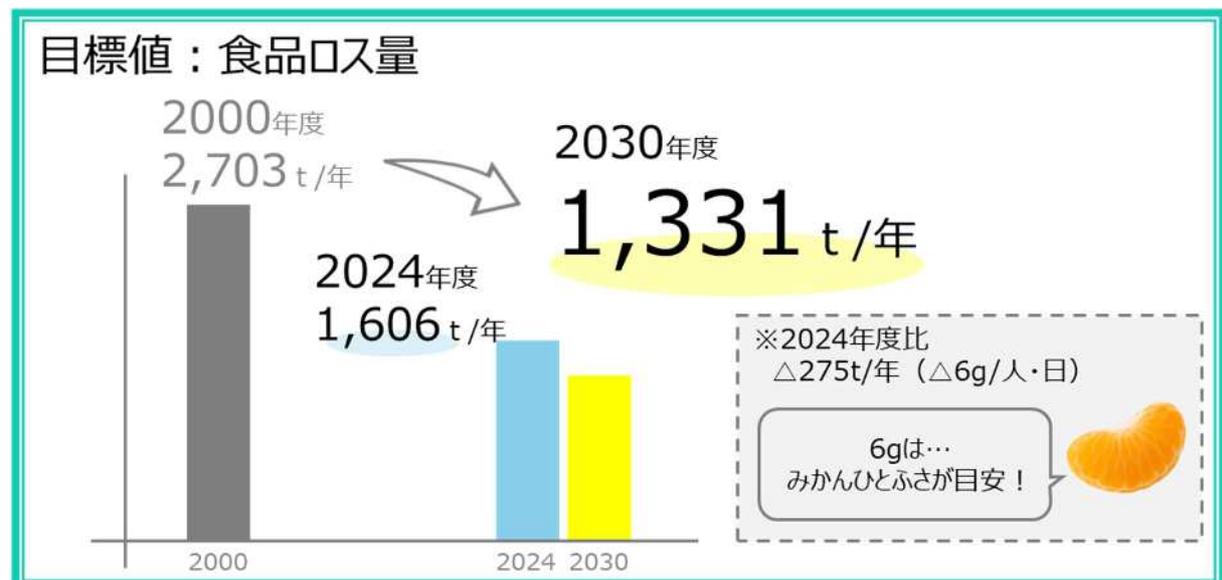


図 13 目標項目、目標値

第4章 目標達成のための推進施策

第1節 計画体系、取組の主体との役割、本市が展開する施策

本市が目指す食品ロス削減の取組は、市民、事業者、行政等、社会全体での協働を前提としています。市民の暮らしの中にあるちょっとした工夫や配慮、事業者の創意工夫による食品提供・販売方法の改善、そして行政による支援と情報発信が、相互に補完し合うことで、地域に根ざした持続可能な取組へとつながっていきます。

このような考えのもと、本計画では、食品ロス削減に向けた取組を「①家庭から出る食品ロスの発生抑制」、「②事業者との協働による削減」、「③啓発と情報提供の推進」という三つの柱に整理し、それぞれの柱の中で市民・事業者・行政が果たすべき役割や期待される行動を明確にしました。

たとえば、家庭においては買いすぎ・作りすぎの抑制やライフスタイルに応じた調理・保存の工夫など、身近な行動を通じた食品ロスの発生抑制を重視しています。事業者に対しては、販売・提供方法の改善やフードドライブの実施といった、社会的責任を踏まえた取組を促進します。そして行政は、これらを支える制度づくりや広報活動などを通じて、市民・事業者の行動を後押ししていきます。

また、これら三つの柱に対応する具体的な施策を10項目に整理しています。既存の取組を効果的に発展させることにも重きを置き、実効性と継続性を両立させることを意識した構成としています。

次ページに、これらの考え方を整理した計画の全体像を示します。市民、事業者、行政が連携しながら、それぞれの役割を果たし、具体的な取組を後押しすべく、施策を展開していきます。

小金井市食品ロス削減推進計画

	 <p>1</p> <p>発生抑制を第一に 掲げた家庭系 食品ロスの削減推進</p>	 <p>2</p> <p>事業者との協働に よる食品ロス削減に 向けた取組推進</p>	 <p>3</p> <p>食品ロス削減に 向けた取組を 行うための 啓発・情報提供</p>
取組主体と役割	<p>市民</p> <p>日々の暮らしから “もったいない”を 減らす主役に</p>	<p>事業者</p> <p>事業活動へ 食品ロス対策を 組み込む時代へ</p>	<p>行政</p> <p>行動しやすい 環境と仕組みを整え つなぐハブに</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎日の買物で「必要な分だけを選ぶ」意識を持つ ■ 「消費期限」と「賞味期限」の違いを理解し、過度に廃棄しない ■ 家庭内で「食べきり・使い切り・保存」などの工夫を実践 ■ 外食・テイクアウト時には、量を調整し、残さず食べる努力をする ■ 生ごみのたい肥化や自治体の支援策の活用積極的に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適正な仕入れ・販売管理の徹底による余剰食品の削減 ■ 小分け・量り売り・少量パックなど多様なニーズに応える商品展開 ■ 割引販売の実施、食品ロスの見える化の工夫 ■ 店舗内やチラシ等での食品ロス削減啓発の実施 ■ 市との連携による協力キャンペーンや事例発信への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民や事業者が行動しやすくなるよう、情報発信や仕組みを整備 ■ 既存施策の継続と効果的な拡充 ■ 地域団体・教育機関・ごみゼロ化推進員などの多様な主体と連携、機運を醸成 ■ ごみ組成調査やアンケート等に基づき、施策の進行管理と改善実施 ■ 施策の成果や好事例が見える化し、行動変容を後押し
# 市民・事業者の取り組みを後押しするよう、本市の施策を展開			
1-1 「買いすぎ・作りすぎゼロ」への支援	2-1 食品ロス削減推進協力店拡充・支援	3-1 市民生活に密着した広報・特集の展開	
1-2 ライフスタイルに応じたきめ細かな支援	2-2 事業者に寄り添った支援	3-2 地域イベントと連動した事業者参加型啓発	
1-3 家庭でできる生ごみ有効利用施策の展開	2-3 フードドライブ事業等の普及拡大と地域連携による有効活用	3-3 小・中学校、子育て世代との連携による実践的啓発	
	2-4 発生抑制・リサイクル・有効利用の促進		

市民、事業者、行政等が一体となり、食品ロス削減を推進していく社会を目指す

図 14 計画体系

第2節 食品ロス削減のための施策

1. 発生抑制を第一に掲げた家庭系食品ロスの削減推進

生活に根差した食品ロスの削減を推進するため、日常の買物・調理・保存・食事における「ちょっとした工夫」を後押しする施策を重点的に展開します。

施策 1 - 1 「買いすぎ・作りすぎゼロ」への支援

具体的な取組例

- 市報やSNSにて「家庭でできる食品ロス削減術（買い物・保存・使い切り）」を発信
- 「食べきりカレンダー」や「冷蔵庫マグネット」など、家庭内で活用できるツールの調査・研究
- 自治会等を対象とした出張講座の検討

施策 1 - 2 ライフスタイルに応じたきめ細かな支援

具体的な取組例

- 単身世帯や高齢者を対象とした食材活用講座の実施
- 子育て次第、ファミリー層を対象としたイベントの企画・実施

施策 1 - 3 家庭でできる生ごみ有効利用施策の展開

具体的な取組例

- 生ごみ資源化モデル事業の実施
- 地域イベントでの展示・説明ブース設置

2. 事業者との協働による食品ロス削減に向けた取組推進

市内事業者との協働を通じて、地域全体で食品ロス削減に向けた雰囲気づくりを推進します。

施策 2 - 1 食品ロス削減推進協力店拡充・支援

具体的な取組例

- 市内小売・飲食店舗等の希望者を対象とした「食品ロス削減推進協力店」に係る制度及び店舗の認知度向上
- 市ホームページや市報で協力店の取組を紹介、ポスターやステッカーを配布
- 割引販売、てまえどりや小盛対応などの好事例の周知
- 食べ残しの持ち帰り推進に向けた関係機関との協議・検討支援

施策 2 - 2 事業者に寄り添った支援

具体的な取組例

- 分別・排出削減に関する相談支援体制の充実
- 事業規模、業種別（飲食、小売、製造など）に応じた情報提供・働きかけ

施策 2 - 3 フードドライブ事業等の普及拡大と地域連携による有効活用

具体的な取組例

- 食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大
- 環境イベントや民間企業等と連携したフードドライブの実施

施策 2 - 4 発生抑制・リサイクル・有効利用の推進

具体的な取組例

- 保育園、小・中学校との連携による食品残渣リサイクルの推進
- 食品リサイクル法への遵法徹底の指導
- 市内中小事業者に対する資源化促進の働きかけ

3. 食品ロス削減に向けた取組を行うための啓発・情報提供

施策の効果を高めるためには、行動につながる情報発信や、地域の力を活用した継続的な啓発が不可欠です。本市では、「わかりやすく」「やってみたくなる」啓発を心がけ、次のような取組を進めます。

施策3-1 市民生活に密着した広報・特集の展開

具体的な取組例

- 市報や市ホームページ、SNS（公式X・Instagramなど）の活用
- 各種媒体への食品ロス削減に関する特集記事等の掲載

施策3-2 地域イベントと連動した事業者参加型啓発

具体的な取組例

- 事業者と協力した啓発展示の実施
- 事業者と連携した「食べきり週間」や「食品ロスゼロキャンペーン」等の展開

施策3-3 小・中学校、子育て世代との連携による実践的啓発

具体的な取組例

- 児童生徒・保護者向けに、学校を通じた情報発信を実施
- 子ども家庭センター等において、離乳食・作りすぎ・買いすぎ防止など、乳幼児世帯向けの情報提供強化

第5章 計画の推進体制及び進行管理

PDCAサイクルに基づき、Plan（計画・施策の立案、目標の設定）、Do（計画に沿った施策の実施）、Check（市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成状況などについて3者の連携の中で点検・評価）、Action（点検・評価に基づき必要に応じて、施策の改善を検討、目標達成に向けた計画の見直し）を行っています。さらに、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

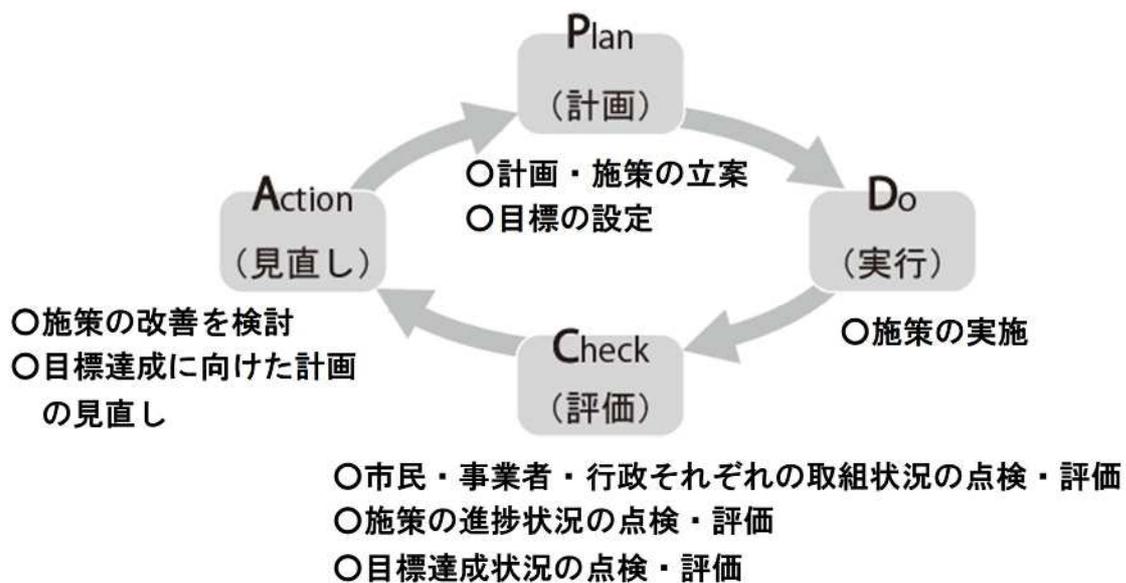


図 15 PDCA サイクル

令和 8 年度小金井市一般廃棄物処理計画

(諮問案)

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』

～ごみを出さないライフスタイルへ～



令和 8 年 4 月 1 日

小金井市

目次

はじめに.....	1
計画の位置付け	3
小金井市のスローガ.....	3
第1章 基本計画は.....	4
第2章 一般廃棄物.....	7
1. 令和5年.....	7
2. 令和6年.....	8
第3章 令和7年.....	12
1. 一般廃棄物.....	12
2. プラスチック.....	13
3. 施策の展開.....	13
第4章 ごみ処理体.....	16
1. 家庭系一般.....	16
2. 事業系一般.....	21
第5章 ごみ処理施.....	23
1. 浅川清流環.....	23
2. 小金井市野.....	23
3. メタウォー.....	24
4. 最終処分場.....	24
第6章 動物の死体.....	25
1. 市へ届け出.....	25
2. 市が収集す.....	25
3. 処理方法.....	25
第7章 その他一般.....	26
1. 市が収集し.....	26
2. 処理方法の.....	26
3. 災害廃棄物.....	26
第8章 生活排水処.....	27
1. 収集運搬.....	27
2. 処理.....	27

目次編集集中

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、令和8年（2026年）3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間は令和8年（2026年）度～12年（2030年）度。以下「基本計画」という。）を策定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として、「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指して取り組んでいます。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設にて、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

令和4年8月の「小金井市野川クリーンセンター」の稼働に続き、令和7年3月にはプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びん等の資源物処理施設が旧中間処理場敷地内に「メタウォーターサステナブルパークこがねい」として稼働を開始しました。このことをもって平成30年3月策定の「小金井市清掃関連施設整備計画」の目的であった循環型社会形成に資する施設の再配置及び適正処理の維持を図るための整備を終えました。本事業の推進に際し、当該施設周辺地域にお住まいの皆様及び関係者に深く感謝申し上げます。

社会全体に目
会経済活動も、
療に関する法律
染症の位置付け
事業の再開、経
箱や容器が増加
ナ禍以前の量ま
そのような中
では、国内で発
せることを目標
品ロス発生推計

マーカ一部分は編集集中

制限されていた社
の患者に対する医
コロナウイルス感
で取りやめていた
半う商品運搬用の
5年度以降はコロ
す。
;年法律第19号)
000年度比)さ
た令和4年度の食
を達成しました。

計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的実施するために年度ごとに定める実施計画です。

基本計画に掲げられた「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指す将来像として、3Rを推進する持続可能な循環型社会の形成を目指します。

小金井市のスローガン



循環型都市『ごみゼロタウン小金井』
～ごみを出さないライフスタイルへ～

基本計画における『目指す将来像』であり、非常事態宣言のサブタイトルでもあった「循環型都市「ごみゼロタウン小金井」」をスローガンとしています。サブタイトルには、3Rの中でも「リデュース（発生抑制）」が最も重要であることから、ごみを出さないライフスタイルを市民の皆様の日常生活の中に定着させたいという思いを込めています。

基本方針と計画項目

「基本計画」では、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「各段階における安全・安心・安定的な体制の確立の推進」を基本方針として、この基本方針ごとに計画項目を定めています。

【基本計画における基本方針と計画項目】

- 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、次の8つを計画項目として定め、取組を展開します。
 - ① ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）
 - ② 再使用の促進（リユース）
 - ③ 資源循環システムの構築（リサイクル）
 - ④ 分別・啓発活動の強化
 - ⑤ 環境教育・環境学習の推進
 - ⑥ 市民・事業者との協働による3Rの推進
 - ⑦ 事業活動における3Rの推進
 - ⑧ 行政における3Rの推進

- 「各段階における安全・安心・安定的な体制の確立の推進」では、次の3つを計画項目として定め、取組を展開します。
 - ① 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進
 - ② 安全・安心・安定的な処理・処分の推進
 - ③ 廃棄物処理を支える体制の強化

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

可燃ごみの処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理が始まりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設として小金井市野川クリーンセンターが令和4年（2022年）8月に本格稼働を開始し、空き缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設としてメタウォーターサステナブルパークこがねいが令和7年

(2025年)3月に本格稼働を開始しています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、市民・事業者・行政が一丸となり引き続きごみ減量と資源化の取組を実践することが重要です。

「基本計画」では、本市における課題を踏まえ各取組内容を「充実」「強化」「重点」に区分していますが、その中でも特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の各計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策については、積極的に展開していく必要があります。

1. ごみを出さないライフスタイルの推進 (リデュース)

取 組 内 容
(1) 食品ロス削減の推進【重点】
(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進
(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進
(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発

2. 再使用の促進 (リユース)

取 組 内 容
(1) くつ・かばん類の有効活用の推進
(2) 民間リユース事業との連携
(3) リユース食器の有効活用
(4) リユース活動を推進するための周知・啓発

3. 資源循環システムの構築 (リサイクル)

取 組 内 容
(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用・利用しやすさ向上の推進
(2) 生ごみ資源化施策の推進
(3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の継続

4. 分別・啓発活動の強化

取 組 内 容
(1) 正しい分別方法の周知と徹底【重点】
(2) 転入者を対象とした啓発の強化
(3) 清掃指導員による分別指導の徹底
(4) わかりやすさを重視した啓発の強化

(5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化

5. 環境教育・環境学習の推進

取組内容
(1) 小・中学生を対象とした環境教育の推進
(2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進

6. 市民・事業者との協働による3Rの推進

取組内容
(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進
(2) 集団回収事業の支援と周知
(3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化

7. 事業活動における3Rの推進

取組内容
(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進
(2) 事業系一般廃棄物の発生抑制の推進【重点】
(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施
(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施
(5) 認定事業所の周知と拡大
(6) 店頭回収・自主回収等の推進

8. 行政における3Rの推進

取組内容
(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底
(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施
(3) 環境負荷低減の推進

(2) 各段階における安全・安心・安定的な体制の確立の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」「廃棄物処理を支える体制の強化」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保
(2) ふれあい収集体制の推進

2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保
(2) 中間処理量の削減・埋立ゼロの継続
(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応
(4) 不法投棄防止体制の確立
(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施

3. 廃棄物処理を支える体制の強化

取 組 内 容
(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携
(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携
(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化
(4) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備
(5) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開
(6) 環境基金の有効活用



～ 3市ごみ減量推進市民会議について～

浅川清流環境組合の構成市である3市（日野市・国分寺市・小金井市）の市民等が参加して平成30年（2018年）から活動しており、令和32年（2050年）までに3市の可燃ごみ焼却量をゼロに近づけることを目標に掲げて、ごみ減量施策、情報発信等についての検討、意見交換等を行っています。

第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況

1. 令和6年（2024年）度までの一般廃棄物処理量

(1) 一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：t

	分別区分	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	12,408	12,304	11,985	11,579	11,450
	燃やさないごみ	1,636	1,552	1,400	1,314	1,340
	プラスチックごみ	2,375	2,317	2,223	2,129	2,038
	粗大ごみ	1,084	994	906	870	840
	有害ごみ	46	43	43	38	36
	資源物	9,139	8,784	8,591	8,161	7,975
	集団回収	1,384	1,340	1,299	1,229	1,142
	小計	28,072	27,334	26,447	25,320	24,821
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	1,447	1,571	1,788	1,849	2,327
	燃やさないごみ	0	0	0	0	0
	小計	1,447	1,571	1,788	1,849	2,327
合計		29,519	28,905	28,235	27,169	27,148

※ 令和2年（2020年）度以降、事業系一般廃棄物は増加傾向ですが、家庭系一般廃棄物はすべての品目において減少傾向であるため、ごみ排出量の合計は減少していましたが、令和6年（2024年）度は事業系一般廃棄物の増加によりごみ排出量の合計が増加傾向に転じています。事業系一般廃棄物増加の要因は、令和2年（2020年）に浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設が稼働したことで、それまで民間処理施設で処理されていた事業系一般廃棄物が、同組合の施設で処理することが可能となったことに加え、コロナ禍後の事業活動の再開や、市内まちづくりの進展によるものと考えられます。

(2) 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：g/人・日

	分別区分	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	275	270	263	254	251
	燃やさないごみ	36	34	31	29	29
	プラスチックごみ	53	51	49	47	45
	粗大ごみ	24	22	20	19	18
	有害ごみ	1	1	1	1	1
	小計（※）	390	378	363	349	344
	資源物	203	193	189	179	175
	集団回収	31	29	29	27	25
	小計	234	222	218	206	200
	合計	623	601	580	555	544
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	32	35	39	41	51
	燃やさないごみ	0	0	0	0	0
	小計	32	35	39	41	51
総合計（※）		655	635	620	595	594

※ 四捨五入による表示をしているため、計数は一致しない場合があります。

2. 令和7年（2025年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和7年（2025年）度は、基本計画に基づき、「充実」「強化」「重点」に区分された中から、特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策について、積極的に施策の展開を図りました。

令和7年（2025年）度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	年度の活動目標	実施した具体的な取組	取組結果
食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「小金井カメすけ」協力事業者拡大に向けた店舗訪問・事業説明 市公式SNSを活用した事業の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」協力事業者の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 「小金井カメすけ」協力店 13店舗→15店舗 「小金井カメすけ」による食品ロス削減量 25,375g→44,055g 「小金井カメすけ」利用者拡大に向けた店舗訪問 キャラクターを活用した市報、ごみ分別アプリ、SNS等を活用した啓発の実施
リユースルートの構築と円滑な運用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「ゆづる輪」の本格実施に向けた検討 リユース品目の拡大 「おいくら」利用件数の拡大 市公式SNSを活用した事業の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> 「おいくら」利用促進及び野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の継続実施 粗大ごみオンライン申請の試行実施 家電4品目の自宅回収サービスの周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 「ゆづる輪」成立件数 175件→242件 「おいくら」への査定依頼数 846件→694件 キャラクターを活用した市報、ごみ分別アプリ、SNS等を活用した啓発の実施
生ごみ資源化施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ資源化モデル事業の実施 集合住宅向け生ごみ資源化モデル事業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 一部戸建世帯での生ごみの戸別回収及び拠点回収の試行実施 	<ul style="list-style-type: none"> 戸別回収世帯数 81世帯 拠点回収延べ数 293人（285.67kg） 集合住宅向け生ごみ資源化モデル事業の検討
施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> 啓発媒体の内容刷新及びデジタル化 外国人向けごみ分別啓発チラシ作成及びごみ分別アプリの対応言語追加 市公式SNSを活用した周知啓発 	<ul style="list-style-type: none"> イベントへの出展 ごみ分別外国人対応の強化 施策・取組の実施状況を複数媒体に掲載 ワークショップ・講演会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ分別啓発チラシ 5か国語対応 (ネパール語追加) ごみ分別アプリ 5か国語対応 (ネパール語・ベトナム語追加) 市公式インスタグラムの開始

取組内容	年度の活動目標	実施した具体的な取組	取組結果
小・中学校を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校による施設見学の実施 メタウォーターサステナブルパークこがねい及び野川クリーンセンターでの環境学習・ワークショップの定期的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップの実施 環境教育の実施 清掃関連施設（可燃ごみ処理施設、野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねい、最終処分場等）見学会の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校施設見学 浅川清流環境組合 小学校9校 メタウォーターサステナブルパークこがねい 小学校4校 ワークショップ 年11回 講演会 年1回
町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> 施設見学会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 出張講座 講習会の実施 清掃施設見学会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 出張講座 7回→5回 浅川清流環境組合施設見学会の実施
ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ごみゼロ化推進会議の開催支援 ごみ相談員制度の活用 の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市報への掲載 市内事業所の可燃ごみ抜き打ち検査の実施 研修会、施設見学会、講演会の実施
事業系ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 排出状況の把握、個別指導の実施 大規模事業所立入調査 	<ul style="list-style-type: none"> 個別指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な搬入物検査の実施 大規模事業所立入調査の実施
市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 排出量削減に向けた取組の実施 新任職員研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく令和7年度小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画（後期）策定 新任職員向け研修の実施

※ 取組結果の集計期間（比較）：左：令和6年1月1日～令和6年12月31日

右：令和7年1月1日～令和7年12月31日

（諮問時点では令和7年1月1日～令和7年9月30日）

※ 各取組内容は前期基本計画における「重点項目」について取組結果を示したものです。前期基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開していますが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については前期基本計画を御参照ください。

令和7年（2025年）度は、前年度に続き「よりわかりやすい啓発」を念頭に、活動目標に向けた各事業を展開しました。幅広い世代に向けた講演会や児童向けワークショップを定例的に開催し、その様子を市ホームページに掲載することで、市民参加を促進するとともに、小金井市野川クリーンセンターや本格稼働したメタウォーターサステナブルパークこがねいの認知度向上に努

めました。メタウォーターサステナブルパークこがねいの本格稼働により施設見学者数は順調に増加し、ごみについて学べる施設のひとつとして重要な役割を担っています。また、若年世代の関心度合いが高いツールを活用し、より多くの方へ情報発信を行うため、ごみ減量キャラクターを活用した、本市では初の試みとなる公式インスタグラムアカウントの開設を行いました。これまで市からの情報発信については、市報やチラシといった紙媒体での周知や、HP、X及びLINEによる広報を行ってきたところですが、写真や動画中心の情報発信を行えるインスタグラムを活用することで、より伝わりやすい啓発や広報が行えるようになりました。

食品ロス削減の推進に向けては、食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及及び利用者の拡大を目指し、市内事業者の店舗に直接訪問して食品ロス削減推進協力店への認定に向けた支援の実施及び本事業の周知・協力を呼び掛けるなど積極的な働きかけを行ったことで、協力店の増加と「小金井カメすけ」の利用を促進しました。

また、粗大ごみ申請受付の際にリユースショップとの仲介を行うサービスである「おいくら」を紹介するなど、リユース事業の更なる推進を図りました。

気候非常事態宣言を発している本市にあっては、環境負荷の低減を図る必要があるため、生ごみ資源化施策の見直しを進めており、家庭から排出される生ごみを対象とした一部戸建世帯での生ごみの戸別回収及び拠点回収をモデル事業として実施しました。モデル事業を実施する中で、戸別回収に御協力いただいた一部戸建世帯及び市内2か所（小金井市野川クリーンセンター及びメタウォーターサステナブルパークこがねい）での拠点回収に御協力いただいた市民へのアンケート調査から、拠点回収及び戸別回収における市民の希望や、モデル事業参加者への堆肥配布方法等の課題を抽出し、拠点数の増加や投入時間の延長、戸別回収における世帯数の増加等、次年度以降の事業本格実施に向けて検討及び予算措置を行いました。

家庭から排出されるごみは、市民の皆様の御理解、御協力によりコロナ禍以前と同程度まで減少しましたが、事業所等から排出されるごみは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働以降、再び搬入されるようになったこと及び市内事業活動の活発化などに伴い、年々増加しています。

ごみ量の増加状況等を踏まえ、コロナ禍で中止となっていた市内大規模事業所の事業系一般廃棄物の排出状況に係る実地確認について、昨年度に引き続き、東京都の3Rアドバイザー事業を活用し、再資源化率の向上に向けた資源化促進及び分別におけるより専門的なアドバイス等を実施しました。

また、事業系一般廃棄物に関しては、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設にて事業系一般廃棄物の搬入物検査を実施して分別指導を行いました。今後も重点項目である「事業系一般廃棄物の発生抑制の推進」について、効果的な事業展開を図ることを課題とし、引き続き取組の実施と検討を行います。

さらに、令和7年（2025年）度は基本計画の計画期間の前期最終年度となることから、ごみ量実績・処理経費及び市民アンケート調査結果に基づく課題を整理の上、各施策の見直しを進め基本計画を改定するとともに、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）に基づく食品ロス削減推進計画を策定しました。

同時に、小金井市災害廃棄物処理計画について、環境省「災害廃棄物対策指針」及び「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」に沿った点検を進め、平成31年（2019年）3月に策定した小金井市災害廃棄物処理計画における見直すべき項目を整理し、同計画を改定しました。

第3章 令和8年（2026年）度一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年（2030年）度における一般廃棄物処理計画（量）を、以下に示します。

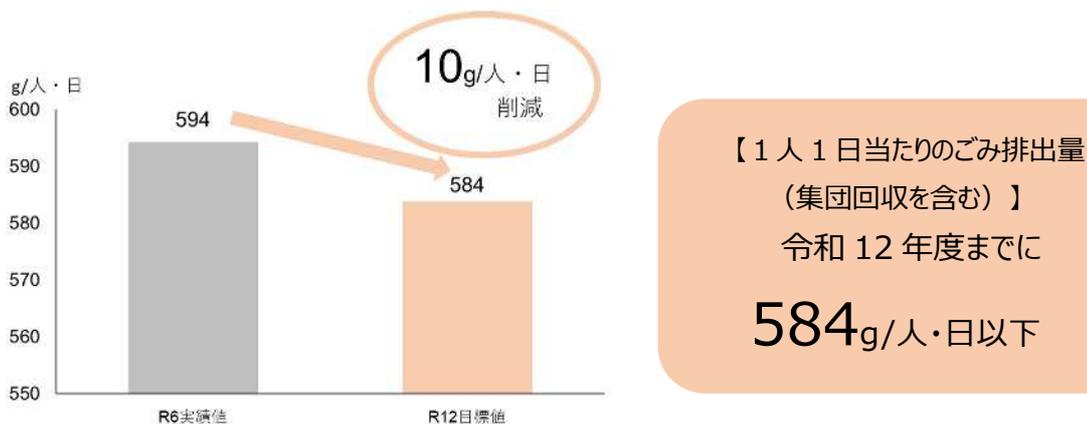
(1) 一般廃棄物処理計画（量）

単位：t

	分別区分	R6実績値	R8計画値	R12目標値
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	11,450	数値編集中	
	燃やさないごみ	1,340		
	プラスチックごみ	2,038		
	粗大ごみ	840		
	有害ごみ	36		
	資源物	7,975		
	集団回収	1,142		
	小計（※）	24,821		
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	2,327		
	燃やさないごみ	0		
	小計	2,327		
合計（※）		27,148		

※ 四捨五入により表示をしているため、計数は一致しない場合があります。

(2) 目標値（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）



【目標設定の考え方】

食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に力を入れていくタイミングであることに加え、近年、市内のまちづくりの進展に併せて事業系一般廃棄物が増加していることを鑑み、家庭系・事業系一般廃棄物を合わせた市民1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）を目標値として設定します。基本方針、基本理念実現のため、発生抑制を最優先に取組み、新たな施策の展開、既存の取組の充実を図ることで、令和12年（2030年）度目標値として584g/人・日以下を目指します。

2. プラスチック資源循環促進法への対応

令和4年(2022年)4月から施行された「プラスチック資源循環促進法」において、家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収(本市においては実施済み。)と、資源循環の促進等への取組が求められています。

本市では、令和7年(2025年)3月に本格稼働を開始したメタウォーターサステナブルパークこがねいにおいて容器包装プラスチック及び製品プラスチックを混合ベール化し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことで再商品化を行っています。

3. 施策の展開

令和8年(2026年)度も、引き続き基本計画に基づき「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「各段階における安全・安心・安定的な体制の確立の推進」を基本方針とした上で各施策の展開を図ります。

また、令和7年(2025年)度末に策定された一般廃棄物処理基本計画、災害廃棄物処理計画及び食品ロス削減推進計画に基づき、3Rと適正処理を推進します。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

ごみの種類に合わせて積極的に施策の展開を図り、より効果的に発生抑制を進めます。令和8年(2026年)度における「重点項目」に対する各取組の展開は下表のとおりです。

令和8年(2026年)度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none">・各種広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じた市民への周知徹底・環境イベントや民間企業等と連携したフードドライブの実施・食品ロス削減推進協力店の普及拡大・食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大・組成分析調査の実施による食品ロス排出状況の実態把握	<ul style="list-style-type: none">・食品ロス削減に関するイベントや講演会の実施・各種広報媒体を活用した事業の普及促進・民間企業等と連携したフードドライブの実施・「小金井カメすけ」協力事業者拡大に向けた店舗訪問・事業説明・組成分析調査の実施

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
正しい分別方法の周知と徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、各種広報媒体を活用した分別方法の周知徹底 ・啓発チラシの配布等による、プラスチックやリチウムイオン電池を含む充電式電池の正しい分別方法の周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、各種広報媒体を活用した分別方法の周知徹底 ・プラスチックやリチウムイオン電池を含む充電式電池の正しい分別方法の啓発チラシの配布
事業系一般廃棄物の発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書を活用した、事業者へのごみ減量・分別徹底の個別指導の実施 ・市報や市ホームページ、ごみ分別アプリ、SNS（公式X・Instagramなど）を活用した啓発 ・事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出状況の把握、個別指導の実施による事業系一般廃棄物の発生抑制 ・各種広報媒体を活用した啓発 ・事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討

※ 基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開する予定ですが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については基本計画を御参照ください。

（２）安全・安心・安定的な体制の確立の推進

「各段階における安全・安心・安定的な体制の確立の推進」に関しては、基本計画策定後、令和３年度に「災害廃棄物処理計画」を踏まえた市職員用「災害廃棄物処理初動対応マニュアル」を策定したほか、令和４年（２０２２年）度に小金井市野川クリーンセンターの本格稼働、令和６年（２０２４年）度末には小金井市資源物処理施設であるメタウォーターサステナブルパークこがねいが稼働開始するなど、着実に施策の展開を進めてまいりました。令和８年（２０２６年）度は、令和７年（２０２５年）度末に策定された災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、法令、指針、東京都災害廃棄物処理計画に係る研修の実施に向けた検討など、災害廃棄物処理体制の拡充に向けた検討を進めます。

今後も引き続き、基本計画に基づき、各段階における安全・安心・安定的な体制の確立の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」、「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」、「廃棄物処理を支える体制の強化」という３つの計画項目について、各施策の展開を図ります。

第4章 ごみ処理体制

1. 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集（回収）

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せともの、複合品など	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無にかかわらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	電池類・蛍光管（電球型を含む）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式を含む。）※	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん、化粧びん	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベ	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。

※ 充電式電池（リチウムイオン電池など）が使用されている電化製品は収集車両、処理施設での火災の原因となります。充電が切れていたり、使用できない状態でも発火や爆発のおそれがありますので、外側がプラスチックの場合でも、必ず「有害ごみ」として排出しなければなりません。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
古紙・布	雑誌・本	週1回/委託	雑誌・本 紙ひもで縛る。
	ざつがみ	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込む か、紙袋などにまと めて入れる。
	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
枝木・ 雑草類・ 落ち葉	枝木（長さ1m以内・1本の太さ1 5cm以内・束の直径30cm以内）・ 雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る。 雑草類・落ち葉 45リットル以内の 透明又は半透明の袋 に入れるか、かごな どに入れる。
生ごみ 乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥 型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 市指定の専用容器に 入れる（一部対象外 あり）。

※ 指定収集袋：化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素(CO₂)の増加を抑制して環境負荷の低減を図るため、令和5年(2023年)度からバイオマス素材を原材料とした家庭系指定収集袋を導入しています。

(2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。

拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	随時/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	随時/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	随時/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	随時/委託
		飲料用	随時/ ゼブン・イレブン店頭回収
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	随時/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	随時/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
	ステンレス製ボトル	ステンレス製ボトル（水筒）	随時/直営
コンタクトレンズ空ケース	使い捨てコンタクトレンズ空ケース	随時/直営	

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。

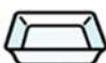
※ 膨張変形したリチウムイオン電池製品については、小金井市野川クリーンセンター及びメタウォーターサステナブルパークこがねいで回収しています。

ごみ量削減に向けた取組事例

○マイバッグの利用
（レジ袋Lサイズ1枚：約7g）



○ばら売り・量り売りの利用
○店頭回収の利用
（トレイ1枚：約3g）



○マイボトルの利用
（テイクアウト用コーヒー
紙コップ1個：約12g）



（ペットボトル1本（500mL）
：約18g）



(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法については、次のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理(処分)
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	焼却処理 (一部事務組合)		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設 焼却後エコセメント化 (一部事務組合)
燃やさない ごみ	積替え (委託)	金属・プラス チック類等 の複合品など	野川クリーン センター 金属・プラスチック類等の複合品な どを資源化、熱回収(民間処理施 設)
プラスチック ごみ	選別・ べール化 (委託)	プラスチック 製品及び容器 包装リサイク ル法対象の廃 プラスチック	メタウオータ ーサステナブ ルパークこが ねい プラスチック製品及び容器包装リサ イクル法対象の廃プラスチックを資 源化(公益財団法人日本容器包装リ サイクル協会)
粗大ごみ (可燃系)	選別・ 解体 (委託)	木質家具、ふ とんなど	野川クリーン センター・浅 川清流環境組 合可燃ごみ処 理施設 木質家具などを熱回収(民間処理施 設)
			ふとんを焼却後エコセメント化 (一部事務組合)
			粗大ごみの一部は補修し、リユース (野川クリーンセンター)
粗大ごみ (不燃系)	選別・ プレス (委託)	自転車など大 部分が金属の もの	野川クリーン センター・メ タウオーター サステナブル パークこがね い 自転車など大部分が金属のものを資 源化(民間処理施設)
	選別 (委託)	上記以外の複 合素材・小型 家電製品・衣 装ケース・ゴ ルフクラブな ど	小型家電製品・衣装ケース・ゴルフ クラブは資源化、その他品目は熱回 収(民間処理施設)
			粗大ごみの一部は補修し、リユース (野川クリーンセンター)
有害ごみ	選別(委託)		メタウオータ ーサステナブ ルパークこが ねい 資源化・一部埋立(民間処理施設)
			小型家電製品を資源化 (民間処理施設)
びん	破碎・選別(委託)		メタウオータ ーサステナブ ルパークこが ねい 資源化(民間処理施設)
スプレー缶	積替え(委託)		メタウオータ ーサステナブ ルパークこが ねい 資源化(民間処理施設)

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
空き缶	選別・プレス(委託)	メタウォーター ーサステナブル パークこが ねい	資源化（民間処理施設）
金属	選別・プレス(委託)		資源化（民間処理施設）
ペットボトル	選別・ペール化(委託)		資源化（公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会）
古紙			資源化（民間処理施設）
布	積替え(委託)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
生ごみ乾燥物	積替え(直営・委託)	メタウォーター ーサステナブル パークこが ねい	堆肥化（民間処理施設）
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ	積替え(直営)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
くつ・ かばん類	積替え(直営)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

2. 事業系一般廃棄物

(1) 事業活動における 3 R の推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、発生抑制を最優先とした 3 R の推進に取り組まなければなりません。製品、容器などの製造、加工及び販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店の認定要件であるレジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

(2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分及び排出方法は次のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用指定収集袋（赤）（紙おむつを含む。）
燃やさないごみ		事業用指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません。
資源物	びん	事業用指定収集袋（青）
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	

分別区分		排出方法
資源物	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる。 <例> ・シュレッダー紙（4 5L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
	枝木・雑草類・ 落ち葉	3 束（袋）まで排出することができる。 <u>枝 木</u> ：ひもで縛る。 <u>雑草類</u> ：透明又は半透明の袋 <u>落ち葉</u> ：透明又は半透明の袋

（3）適正処理方法

事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所又は一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、西東京リサイクルセンター（羽村市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）、ニューエナジーふじみ野株式会社（埼玉県ふじみ野市）、比留間運送株式会社（武蔵村山市）、株式会社イズミ環境（八王子市）など）にて適正に処理しなければなりません。

第5章 ごみ処理施設等に関する事項

1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。

- (1) 施設名称：浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設
- (2) 所在地：東京都日野市石田一丁目210番地の2
- (3) 処理能力：約228t/日（全連続燃焼式ストーカ炉）



2. 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設

平成29年（2017年）度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、

二枚橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和4年（2022年）8月から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：小金井市野川クリーンセンター
- (2) 所在地：小金井市東町一丁目7番19号



3. 資源物処理施設

平成29年（2017年）度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、旧中間処理場敷地に、プラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びんなどの資源物処理施設を整備し、令和7年（2025年）3月から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：メタウォーターサステナブルパークこがねい
- (2) 所在地：小金井市貫井北町一丁目8番25号
- (3) 処理能力：25.9t/5h



4. 最終処分場

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年（2018年）度以降は、構成団体が埋立ごみの搬入を行っておりません。

- (1) 施設名称：二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第6章 動物の死体処理

1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2. 市が収集するもの

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、届出により市が収集します。

3. 処理方法

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分します。

第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

1. 市が収集しない一般廃棄物について

(1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、有機ELテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

ア 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき販売店により回収

イ 家電リサイクル受付センターに回収を依頼

ウ 令和7年（2025年）1月末に市と連携協定を締結した小型家電リサイクル法認定事業者を通じた家電4品目小売事業者による自宅回収サービスの利用

エ 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持込み

(2) パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づきメーカーにより自主回収又は資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収

(3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材を除く。）、フロンガスを使用している製品など

（危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理）

(4) オートバイ

メーカーにより自主回収

(5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

市内薬局及び医療機関により自主回収

2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

3. 災害廃棄物

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、災害廃棄物の処理方法について示しています。

第8章 生活排水処理

1. 収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	〇〇 ※後日記入	市内全域	随 時	バキューム車に よる収集(委託)

2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合下水投入施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5丁目1番地
- (3) 処理能力：7.0KL/日
- (4) 処理方式：前処理希釈方式

質問者	該当箇所	質問・意見内容	回答
災害廃棄物処理計画 資料1 「小金井市災害廃棄物処理計画（素案）」			
林委員	P8 表1-4 仮置場の分類 「緊急仮置場」	「平常時にごみを排出している場所」とは家の前のことか。	ご認識の通りです。 平常時と同様にごみ収集が再開された際に、生活ごみ（燃やすごみ等）と片付けごみ混ざらないように排出時には分別排出にご協力ください。 また、通行の妨げにならないようにもご配慮ください。
	P8 表1-4 仮置場の分類 「地区集積所」	「平常時に自主防災組織が市と協議し、選定した自主防災組織が管理する」とあるが、市の担当者とはいつ協議をするのか。	自主防災組織からご相談を受けた際に市と協議する場を設けます。
		ごみゼロ化推進員の具体的な組織作りはどのように行うのか。	ごみゼロ化推進会議等で協議することを想定しています。
	P9 表1-4 仮置場の分類 「一時仮置場」	「協力協定事業者等による運営を想定し」とあるが、「想定」となっている理由は。	災害時の管理は事業者に委託することになりますが、委託される事業者は災害時に決定することから、計画では“想定する”としています。
	P10 2. 市民の役割「自主防災組織で市民が災害時に片付けごみを排出できるように独自の地区集積所候補地を平常時に検討する場合は、市と協議・情報共有しながら候補地を選定する等の協力・連携体制の構築に協力することが求められます。」	「場合」や「求められる」となっている理由は。	他自治体の自主防災組織が独自に片付けごみを排出できる場所を検討されている事例があるためです。 本市でも同様の取組が実施される場合は、以下の理由から市と事前に協議をしてから候補地を決定いただきたいと考えているためです。 ①市が選定した候補地との重複選出の回避 ②収集ルート検討時の条件把握
P10 3. ごみゼロ化推進員の役割「市民の代表として排出段階での分別の徹底などを率先して実行することが求められます。災害時に市が周知・広報する内容を市民に広げる役割も期待されます。また、災害時に市が開設する地区集積所の管理・運営について、市の協力要請に則り、管理・運営の補助を行うことが求められます。」	「期待される」や「求められる」となっている理由は。	「求められる」に統一します。	